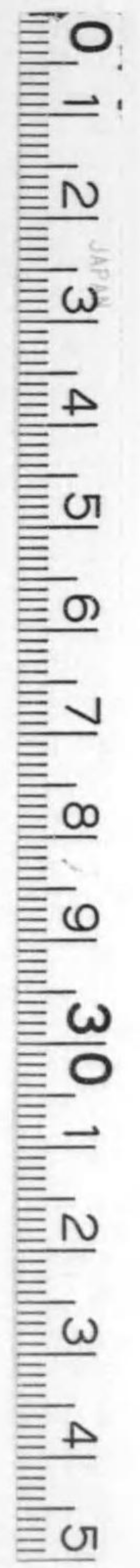


327

816



始



岐阜縣產業史



一、本縣に於ける織物、陶磁器、製紙は其の年産額最近八百餘萬圓を算し古來稱して縣下の三大工業と爲す而して之か盛衰は直ちに縣民の幸福に關し縣下經濟界に影響を與ふるや大なり本縣曩に本巢郡席田村神谷保朗氏に委囑し是等工業の起源沿革並變遷の狀態を調査編述せしめしに今其の稿を脱し上梓すること、なれり本書即是れなり

一、本縣の産業史績に就ては其の資料と爲すべきもの極めて尠く本書の如き素より之を以て完璧と爲す能はざるは勿論なるも而も之に依り斯業改善上幾分資する所あるを得ば幸なり

大正
5. 4. 11
内交

一、文書器物等にして撮影の上巻頭に掲ぐるに於ては参考と爲るべきもの尠からずと雖經費其の他の關係に依り一も掲載するを得ざりしは遺憾とする所なり

大正五年三月

岐阜縣内務部

岐阜縣産業史目次

第一編 製陶

第一章 總 說

第一節 我國製陶の沿革

素盞鳴尊と製陶 柳八玉神と製陶 大陶祇神と陶器村 椎根津彦と製陶
野見宿禰の土偶 陶器の古語 業務の世襲は我朝の古俗 韓土交通時代の工藝
雄略天皇と工藝 土師連 天日槍と製陶 野見宿禰と埴輪土偶

第二節 寧樂朝時代の製陶

寧樂朝時代の文學と工藝美術 佛教の興隆につれたる文化藝術 行基法師と行基焼
八田莊 唐津焼の創始

第三節 平安朝時代の製陶

當代文學書中に見えたる陶器、青磁 大極殿の碧瓦乳牛院の酥壺 秘色の陶器
政府直轄の窯、官窯 延喜式に定められたる陶器調買の國 延喜式に見えたる陶器の名稱
和名鈔に見えたる陶器の名稱 美濃國製陶の史に見えたる最初

第二章

第一節 美濃國の製陶

當時に於ける製陶の地方 各務須賀 稻葉郡における古代の製陶地
當國製陶の再興時代 加藤市左衛門景光 常滑と瀬戸と 鎌倉時代の一新時機
茶道の藝術に及ぼしたる影響 陶祖加藤景正 景正の作品 景正が瀬戸地以前の窯

第二節の一 土岐郡の製陶

土岐郡の製陶地として世にあらわれたる年代 加藤四郎左衛門景春 陶器業免許の朱印
景光久尻に移住す 土岐郡の陶祖 清安寺のこま 白薬様 くじりの語源とこの地の製陶
筑後守の宣旨 筑後の朝日焼 景延の唐津におもむきたる動機 景延の墓
景光の諸弟とその事業 景延の諸弟とその事業 陶工系譜
土岐郡製陶の産地、窯數、製造家、職工數 龍株の事 株式は座の遺風 釉藥の變遷
青花磁器 紺青とコバルト 型紙の職工 製品の變遷と技術の状態 繪つけの技術
窯の變遷 本郡の産額

第二節の二 多治見の製陶

景増 景姓と景郷 清安寺所藏の茶壺と香爐 窯株の制 磁器製造の起源
製磁の原料地 名工吾助、西浦圓治 加藤助三郎

第二節の三 駄知町の製陶

水野惣九郎と龍株 寛政八年以後の龍株 龍納帳 水野惣九郎を土岐郡の陶祖となすべし
高田徳利

塚本喜助 六右衛門の製品 塚本源右衛門 駄知土瓶 磁器の創始 製品種目と數數

第三節 本郡内各所に散在する陶窰

(一) 曾木窰、加藤利右衛門 加藤傳四郎傳記

(二) 高田窰、加藤景直 高田徳利

(三) 下呂窰、藤原吉兼 加藤唐治郎 太白焼 磁器製造者利兵衛 製品の種目

(四) 妻木窰、加藤景重 天下一筑後窰 支蕃家頼より八幡宮へ奉納したる願書 庚申堂寄進の香爐
景重寄進の高坏一双 八角經筒 日東千左衛門 筑後窰以前の製品 龍跡につきて
磁器創始 窰の名稱 商賣株の制 御倉本 製品種目 水野勘兵衛の佛蘭西焼
鈴木和三郎の石炭窰

(五) 笠原焼、加藤景成 加藤景輔とその子孫の事業 松原領右衛門 陶業改良者

(六) 土岐津焼、藤四郎

(七) 稻津焼、岩島角兵衛 六六
 明治初年の窯業者

(八) 鶴里焼 六七
 明治二十五年の再興

(九) 肥田焼 六七
 古村長助 壽紋皿と三五皿 製造数と其數量及び價格

(十) 瑞浪焼、窯業創始者 六八
 製品の種目 寺河戸區の窯業 石炭模範窯、目下の製品

(十一) 明世焼 六九
 月吉區と河合區との窯業

(十二) 土岐焼 六九
 元和五年の奥書ある、加藤氏の系譜 中興加藤常政 加藤興一耶

(十三) 市之倉焼、加藤直政 六九
 當地開窯の祖といへるに二流ありしこと 當地窯業者の一大恐慌 窯株と總櫃との改正
 新製窯二筋の許可 大白焼 白鈴徳利の取締 村雲御所出入御用を命ぜらる
 加藤伊八御本丸御用のことを願ひ出づ 岩田兼三郎 現時の製品と孟の如き小さいものを
 焼きいだしたる原因 製品の種目と數量と價格 現今の製造家

(十四) 虎溪焼 七四
 虎溪焼最初の窯場 茶器を焼き試む 虎溪焼と稱す

第三章 可兒郡の製陶 七五

可兒郡製陶の年代 加藤景成 景成の作品 本郡の窯所

(一) 根本焼 七七
 初代小助 天領御用窯 現今の製造個數と價格 製品の名譽 原料と製品の種目

(二) 二十原焼 七八
 石粉チクラの發見 製陶業者の人名と製陶の年月

(三) 小名田焼 八〇
 小名田徳利 馬場大助 明治二十年の再興 製造高と價格

第四章 恵那郡の製陶 八一

恵那郡製陶の起源地 東釜 大川 水上 元禄十一年の奥書ある、先祖の覺書
 本郡の磁器 本郡磁器の開祖 窯株の制度 御用窯 開窯當時の原料地と原料
 製品種目 初窯の製品と代價 維新後製品の代價 西南役後の景況 見込焼と注文焼
 磁器輸出の嚆矢 明治二十年以後の窯業 其後の改良 當時の輸出品
 大正元年度における、本郡陶磁器に關する統計

(一) 鶴岡村の窯 九一

釜屋の佐々木新左衛門 其後の再興者 製品の種目 製陶の原料 海外輸出
陶器同業組合の組織

(二) 阪本村の窯 九三

天保以後の窯業 維新後の窯業

第五章 不破郡、稲葉郡、養老郡、本巢郡、飛驒國 九五

(一) 不破郡 九五

温故焼 魁翠園焼 御勝山焼 原料 石遷勇助 製品の種目

(二) 稲葉郡 九七

金華山焼 金華山焼といへる因由 岐山焼 百曲焼 鈴翁焼 製品の種目
現今の金華山焼 金華山より発見せられたる釉薬とその名稱 現今の竈と其製品、産額

(三) 養老郡 一〇三

養老焼の創始 第二回の設計 製品の種目 大橋秋二の養老焼 素心焼

(四) 本巢郡 一〇六

船木山焼 藤原定家の館跡 一條兼良の居住 明日焼 文政以後の窯

(五) 飛驒國陶器 一〇九

賢舟の竈 三福寺焼 小絲焼 澁草焼 陶甄社と其経過 製品の種目 芳國社と芳國舎

第二編 製紙

第一章 總説 我國製紙の沿革 一一三

文字と紙との關係 我國に文字のあらはれし時代 墨徴法定と我國製紙の年代
製紙の原料 正倉院御保存の紙と當時の文書にみえたる紙の品目 支那抄紙の技術
我國製紙の技術 倭名類聚抄に見えたる紙の品目 紙屋紙と紙屋院
支那朝鮮より輸入せられたる、官邊使用の紙 當時紙の貴重せられしこと
當時における抄紙の國々

第二章 美濃國の製紙 一一九

製紙の年代平安朝 色紙の事 美濃紙抄製圖記の説 鎌倉時代における美濃國の抄紙
武儀郡における抄紙の説 太田姓系譜 南北朝時代以後における抄紙
徳川時代における抄紙

第三章 美濃國の山水と、美濃紙の品質 一二三

(一) 武儀郡の製紙 一二四
武儀郡製紙の名稱の歴史 書院紙といへる名稱 美濃紙を貿易品となす

武儀郡製紙改良會 美濃紙同業組合 製紙原料地 生産地 紙舟役の事
 諸書に評せる本郡の製品 美濃紙の集散地大矢田村 同上有知村 現今の原料地
 現今の生産地と抄出せらるゝ紙の種類 販路 徳川時代、武儀郡における製紙の村落と、
 その抄出製品との名稱表 現今武儀郡における製紙の村落と、その抄出製品との名稱表

(二) 恵那郡の製紙……………一三七

原彌助 御藏紙 濃陽徇行記にしるしたる當時の上納高
 明治年代における製造町村とその概況 中央製紙株式会社

(三) 加茂郡の製紙……………一四一

いにしへの生産地 現今の生産地とその概況 太田町の製紙

(四) 土岐郡の製紙……………一四三

往古の状況

(五) 山縣郡の製紙とその沿革……………一四四

扇面紙 紀州侯の海外輸出の計畫 抄紙の改良 抄紙方法の研究
 最近數年來の産額表 共同煮熱新舊對照表

(六) 本巢郡製紙の地……………一四八

本郡製紙の起源 紙を以つて納税の一とす 本郡製紙の用途

(七) 揖斐郡製紙の沿革……………一五二

杉原紙の事 製紙の種類 製紙の現況 製紙の原料 阪内村の産額と現況
 久瀬村の産額と現況 集散地揖斐町における取扱高 谷汲村再製型紙 型紙の用途

(八) 飛騨國製紙……………一五六

製紙の起源 製紙の現況

第三編 機業

第一章 總説 我國機業の沿革を略説して、美濃國機業に及ぶ……………一五九

工業の世襲 神代の機業とその製品の種目 常陸風土記にみえたる機業にかはれる神
 社と神名 神武天皇以後における職業世襲の部族 崇神天皇以後における外邦との交通
 と機業の進歩 新羅の調貢 秦公祖、弓月君、倭漢直祖、阿知使主等の歸化
 雄略天皇の産業の御奨励と機業 顯宗天皇はじめて織部司をおきたまふ
 大化革新と部族世襲の職業とに機業に及せる影響 佛教藝術としての機業
 寧樂朝時代の刺繍と染色 額織、藤織、爽織の事 元明天皇時代の織部司
 元正天皇絹、緋の貴賤、長短を定めたまふ 當代はじめて美濃産の名みゆ
 聖武天皇時代の製織とその制度

第二章 美濃國機業……………一七〇

延喜式にみえたる美濃絹の名目 美濃國を上絲十二國の内に加へたまふ

中古において美濃國養蠶の想像地 平安朝時代の機業の進歩
 平安朝時代の著書に記載せられたる美濃國の絹織物 鎌倉時代より南北朝時代へかけての絹織物
 美濃上品 曾代絲、曾代絹 上古の染色術と美濃國 美濃泳宮とく、りぞめの事
 錦織の地名につきて 美濃撰絲

第三章 縣下各地の機業……………一七八

第一節 岐阜市の機業……………一七八

岐阜市織物の起源 織長絹 岐阜縮緬の起源 紋帯丹 岐阜所製の縮緬を京地に
 て賣ることを禁ぜらる 尾州の御藏物 維新後の経過 岐阜縮緬同業組合
 岐阜縮緬の受賞 工業試験場を設置す 縮緬について

第二節 羽島郡の機業……………一八四

美濃絹の起源 棧留絹 地奥 サントメの語につきて 天明火災後職工の縣下
 へ移住したるの地 縣下の機業地と集散地 美濃結城の起源 結城綿産出の中心地
 洋絲輸入に付ての影響 美濃絹以外の織物 粗製濫造についての注意と組合の組織
 支那輸出についての織物 被面布 機業の中心地 狐穴染 川島村の機業 御藏物
 問屋株 御絹講 現今の産出高

第三節 安八郡の機業……………一九六

織物の種目 東宮殿下へ献上品 明石縮 大垣織布會社 紋箔織 美濃絹

第四節 稻葉郡の機業……………二〇〇

本郡織物の種目起源 五福組 縮緬會社 前宮の機業 絹同業組合

第五節

(一) 海津郡及び不破郡の機業……………二〇三
 海津郡機業の起源 海西村織物同業組合

(二) 不破郡の織物……………二〇四

第四章 飛騨國機業の沿革と現時の状態……………二〇四

當國織物の起源 高山町の絲問屋 飛騨袖 袖拵織傳習會と染色研究會 裏地平絹
 三星織工場 機業傳習所 大野郡機業組合 大野郡輸出羽二重業組合 益田郡の袖織



緒言

一本書編纂の囑託を受けしは、大正二年三月十三日にして、其稿を終り、淨書を遂げたるは、大正四年十二月廿六日也。この間、三ヶ年の長日月に亘れりと雖も、事に當れるの日は、百有五日なりき。其内實地の踏査に、三十八日を費し、史料の蒐集、起稿、校正、淨書に、六十七日間を充てたり。

一本書の地理、歴史に關するの史料、獲るに難しとせされども、産業史料の如きは、殆んど皆無と謂つべし。されば其起源沿革の如きも、假令信すべからざる傳説、記録なりとも、一々其地に就きて、探求せざるべからず。これ前記編纂の日子中、其三分の一以上を、實地踏査に費したる所以也。

一されどもなほ、余が踏査以外の地において、踏査せざるべからざるもの、傳説、記録の徴せざるべからざるもの、尠しとせず。僅少の日子にして、是らの事業に、専念ならしむることを得ざる余においては、以上盡力の、餘裕なかりしを如何にせん。其所在の郡市町村を、漏すところなく、監査、精察を遂ぐるが如きは、長房が縮地の術に通し、摩姑搔癢の手を假らざるよりは、奚んぞ希望を充たし、成績を收むることを得んや

一本書題して、岐阜縣産業史といふ。しかして其記するところは、製陶、製紙、機業の三種に過ぎず。本縣所産の製品、なほ他に記するに足るべきもの、沿革の掲げざるべからざるもの

あるは、固より論を俟たず。本書は先其大なる、三種の沿革を、記載するにこぞめ、他は後日の編纂にゆづれり。

一余從來、皇典と國文學との講究を以て、生命とするもの、産業の如きは嘗て念頭にあらず。然るに偶々、これが編纂の囑託を受く。固辭すれども得ず。終に編纂を敢てす。稿丁一覽、慊焉たらざるもの頗多し。況んや斯道の識者をや。是正する所あれば幸甚也。

一されば余は、本書を以つて、他日有識の士の、再この種の書を、編述せんとするに當りて、幸に参考の一に備らば、素懷始めて遂げたりといふべし。若それ今人の、本書によりて、縣下三大物産の沿革の一端をしり、斯業將來の發展に、資せんとするあらば、余の望外の喜悅ならん。

一本書印刷に際し、閲讀の参考として、卷頭に掲げたき、撮影の文書、器物、一にして足らざれども、故を以て能はず。甚遺憾とする所也。

一終りに臨みて、本書の編纂に際して、其關係の郡役所、町村役場より、口碑、傳説の書類を提供せられ、或は實地踏査の際、便宜を與へられたる、地方人士の厚意、感佩して措かざる所也。

大正五年二月、剗刷に附せんとする日

編者 識

岐阜縣產業史

神谷保朗編

第一編 製陶

第一章 總說

第一節 我國製陶の沿革

我國製陶のこと、すでに神代にあり。日本書紀に、素盞鳴尊の、出雲國簸の川上にいたりたまひて、土人脚摩乳、手摩乳の女、奇稻田姫を助けたまふ時、種々の果物をもて、酒八甕ヤハツを醸したまひしことあり。やはらは即八瓶也。瓶は土器の容器にて、瓶の腹の太く大なるをいへる稱呼也。やは數字の意味にあらず。

古事記大國主神の、御國譲りの段に、櫛八玉神の、鵜になりて、海底の波邇をこりて、



素盞鳴尊製陶

櫛八玉神製陶

大陶祇神
陶器村

八十毘良迦をつくりたまひしことあり。八十はそれの大数をさせるにて、毘良迦はその所製の陶器の名稱なり。舊事紀に大己貴命の時、茅渟縣に、大陶祇といふ神、居住の事みえたり。茅渟縣は、今の和泉國にて、陶器村や、その神のあと、ころなるべし。寧樂朝にいたりて、行基法師が、するものをつくりはじめたるも、この地なりしことを考ふべし。

出雲國造の神賀詞に、伊都幣、天能碓あり。いつへは嚴釜にして、天能碓は天の甕なり。一は神饌調理の料、一は神酒醸造の料に、供したるものなり。この外豊玉比賣の玉椀をもて、井水を汲みたまひしことも思ひ合すべし。

椎根津彦と製
陶
野見宿禰の土
偶

神武天皇の御時、天皇の椎根津彦と、弟猾とをして、天香山の土をさらしめて、八十平甕、天手挾、嚴釜をつくらしめたまひしもこれが一例なり。垂仁天皇の御時、殉死にかへたまふとて、野見宿禰に、土偶をつくらしめたまひしも、これが一例なり。當時大和國の地名に埴安池あり、陶邑あるも、この製陶のことにえにしあるを、示したるもの也。

陶器の古語

要するに古語に、ミカ甕、イツベ嚴、イムベ忌釜などいへるは、皆太古より上古にわ

業務の世襲は
我朝の古俗

たれる、陶器のことにして、その所用の場合によりて、その形状をことにし、その形状のことなるによりて、その名稱と用途とをわかちたるがごとし。允恭天皇の朝、探湯す^{ウカケチ}とて、用ひたまひし、探湯釜あり。くかたちの湯を沸すに用ひたる、土器なることを、わするべからず。

前述の手挾といへるは、今の手つくねものに、あたれるがごとし。こゝにかく手挾をあけたるは、他に不完全ながらも、轆轤を使用して、つくりたる陶器、または型にいれてつりたる陶器などのありしによりて、それが區別をなさんがための、名稱とも思はるゝなり。

我朝の古俗、すでに世襲の職ありて、各その業に、いそしみ勉めたり。鏡作連の鍛冶の業にあづかりたる、玉作連の、玉作の業にあづかりたる、弓削部、矢作部、楯縫部、鞍部等の、武器製造の業を、司ごれりしかごときにてもしらるべきなり。當時の土師部は、まさしくこの製陶の業に、従事したる部族なりき。

韓土交通時代
の工藝

それより韓土交通時代、ことに應神天皇より、雄略天皇をへて、推古天皇、孝徳天皇の朝にいたりては、我國の工藝をして、燦然光輝あらしめたるの境に、到達せしめたり。

這般の梗概は、本書製紙篇に、説述したるがごとし。うちにも雄略天皇は、實に工藝の保護と奨励とに、いたく御心を、用ひたまひしなり。この製陶のごときも、その七年といふに、韓人西漢才伎歎因知利の奏上によりて、韓國陶器の工人をめしたまふ。吉備上道臣弟君、これが正使として、歎因知利、これが副使たりき。しかしてめされたるは、百濟の陶部高貴なりき。同時に鞍部堅貴、畫部因斯羅我、錦部定安那、錦譯語卯安那等もめされたり。よりにて天皇は、これを河内國上桃原、下桃原、真神原の三所におきて、各その職に盡さしめたまへり。

またその十七年、土師連等に詔して、朝夕の御膳を盛るべき、清器を造りて、奉らしめたまへり。その時土師連の祖吾笥といへるもの、攝津國來狹々村、山背國內村、俯見村、伊勢國藤形村、および丹波、但馬、因幡なる、私民部を奉りて、その清器をつくりて供へたり。贊土師部といへるは、この時定められたるなり。孝德天皇の大化元年、宮内省中に宮陶司をおかるゝにいたりしも、こゝに濫觸したるものなり。宮陶司は、平城天皇の大同三年に、大膳職に屬せしめて、陶工を管し、諸國の陶器を調製する地は、陶器を上りて、調貢にあてしめたまへり。

令義解に、宮陶司正一人、掌宮陶皿事——皿の事、顯宗天皇の御時、天皇一日宴を開き、瓜を肴となしたまふに、盤にもりたまふよしをしるせり。サはは淺きの義なり——佑一人、令史一人、使部六人、直丁一人、宮戸云々としるせり。これ即、文武天皇大寶元年——一三六一——に制定したまひしことなり。同三年諸國に疾疫あるや、土牛の大雛——土牛童子——とて、陶製の像を門にたて、年中の惡鬼を、逐へりしことあり。これよりさき新羅の王子、天日槍來り歸るとき、その從人なりし陶人、近江國鏡谷といへるところに、とゞまりて、この業をはじめしよし、垂仁天皇紀三年——六三四——春三月の條にみえたり。おもふにこれ、韓土の陶法の、わが國に傳はりしはじめなるべし。雄略天皇七年に百濟の陶部高貴の來朝にさきだつこと、實に四百八十九年なり。この頃よりや、形をつくるに轆轤をもちひ、やくに窯をきつくやうになりしものならん。をりしも當代殉死の禁令ありて、かふるに土偶を以てするに會す。製陶の事業と、その技藝と、相俟ちて、その成果の、みるべきものありしなるべし。今日發掘さるゝ、或はすでに發掘されたる、土偶、祭器につきて、その一斑をしるべきなり。この時野見宿禰は、郷國出雲の土部、一百人——或は三百人といふ——をめて、人、馬など、種々の

物體をつくりて、皇后日葉酢媛の墓陵にたて、殉死にかへたり。立物、また埴輪といへりしはこれなり。されば天皇、厚く宿禰の功を賞せられて、土師職をおかれたり。宿禰は、土師の姓をたまひて、この工人をすぶる首領となれり。河内國志紀郡、丹北郡、和泉國大鳥郡、上野國綠野郡、下野國足利郡、丹波國天田郡、因幡國八上郡、智頭郡、備前國邑久郡、阿波國名方郡、筑前國穗波郡、筑後國山本郡などに、土師郷あるは、みなこの土師部の居住して、このわざにあづかりしところなり。

要するに神代より、土師部のつたへ來れる、陶法によりて、つくりたる毘良迦、甕、瓮、手扶などの祭器、日常の飲食器などの、この時代にいたりて、韓土の陶法をも斟酌參考して、大に改良せしめたるは、うたがひなきことなりしなり。かの土器の質堅くして、細き筋をあらはし、内面に波紋あるは、皆新羅、高麗、百濟などの陶法より、いでし結果にして、神功皇后の、三韓の御親征ありしよりは、彼我の交通來往ますます繁くなりて、彼土の工人をめし、彼土の製品を舶載せしめて、研磋よろしきを得し、結果なりしなり。

されども當時にしては、いまた釉藥をほごすにはいたらざりき。用明天皇の元年一

一二四六——百濟の威德王より、瓦博士麻奈父奴、陽貴文、陵貴文、昔麻帝彌の四人を獻したるも、わするべからず。

第二節 寧樂朝時代の製陶

寧樂朝時代にいたりては、韓土との交通はもとより、支那との交通も、一層隆盛となりて、彼土の文學に、印度の佛教に、その影響するところ、頗多大なるものありき。文學は皮相の美に、佛教は内證の薰りに、各その力を扶植したるの結果、制度に、文物に、美術に、工藝に、燦然たる光輝を、あるは政治史に、あるは文學史に、あるは美術史に、發揮せしむるにいたれり。

一當時佛教の興隆につれて、かの七大寺のごとき、諸國の國分寺のごとき、金銅盧舍那佛のごとき、造寺造佛の盛んなる、建築に、彫刻に、書畫に、染織に、刺繡に、鑄金に、髹漆に、或は玻璃等にいたるまで、陸離たる光彩をはなちたるは、言ふまでもなく、史に記載したれども、ひとり製陶のごとに及ばざりしは、いごあかぬことなりしなり。思惟するに、これ等文華の、燦爛たりし際にのぞみて、その居室における、飲食器たる、日常必須

の器具のみか、その列におくれたりとは信じがたし。それ等堂塔の佛前に供すべき、飲食物をもるべきもの、その一部分だにも、陶器なりけんぞ考へらるゝにおいてをや。

續修東大寺正倉院文書にも、陶碗、陶坏、鹽坏、片碗、陶盤などの文字あるをみてもその頃、各種多様の陶器の、使用されたりし事の、明らかなるにあらずや。且は當代陶器の、今に行基焼といへる詞の、それが固有名詞をなしたるにてもしらるゝなり。

因に行基焼とは、僧行基が、和泉國家原寺に住みけるをり、やきはじめたるものなり。この地神代より、すでに陶氏のすみて、陶器をつくりたるどころなれば、陶村の名も残りしなり。この陶器の莊といへるは、深坂、田園、辻ノ、大村、府久田、高藏、岩室の諸村をいふなり。今は田園、辻ノ、深草、高藏等は、大阪府泉北郡西陶器村となり、他は同東陶器村となれりぞぞ。この莊平安朝ころまで、製陶に従事したりけん。その事、三代實錄貞觀元年夏四月の條に見えたり。されども家原寺のありしところは、行基の誕生地にて、陶器村の隣村、八田莊なり。八田莊は、いまの泉北郡八田莊村也。されば行基が、行基焼をはじめしは、この八田莊かともおはる。しかしてこの地も古代より、製陶のことにつきて、あらはるゝところなり。織田、豊臣二氏の時代において、八田焙焙の名、世

行基法師と行
基焼

八田莊

に高くして、千利休もこゝに沙鍋を、注文せしことありしをおもふべし。

この行基法師は、各地布教のかたはら、土木工業の事にも力をそへて、一方庶民の福祉をすゝめたり。そのうちこの製陶のことにも、心を勞したるがごとし。即まつ旋盤カッタを發明して、素地をつくるに容易ならしめたるも其一なり。さてその製品たるや、質堅緻にして、釉薬をほごこさゝれども、自然に黒色の潤澤をあらはせり。實に在來製陶の技術に、一段の進境を示したるものなり。上代陶器の固有名詞として、直に行基焼の名をかぶらしむるも、故なきにあらず。

なほこれよりさき、孝徳の朝、——一三〇五——一三一四——肥前國にても、陶器をつくりたり。世にこれを唐津焼の創始なりといへり。こは釉薬をほごこさざる、一種の瓦器なりきとなり。其年代よりすれば、行基よりさきたつこと、四五十年なれども、その作品の堅緻にして、潤澤なる點よりすれば、行基焼の方をまされりとすべし。

養老元年、出雲國秋鹿郡の里人が、陶器郡なる、惠曇池の水底に、甕、甕などの、數多くしづめるよしをいへることあり。これ上古其地に、土師氏の在住して、夫等工人がその職に従事したりしことを證する者也。

唐津焼の創始

寶龜元年——一四三〇——孝謙天皇の崩去に際し、宮内省大膳職、大炊寮、造酒司、宮陶司の監物等一人を以て、命じて役夫を養ふ司となして、陵を起さしめたまひしことあり。こは即、陶製の器を以て、役夫の食器、日用の雜器に、あてたまひしをいへるなり。

第三節 平安朝時代の製陶

平安朝にいたりては、大和、河内、攝津、和泉——三代實錄貞觀元年、河内、和泉兩國、陶を焼く薪を伐る山を争へること見ゆ——尾張等にて、前代の技術をひきつぎて、各製作をきそひしもの、如し。當代に入りては、かく我國所製の品に對して、また彼土の陶器を用ひしことも、わするべからず。そは源氏物語、枕草紙、うつぼもの語など、當代の文學書中に見えたる、アラジ即青磁にして、今日貴重する青色の陶器なり。このもの全く唐時代にはじめていできたる工藝品なりき。この陶器、もとは素焼なりしが、それを焼きなす窯中の火力の加減によりて、土中にふくめる鐵氣の還元して、或は黄色に或は綠色に變じたるものなり。かくて唐時代にいたりてはこ

平安朝時代

當代文學書中に見えたる陶器青磁

大極殿の碧瓦
乳牛院の酥壺

の青色を摸擬せんとして、青色の釉藥を用ひてやきたるが、この青磁なりき。この時代にいたりては、我國にても、模造したりしなり。そはかの平安宮殿に用ひられたる青瓦——延曆十三年——一四五四——山城國長岡より、同國宇多に遷都、當時にもちひし瓦をいへるなり——又は乳牛院にて用ひられたる、酥壺などありしにても、しらるゝなり。

當代の貴族は、彼土への使節、交易船等の便宜によりて、舶來の陶器を求めたりしは今日上流の人々が洋品をよろこび求むること、同じかりしなるべし。今もとなふる茶碗といへる名稱の、まさにこの時代に起りしことをしらざるべからず。唐の越州窯、吳越の秘色窯、後周の柴窯などは、その輸入せられたる、重なるものなりしなり。青色の磁器は源氏物語——末摘花——にも御たいひそくやうの、もろこしやうの、ものなれど、さあるごとく、彼土にてもいたく、賞美したるものとおもはる。書言字考、節用集七、器財に、青磁、唐越州所出之磁器、源氏所謂秘色是矣とあるがごとし。河海抄十三、「若菜釋云、五位裝束也。青莖書也云々。青莖是は茶碗名也。その色に似たるものなり」とあり。なほ同書に、「御臺秘色、今の茶碗様の物也」とあるに同じ。李部王記天曆五年六月九日

秘色の陶器

御膳、沈香折敷四枚。瓶用秘色云々。とある秘色も青磁のことなり。このもの、支那にても貴ばれしことは、和訓栞に、宋葉寅が筆衡をひきて、近世不貴金玉、而貴銅瓷、遂有秘色窰器といへるにてしられ、しかして臣庶の、使用すべからざりしは、同書同段に、臣庶不得用故云秘色とあるにてしられたり。この磁器は、かく唐代に發達して、宋朝にいたり、遂に政府直轄の窰をひらくにいたれり。即官窰なり。この官窰ならでは、この青磁をやくこと能はざるにいたれり。さて又當時しきりに輸入されたる、この青磁は、眞言宗にては、天部の神を祭るをりには、必使用せられしなり。

これ等陶器の茶碗の、全くの茶碗として、使用せられたるは、鎌倉以後一般に茶といふもの、飲用せらるゝ様になりてのことなり。江家次第春日使の條に、

中關白爲使、於兼時山崎家飲水、兼時依無土器、以茶碗獻之、關白有疑色、兼時得意乍給茶碗、後前云々未用之由歟。

とあるにてもしらる。こゝに土器なきに依りとあるは、茶碗の齋器なりしに別區したるものなるべし。當時にて茶を飲むことは、專僧家の法會、飲食のをりに響應するか、さなくば今の湯藥として、使用するにすぎざりしなり。

○陶製の白池由加。大さ二石をうくる大瓶なり。○岳二斗をうくる叩盆。盆。

○石。大さ二石をうくる大瓶。平なる大瓶。四斗八升。なう。○腰。水を蓄ふる器。

醍醐天皇延喜年間——一五六——一五八三——延喜式の選定あり。そのをり、大和、河内、攝津、和泉、近江、美濃、播磨、備前、讃岐、筑前の十國をもて、陶器調貢の國と定められたり。この時又年料の雜品として、特に尾張、長門の二國に命じ、瓷器若干を造らしめて、民部省に納めしめ、其價は其國の正税を以て、辨せしむることゝなされたり。

本書この陶器を貢獻するところに、はじめて美濃國製陶のことをしるせり。まづ神祇式齋宮寮、年料供物のうちに、

卍一口、陶碗三十口、白二口、盤十口、已上美濃國充之。池由加一口、由加四口、匱一口、瓶一口、岳二口、叩盆四口、已上美濃國充之。陶卍叩盆各四口、陶手洗一口、陶碗二合、盤二口、已上美濃國。

また、陶器六百九十六口、美濃ともしるせり。

また主計式に、

腰二口、理十六口、由加十二口、缶二十七口、酢瓶八十口、水碗二十五合、深杯四十四口、箸壺十四口、手白髮瓶四口、水鉢二十五口、腰瓶四口、瞭十口、油瓶二

○ 碗。手洗盆
○ 足下杯。たけ
○ 爐。消火
○ 壺。神宮
○ 乳。牛乳
○ 器。牛乳
○ 器。牛乳

和名鈔にみえ
たる陶器の名

美濃國製陶の
史にみえたる
最初

口、大瓶七口、有蓋碗三十五合、高盤十七口、雜坏二十口、甘壺十一口、酒壺十口、
白六口、清坏二十口、足下坏五十口、油坏三十六口、斐坏六十口、乳戸四口、爐
瓮八口、宮瓶八口、後盤四十四口、酒坏四十八口、比太爲瓶五口、大盤三十五口、
池由加一口、小坏十口。

一四

なごもみえたり。これ等今一々その様式をしり、その用途を、つまびらかにすること、
能はずといへども、宮中の御恒例に、使用したまへる、御用途をみたまつるべきもの
をつくりいで、調貢し奉りたるは、いと明なる事なり。和名鈔瓦器類に、磁ミカ、硯
サラゲ、甕モタヒ(瓮罌)罎ツボ、瓶子カメ、游堀ユカ、盆ヒラカ、缶フト、罐ツルベ、
塙ナベ、蓋盃モヒマリ、盤サラ、盃蓋サカツキ、甕ツキノハタなどの、しるされたるも、
思ひ合すべし。しかしてこれに、瓦器とあるを見れば、いまだその作品の、磁器ならざ
りしをもしるべきなり。かくておもへば、今よりすでに一千餘年のいにしへにおいて、
當國製陶のこの、とにかくに世にみとめられて、事實において、これ等の物品を、製
造しつゝありしことを、たしかめ得らるゝにあらすや。

倭姫命世紀に、垂仁天皇十年、天照大神を、當國伊久良河宮に、四年間奉齋とのこと

あり。ついで尾張國中嶋宮に三箇月間奉齋とのことあり。そのとき當國の采女、忍比
賣の子、天平盆八十枚をつくりて、すゝめまつりしよしをしるせり。この平盆はたし
てこの國にて、造られたるものとすれば、當國製陶のこの、史にみえたるは、これ
をもてはじめとすべきなり。

かくの如く、漸時に進歩し來りし製陶のことも、承平、天慶——一五九五——一六〇
〇——の亂によりて、この業漸衰へ、制規の調貢も、他物を以てかふるにいたれり。こ
れより貳百餘年の後、かの加藤景正のいづるにあひて、再斯界に、發展の光明を、みこ
めしむるにいたりしなり。

第二章

第一節 美濃國の製陶

製陶のこの、當國に及びし沿革、實に如上のごとし。されどもその製造地のいづれ
にして、それにあづかりし人の、何人なりしかと、ふにつきては、今よりしるべきの記
録を得ず。されどもその製造地の如きにいたりては、古老の傳説をきき、地名により、

一五

美濃國の製陶

當時に於ける
製陶の地方

各務郷須衛

遺蹟にてらして、或はそれ、或はこれとの想像をすれば、的確にそれと指示すること能はずとするも、或は中らずといへども、遠からざるべきか。現時土岐郡を中心として、惠那、可兒の二郡にわたりたる、製陶の事業のさかんなるに徴し、且はこの地のすでに、千餘年の歴史をもち、また製陶に名高き、尾張瀬戸の地にも接近し、且はこのわたり地質が、一般に陶土に適したるにても、延喜式記載の調貢たる陶器製造の地も、推測するに難からざるなり。現今その多治見町を、中心としたる四周の地、市ノ倉、妻木、土岐津あたりより、千年にちかゝるべき陶器の、往々發掘せらるゝも、それが徴證たるべきか。しかして土岐郡に「くじり」ある。惠那郡に「かまや」あるをおもへば、往古よりの製陶の脈絡の、彷彿として瞑目の間に、あらはれきたるをおぼゆるなり。

和名砂に各務郷をのす。そこに須衛村あり。現時稻葉郡各務村の字となれり。同書また村國郷をのす。この地また以前の各務郡にて、須衛に接続の地なり。式内村國神社あり。祭神はこの地出身の、村國男依及び村國連の祖をまつれり。男依は壬申亂の功臣也。然ればこの地寧樂朝以前、紀元千三百年代において、すでに世に知られたるの地なりき。しかしてその須衛の名は、神代より陶器を、スエモノとよび來りしに、ちなめるものに

稲葉郡における、古代の製陶地

して、この地のすでに、當初より製陶にゆかりありしことを、證するものなり。又村内寶禪寺の舊記に弘法大師の此地に來りて、製陶の法を傳へたるよしをしるせり。況や同地内なる東丸山、地獄谷、タバタ屋敷、東洞、南屋敷などいへるところに散在する、窯あと、おぼしきあたりより、謂ゆる齋瓮土器、朝鮮土器、あるは布目瓦の類をも發掘するにおいてをや。かゝるゆかりをもとめてにや。かの瀬戸の陶祖、加藤四郎左衛門も、一度はこの地に來りて、製陶の試みをなしたることありきなど、里人の口碑にのこれり。

さればこの須衛の地をはじめとして、余が踏査したるところのみにも、十數箇所にわたりて、その窯あと、おもはるゝがあり。蘇原村の飛鳥、北山、那加村字桐野のから山、同村三ツ峯小字バンフトコロ、日野村、あるは、長良村眞福寺小字龍門寺など、意外に多くの形蹟をみる。かの布目の瓦、蓮辨の筒瓦などは、平藏寺、山田寺、柿澤、飛鳥田神社あたりに發掘せらるなり。この地一帯の田圃よりは粘土をいたし。山中よりは陶土のいづるところ多きより考ふるも、往古において、製陶の地たりしこと、吾等が想像と、融和符合すること多し。現今この地方において瓦製造に従事するものゝ多きは、恐くは上古製陶の名残を、物語るものにはあらざるか。

各務郷須衛

遺蹟にてらし、或はこれ、或はこれの想像を逞しければ、的確にそれと指示すること能はずとするも、或は中らすといへども、遠かりざるべきか。現時土岐郡を中心として、恵那、可兒の二郡にわたる、製陶の事業のさかんなるに徴し、且はこの地のすでに、千餘年の歴史をもち、また製陶に名高き、尾張瀬戸の地にも接近し、且はこのわたりの地質が、一般に陶土に適したるにても、延喜式記載の調査たる陶器製造の地も、推測するに難からざるなり。現今その多治見町を、中心としたる四周の地、市ノ倉、妻木、土岐津あたりより、千年にちか、るべき陶器の、往々發掘せらるるも、それが微證たるべきか。しかして土岐郡に、じりある。恵那郡に「かまや」あるをおもへば、往古よりの製陶の脈絡の、彷彿として眼目の間に、あらはれきたるをおぼゆるなり。

和名砂に各務郷をのす。ここに須衛村あり。現時稲葉部各務村の字となれり。同書また村國郷をのす。この地また以前の各務郡にて、須衛に接續の地なり。式内村國神社あり。祭神はこの地出身の、村國男依及び村國連の祖をまつれり。男依は壬申亂の功臣也。然ればこの地寧樂朝以前、紀元千三百年代において、すでに世に知られたるの地なり。しかしてその須衛の名は、神代より陶器を、ムエモノとよび來りしに、ちなめるものに

稲葉部における、古代の製陶地

して、この地のすでに、當初より製陶にゆかりありしことを、證するものなり。又村内寶禪寺の舊記に弘法大師の此地に來りて、製陶の法を傳へたるよしをせるなり。況や同地内なる東丸山、地獄谷、タマタ屋敷、東洞、南屋敷などいへるところに散在する、窯あご、おぼしきあたりより、謂ゆる齋瓦土器、朝鮮土器、あるは布目瓦の類をも發掘するに於てをや。かゝるゆかりをもちめては、かの瀬戸の陶祖、加藤四郎左衛門も、一度はこの地に來りて、製陶の試みをしたることありきなき、里人の口碑にのこせり。

さればこの須衛の地をはじめとして、余が踏査したるところのみならず、十數箇所にわたって、その窯あご、おもはる、があら。蘇原村の飛鳥、北山、那加村字桐野のから山、同村三ツ峯小字バシノトコ、日野村、あるは、長良村真福寺小字龍門寺など、意外に多くの形跡をみる。かの布目の瓦、蓮瓣の筒瓦などは、平藏寺、山田寺、柿澤、飛鳥田神社あたりを發掘せらるるなり。この地一帯の田圃よりは粘土をいたし。山中よりは陶土のいづるごころ多きより考ふるも、往古において、製陶の地となし、吾等が想像し、總和符合すること多し。現今この地方において瓦製造に従事するもの、多きは、恐くは上古製陶の名残を、物語るものにはあらずか。

かくてこの地の製陶の、再び世にあらはるゝやうになりしは、まさに鎌倉時代に於て、かの陶祖とあふがるゝ、加藤四郎左衛門景正が、宋より歸朝して、尾張瀬戸邑にてさかりにこの業を興し、製陶史上に一新區劃をなせり。その影響をうけたる結果、天正時代にいたりて、尾張國飽津村の人、加藤市左衛門景光がこの地土岐郡に來りて、その窯をひらきたるに、はじまれりといふべし。

因にいふ。尾張國にて製陶のことは、すでに延喜式朝野群載にも見えて、この美濃國と同様なる沿革を有せり。しかしてその瀬戸物といへるにつきては、同國知多郡常滑をもて、その名稱の濫觴地といへり。その常滑の地は海濱なり。瀬戸は即海濱にゆかりあるの名なり。瀬戸の常滑にて、やきはじめたるものなれば、のち現今の東春日井郡の地にうつりてやきたるのちも、瀬戸といひて、其製品にもその名稱を附して、瀬戸物といひたるなりといへり。然らば藤四郎が瀬戸にて、やきはじめたりし以前より、すでに瀬戸の地に陶工のすまひものかともおもはる。

陶器考證に、常滑、知多郡窰古し、南蠻物を寫す。土中より掘出す物は、藥なく、行基焼也、中古より藥かかりあり云々。行基焼也とあるは、即行基時代の陶器をいへる

にて、藤四郎より以前、既に製陶の地なりし事を、いへるものか。この地製陶のはしめを、藤四郎の開窯に歸し、或は天正年間といへり。おもふに行基の當時より、この地の製陶に、ゆかりあるの故を以て、藤四郎の來りて、一度はこゝに其こゝろみを、なしたるものなりしなるべし。天正年間といへるは、織田信長の、瀬戸燒物窯の、奨励と保護につきて、調査をなしたるの時代を、いへるものならん。

さてこの美濃燒のことは、鎌倉時代——一八四五——にいたり、改良の實をあげて、

在來製陶の上に、一新時機を區劃したり。その時代においては宋との交通、一層その度を高め、彼我の來往頻繁となり、その制度に、その文物に、その美術に、その工藝に、好箇の題目を興へ、努力の氣運を促したるものあればなり。就中かの榮西、道元、圓爾等の入宋により寧一山、祖元、道隆、陳和郷等の來朝によりて、文藝各種の方面に、多大の資料を興へ、その趣味の向上を來したるや明かなり。榮西の歸朝するや、茶の種子を將來して、其培養を奨励し、それを飲用するもの、日に月に多くなりて、遂にはこれによりて、我國平常習俗の上において、茶禮をつくり、従つてそれを飲用する陶磁器の、茶器に對する美術的嗜好は、いふまでもなく、壁間床上加へる書に畫に、茶室、書院等の建

築構造にいたるまで、一大變革を來したるが如きは、考ふべきこと、いはざるべからず。建安の陶窯、剔紅、堆朱の類、王摩詰、吳道子、李龍眠、牧溪の手方丹青まで、おもへば興趣湧くをりなりしかな。

陶祖加藤景正

陶祖加藤四郎左衛門は名を景正といひ、春慶とよなふ。父を元安といひて、大和國諸輪の庄、道陰村の人、橘知貞の子なり。母は平道風の女にて、山城國深草の人なりといへり。尾張國春日井郡瀬戸の人にて、本姓千野四郎左衛門と稱す。加藤景廉の家人にて、源頼朝に仕へたりといひ、久我通親につかへて、五位の諸大夫にいたれりともいへり。後堀河天皇貞應二年、僧道元に從ひて入宋し、福建の建窯につきて、その陶法をきはめたり。時は寧宋の嘉定十六年——一八八三——なりき。在宋五年安貞元年春歸朝せり。

——また在宋六年安貞二年八月ともいへり。——まづ着船の箇所、肥後川尻にて焼きはじめ、次いで備前松等尾に到れり。父の配所なるによれりとぞ。かくて母の歿後、本邦の土質釉薬につきて、巨細調査するところありき。和泉、近江、伊勢、美濃のごときは、その主點なりき。されども一としてその意に慚ふものなしとて、最後尾張國瀬戸村の祖母懷にいたり、はじめて理想の陶土と釉薬とを得て、在宋研鑽の技倆を、ほしいま、ならしむ

景正の作品

るにいたれり。これぞ今日窯業の隆盛をみるの、起源をなしたるものなる。

景正の作品に、唐物、古瀬戸、祖母懷、口兀手あり。唐物は、彼土より齎しかへれる陶土と、釉薬とをもて、瓶子窯にて焼きたるものをいへるにて、茶家の尤珍重するもの也。古瀬戸といへるは、そのもたらしかへれる原料のなくなりしをもて、この瀬戸の陶土と釉薬とをもて、つくりしものなれば、かの唐物につきて賞玩するものなり。祖母懷は、その東瀬戸山にて、はじめて焼きこゝろみしものにて、その地名をとりて、しかよびなしたるものなり。口兀手は、入宋以前の作をいへるにて、その方法の、拙劣なりしが爲に、その釉薬の、茶入の口に及ばざりしものをいへる名稱なり。しかしてこれを掘出しの手とていへるは、一旦その製品を埋めたりしを、後にいたりて掘出したるものなり。そを茶人側にて賞玩して、さる名稱を負はしめたるものなり。また春慶といへるは、宋より携へ歸りし土の僅少になれるによりて、其土に、本邦の土を混ぜ合せて、作製したるもの、名なり。蓋春慶は、彼か法號なり。又陶證考證に「朝日春慶一とせ、美濃國朝日といふ所にて、この一通りを、焼きひろめたりと云」とあり。また同書に、境春慶といふをのせて「美濃國尾張の國境にて、窯を立焼出せしによつていふ」としるせり、然してまた

景正が瀬戸地
以前の窯

泉の境にて、焼きたりとのこと、境に數代居住の人のことなりといへること、境舜慶といふ人もありしことをしるせり。景正文曆元年正月十七日——一八九四——五十五歳にて歿せり。

要するに我國の陶法は、神代より垂仁天皇時代までは、固有の陶法により、それより神功皇后の三韓御征討の結果、その陶法を斟酌し、雄略天皇にいたりて、それが一わたり技術を完成せしめ、寧樂朝にいたりて、釉藥あるものをみるにいたらしめしなり。平安朝にいたりては、漢土の窯法によりて製造し、陶器をもて調貢せしむるまでの進歩をなしたる事は、當時の物語、さては延喜式等の史籍に、記載せられたるが如し。かくて景正にいたりては、専ら宋窯によりて、この事業の中興を、みるにいたらしめしなり。世に景正をたへて陶祖とあふぐも宜なりといふべし。

第二節の一 土岐郡の製陶

土岐郡の地は實にこの瀬戸邑に接近せると、したがつて其土質の、ことによく製陶に適することによつて、すでに景正當時より、この事業に關係を有したりしことは、敢て想

土岐郡の製陶

土岐郡の製陶地として世にあらはれたる年代

像するにかたからざる也。この地この事業につきて、その名の世にあらはれたるは、まさに天正年間——二二三四——のころなりといへり。

美濃の地はかくいにしへより、其名高かりしかども徳川時代よりは、この製陶地たる東濃の地方は、尾張藩の領地たりしをもて、常にその嚴制をうけ、その職元と稱せらるゝ、名古屋十二陶商の爲に蒐集せられ、皆瀬戸焼といへる、一定の範圍に包括せられて、諸國に輸送せられたるをもて、美濃焼といへる名義稱呼の、いまだ一度も、世に知られざりしなり。維新以後にいたりて、この制をさかれてより、或は内地に或は外國に自由に販賣するにいたりて、はじめてこの名義の、世にしらるゝやうになりしなり。永祿、元龜の頃尾張國瀬戸村に、加藤四郎右衛門景春——一本に四郎左衛門とあり。景春は加藤四郎左衛門景正の後か——といふものありて、六男を有す。景春の次男與三兵衛景光なるもの、同國飽津村に居住し、仕官の一員たり。後故あつて職を辭し製陶の業に従事したり。頗其技に熟して名譽あり。天正二年正月織田信長より、陶器窯免許の朱印を賜はりたり。

因にこの朱印といへるもの、現今景増の子、景姓の後裔といへる、多治見町加藤彦四

加藤四郎左衛門景春

陶器窯免許の朱印

郎方に所藏せり。

この文書は奉書を横に、二つをりにして、書きたるものなり。曲尺にて幅五寸、横一尺一寸六分あり、しかしてこれにおしたる朱印は、尾張國政秀寺の澤彦がえらびたる、(天下布武)の四文字にて、花井傳右衛門か作りたりとつたへらるゝ、金銅印なり。さて文面は、

瀬戸焼物釜事如先規彼於在所可燒之

爲他所一切釜不可相立者也

天正貳

正月十二日

信

長 朱印

加藤市以下ウスレテ見エス
左衛門ナルベシ
(景光)

またこれと同様のもの、同郡泉村高田、加藤萬次なるものも所藏せり。それにはあて名なし。されどもこは古き紙に近頃しるしたるものにて、信するに足らず。本紙をうつしたるものなるべし。

信長のこの陶器に、趣味をもちて、この瀬戸窯に對する獎勵は、永祿六年尾張國巡見の

景光久尻に移す

○土岐郡の陶祖
瀬戸大窯焼
物並に唐津
窯取立之由
來書に與三
兵衛尉景光
は事實郡尻
村に移住せ
ざりしも
子息筑後守
はじめ兄弟
の孝心より
して、元祖
と稱へたり
と書るせり
つてこの寺
清安寺殿の

際、瀬戸の職工、長十、新兵衛、俊白、茂右衛門、宗右衛門、市右衛門を、名家六作と定めたるにてもおしはからるべし。

然るに景光は、同じ村人等の嫉みを恐れて、本郡泉村久尻の地に來り。清安寺のうら山に一窠をきづき、専斯の業をはげみたり。與三兵衛はこの時、改めたる名なり。

駄知町加藤宮藏所藏の文書によれば、與三兵衛のこの地に來りしを、天正二年戊八月とせり。——はじめ景光のこゝに來れりしは、當地の人新右衛門なるものと、外戚の因縁ありければ、そをたよりたるものなりといへり。されども彼が、全く永住の決心をなしたるは、天正十一年——二二四三——なり。右等の事蹟によりて、景光を本郡の陶祖とあふげり。景光退隱後僧となり、清安寺に住し、天正十三年八月十一日。七十三歳にて歿す。法名清安寺殿景山智光居士といふ。

因にいふ。清安寺は景延が諸弟と謀りて、修築したる伽藍なり。この寺往古は天台宗にて、小晶山延命寺といひたり。本尊は空海の作なる地藏尊と、辨財天となり。應永の頃、天台の道者、圓寂といへるがすみたり。同人歿してより、廢寺となれるが、長祿元年、尾張國赤津村白石、雲興寺、天先祖命長老、善光寺參詣通行の節、この廢寺

法號ある事
よりすれば
この地に移
住したりま
の説事實な
るが如し。

清安寺の事

白薬様

くじりの語源
まこの地の製
陶

をみて、再興を遂げたり。曹洞宗となりしは、この時よりの事也。また寺域も、その地よりすこし北方の山上に、造營したりといへり。これ現今の位置なり。寺號もまた高光山清安寺と改めたり、長老の弟子に、清巖宗譽あり、それより三代相續す。然るに享祿年中また無住となる。天正二年景光がこの地に來るに際して、再興せらるゝにいたりし也。

さて當時の製品は、土器製にして、それに淡黄の白釉をほごこせるものにて、白薬様シロクサリヤととなへたり。今日いまだ完全なる製品に接せざるは惜むべき事也。

景光三男あり。長子を四郎右衛門尉景延——に藤四郎といふ。景延弟景頼と、妻木城主をたすけて、戦功をたてたるよしを言へば、もとより士分なりしが如しといふ。父景光に従ひて、久尻に來れり。——久尻もと角錐とせるせり。古語の天の手扶の意にて、いにしへよりすでに、手づくねの陶器の、この地に製出せられしことを、想像するにたからざる地名なり。

慶長年間にては郡尻とかけ、現今にては久尻とせるせり。されども此等漢字の如何にかゝはるべきにあらず。

さて肥前國唐津におもむきて、斯の業を研究したりしは、父の歿後なるべし。歸國の後、唐津窯をきづき、はじめて白薬の陶器を、製出したりといへり。世に道具窯、また藤四郎焼ともいへり。

後陽成天皇の朝、正親町上皇より、景延の製品を徴せらる。よりにて白釉薬の茶碗を上る。これより年々貢獻し、慶長二年七月五日、終に筑後守に任せらるゝにいたれり。

因にいふ。その宣旨といふもの、前述の加藤萬次方に保存せり。うす墨の奉書にしるしたり。紙の寸法は、曲尺にて、たて一尺一寸、横一尺四寸六分なり。文面左の如し。

筑後守の宣旨

コノウラニ
(口宣案)トシルセリ

上卿中山大納言
慶長二年七月五日 宣旨

藤原景延
宣任筑後守

藏人頭右中辨藤原光豊奉

この文書につきて、前後の傳説、記録を案するに、以前は清安寺に所藏したりしもの、如し。

慶應四年といふに、加藤萬次が祖父、三郎といふものより、京都御室御所詰、從二位參議藤原朝臣信光にこへる、これの鑑定證明書を所有す。かくて筑後の朝日焼といへる名稱をえたり。——次に記せる、陶祖か朝日春慶に、ちなめる名也——これその製品の卓絶したるによりて、かゝる名譽の勅宣にあづかりしものなりけり。

筑後の朝日焼

因にいふ、この朝日といへるは、陶祖藤四郎、美濃國朝日の粘土にてつくりたるを、朝日春慶——金屬によりていできたるが如き、光輝ある單一色の、釉藥あるもの——といへり。その朝日といへるは、いづこなるか、いまだ知らざれども、その製品に對して、かゝる名を負はせたることなれば、定めてこの地のいづれかにさるべきところも、ありしなるべしと思はる。本朝陶器考證に、本朝日域にかたがり藥の色合に、しのゝめに朝日のかゞやくやうに、火間ある故なりともいふ。是見所の大事、功者の秘密なりと云。見事なる茶入、たぐひすくなきもの也。土淺黄色、但古き故に、うす赤く見ゆる。「丸絲切尋常なり」とあるも參考とすべきか。——二二頁參照

景延の唐津におもむきたる動機

はじめ景延の、唐津におもむきたる動機は、唐津の浪士に、森善右衛門といふものありき。この人清安寺の先住、一閑の親族たるをもて、此地に來れり。そのをり景延の陶器をみて、其技術を論し、得失をあげ、遂に景延をともなひて、唐津の窯業を、視察せしむるにいたれり。この結果として、白樂の茶碗を献上して、筑後守に任せらるゝの、幸運に遭遇したりしなり。時にこの地の工人等之をしり、これをうつさんとして、その陶窯をみんことを乞へども、許さざりき。景延その四壁を高くし、外部をだに、窺ふことを得ざるやうにせり。たま／＼瀬戸赤津の工人、一策を案じ、三四相携へて、景延の家にいたり、新正を賀す。酒宴なかばなるに及び、赤津村松原太郎藏の子、仁兵衛なるもの、壁をこえ、其窯状をさぐれり、景延をささり、怒つて追究せり。されどもこれより終にはこの地に、唐津窯をきつくもの、あるにいたれりといへり。——瀬戸大釜焼物並唐津窯取立之由來、と三代目加藤彌左衛門、藤原景則のしるせるかと思はるゝ、窯元祖由緒書による。瀬戸大窯焼物、並、唐津窯取立の由來書の奥書に、于時貞享三丙寅之年秋九月吉祥日。土岐郡那尻村。清安寺現住、高巖叟禪英誌焉とあり。

景延の墓

景延寛永九庚申年——二二九二——二月二日卒す。法名を松岳景延庵主といふ。墓は

清安寺山の南面、久尻の中島といふところにあり。當時のまゝなる、五輪塔のかたへに石碑をたつ。おもてに松岳景延庵主、うらに寛永九年二月二日、筑後守藤原景延公としるせり。大正二年——二五七二——七月二十二日、朝日焼組合より二百七十九年忌を修したりとなり。

子に太郎右衛門尉景重、九郎右衛門尉景實、新兵衛尉景伸——一に景伸とあり——外に女子二人あり。これ等の子孫それ／＼繁衍して、本郡各村における、窯業をひらきたり。

また景光の弟に、景成、景興、景定、景佳と、外に女子二人あり。景成は源十郎尉とて、天正五年、丁丑春、當國可兒郡大萱村、今の久々利村の内に來りて、窯業をはじめたり。其後天正十四丙戌年春、土岐郡笠原村に移住して、窯業をなす。

景興——一に景山といふ。——伊右衛門尉とて、天正十癸未年、可兒郡大平村、今の久々利村の内に來て、窯業をはじめ。寛永十六年己卯十月十二日歿。見安松玄居士といふ。子に景自といふあり。伊右衛門尉といひて、小名田村に移住して、高田窯をばしめたり。正保元年歿す。一に景興の子景勝、即景自の兄の子景俊を、高田窯の元祖ともいへり。

景光の諸弟とその事業

景定

景俊は與三右衛門にて、萬治三庚子年四月五日歿す。法名陶翁常轉信士といふ。これも可兒郡大平村に來りて、窯業に従事したりといへり。

景定は茂右衛門といひて、可兒郡大平村に來りて窯業をなす。寛永十一年甲戌年九月二十日歿す。法名は南憲宗薰信士なり。

景佳

景佳は勘六尉といへり。其子に景乘あり。次郎左衛門といふ。瀬戸村の人にて、景光の甥なり。景光のあとをしたひ、天正十五丙亥年二月中旬、久尻に來り、勝負窯をはじめ。本窯の元祖なりといへり。寛永元甲子年八月二十四日歿す。回岳清夢信士といへり。

景延の諸弟とその事業

景延の弟に景頼、景貞、景忠あり。景頼は彌左衛門尉といひて、菅妻木城主にしたがつて戦功ありきといへり。慶長二丁酉年十月十一日死去。法名了雲壽頓居士といふ。子に半右衛門景増といふものあり。多治見製陶の元祖なり。

景貞

景貞は太郎右衛門尉——一本に仁右衛門尉とあり——といひて、天正六戌寅年春、惠那郡猿爪村に來りて、窯業をはじめて、猿爪窯の元祖となれり。この人一方武人として人なのりしにや、かの慶長五庚子の亂に際し、田磨の甲兵を追散して、妻木氏より粟貳百石、五十三坪敷を賜はりしことありといへり。寛永十年十月十日歿す。法名を桂雲全

昌居士といへり。

景忠は庄右衛門尉といふ。實は景豊の次男にて、景光の養子となれり。のち遠江國志登呂村に赴き、窯業をはじめ、加藤五郎左衛門と改む。當時濱松城主松平家康、この窯細工上覽の結果、その技術をめで、高三十石の御墨付を賜へり。しかるに其後歸國して再志登呂へかへらざりければ、その墨付も、そのまゝその宿主の預ることゝなれり。さればその宿主は、やむを得ずこの窯焼きの業を、その弟子になさしめ、加藤五郎右衛門と名のらせて、そのあとをつがせたりといへり。志登呂焼は、すでにその起源を、太永年間——二一八一——二一八七に有し、寛永年間にいたり、小堀遠州が意匠をほどこして、茶器をつくらしめしによりて再興せり。この遠州の時代は、即五郎左衛門が、この地に來りし時なれば、その意匠をうけてその製作に従事したりしは、必ずやこの五郎左衛門なりしなるべし。然ればこの五郎左衛門は、志登呂窯再興の祖なりといふべし。この人寛永九年——二二九二——六月六日歿す。法名は一安正無庵主なり。今左に陶工の系譜をかゝぐ。前章所載の記事と、参照せしむるところあるべし。

○陶工系譜

○景正陶祖
古瀬戸

藤四郎加藤四郎右衛門
真中古

藤四郎金華山
中古物

藤三郎破風窯

景春四郎右衛門尉
六作の一人

景豊五郎右衛門尉

景光イ四男トアリ。與三兵衛尉。

景成源十郎尉。初可兒郡大萱村(今の久々利)にて窯をひらく。後笠原村にうつれり。

景興イ景山トアリ。伊右門尉。可兒郡大平村にて、窯をひらく。

景定茂右衛門。可兒郡大平村にて、窯をはじめむ。

景佳勘六郎尉。——景乘久尻村に來りて、久尻窯をはじめむ。

女

女

景勝 高田黨をはじむ。
景自 景俊

景延 松嶽景延庵主。四郎右衛門尉。略して藤四郎といふ。寛永九年二月二日歿。慶長中弟景頼と領主妻木家頼を輔け功に依り領主より五十三屋敷分を賜ふ。

景増 景頼の子。景延の養子となる。今多治見の陶祖といへり。

景重 太郎左衛門尉 長三郎

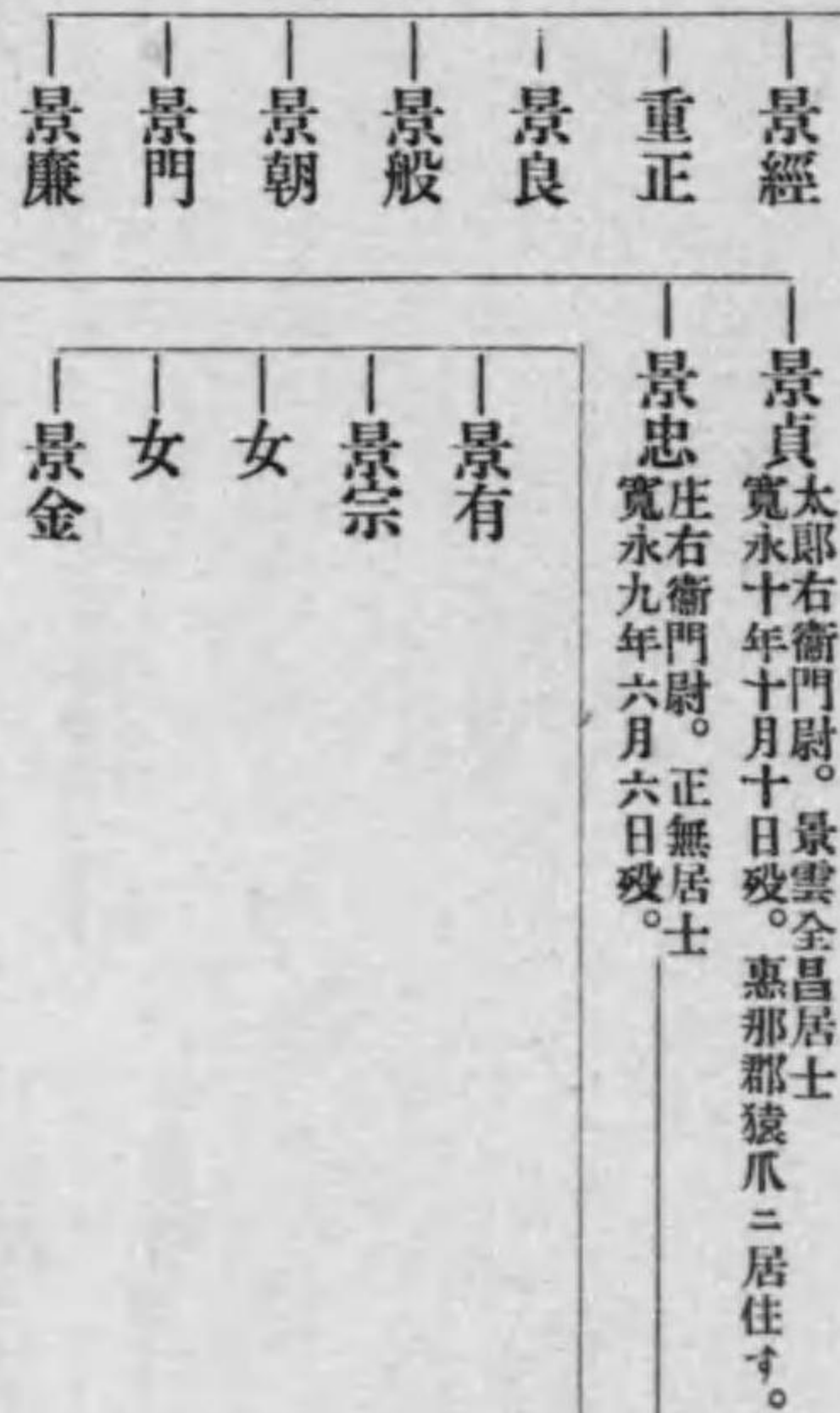
景實 九郎右衛門尉。四男四女あり。

景伸 イ景仲。新兵衛

女
女

景頼 孫左衛門尉。了雲壽頼居士。慶長二年十月十一日歿。

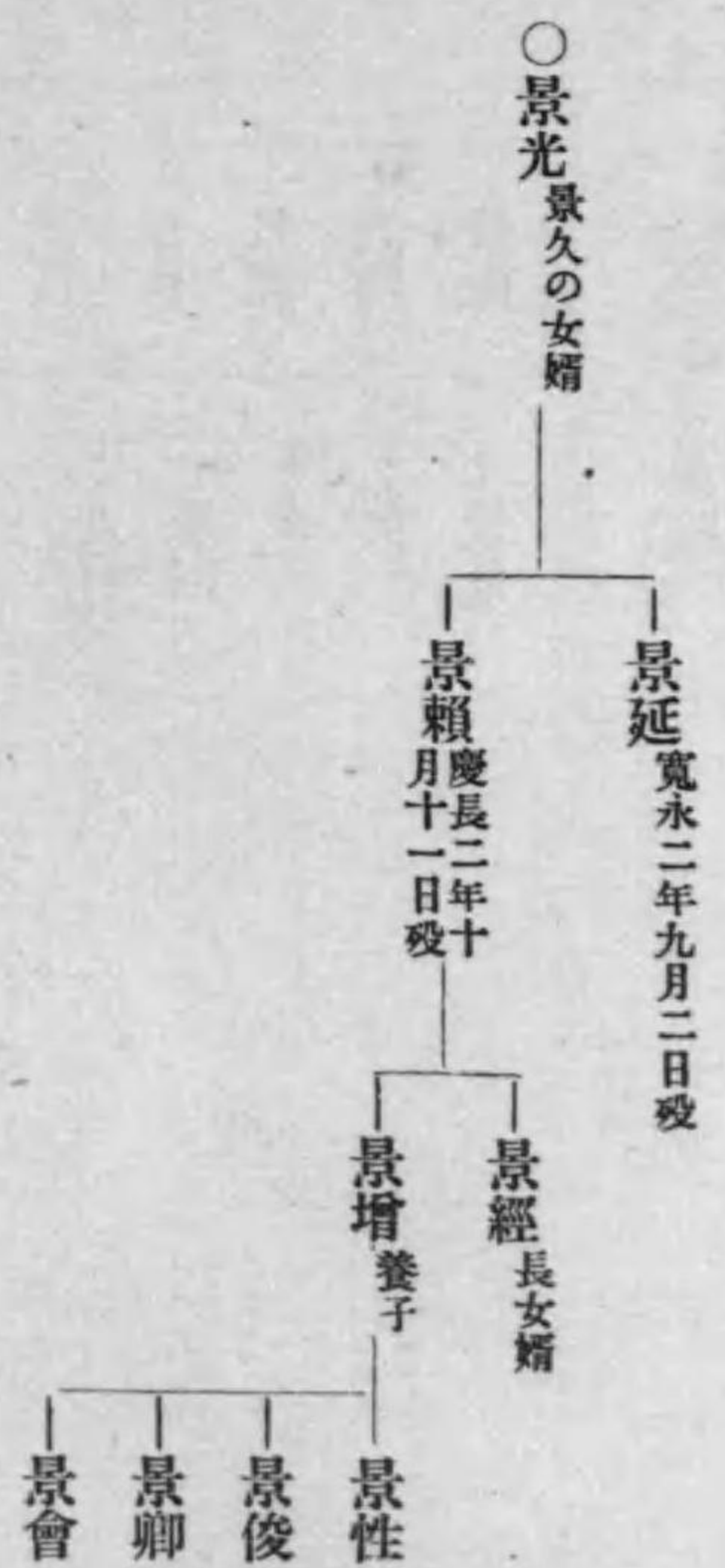
景増 高嶽由來書には養子のこゝ見えず。



景輝 五兵衛
景姓 彦左衛門。多治見に住す。加藤彦四郎、同重平の祖といへり。東黨をひらく。
景俊 又兵衛尉。多治見に住す。
景郷 源右衛門尉。多治見に住す。加藤貞一の祖といへり。西黨をひらく。
女
女

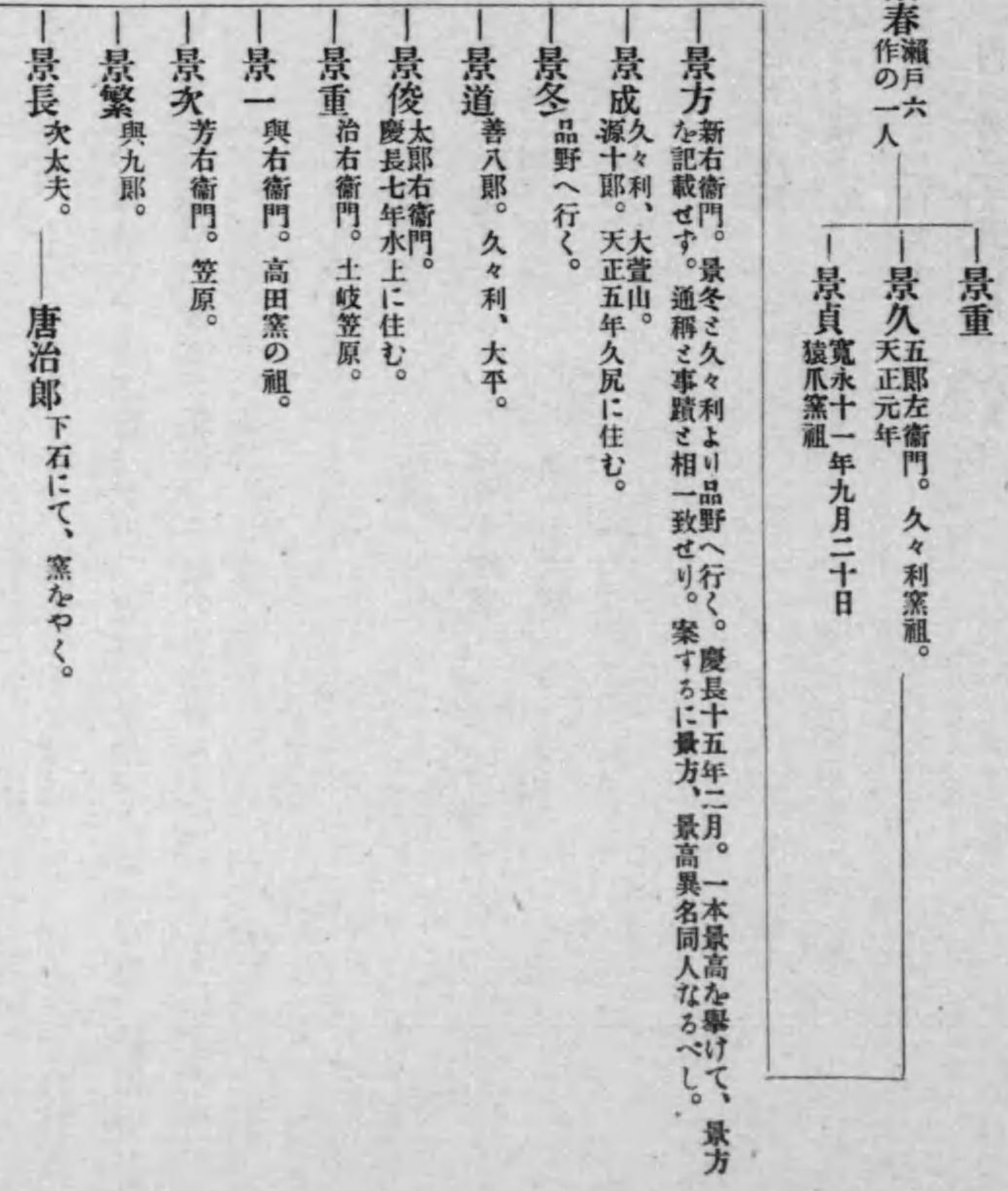
—景會 半左衛尉。多治見に住す。
 —男 久尻、清安寺中興清嚴宗譽首座。
 —男 次兵衛尉、尾張國春日井郡内津村にすむ。

一、参考



二、参考

○景春 瀬戸六作の一人



今大正元年末、土岐郡調査の産地、窯數及製造家並に職工數をあぐれば左のごとし。
産地は下石、多治見、市之倉、笠原、妻木、駄知、土岐津、泉、肥田の三町六箇村を
主とし、瑞浪、鶴里、曾木、稻津、土岐の五箇村を之につゞくものとす。
窯數は、

- 1 登窯——百九十五基
- 2 丸窯——石炭窯 二基
- 3 角窯——同上 百五十四基
- 4 錦窯 百八十六基

とし。

製造家は、

九百五十八戸

にして、職工は、

總計五千二百九十三人。

内 男三千五百九十一人、

女千七百二人、

なり。

製産の狀況として、最近五箇年間の産額を示せば左のごとし。

明治四十一年	一、一八二、一一五 _円
同 四十二年	一、三九六、九九三 _円
同 四十三年	一、二六二、八二九 _円
同 四十四年	一、六三〇、一九四 _円
大正元年	一、八四一、七一七 _円

輸出品としては、

1、支那向

茶香類、皿類、井、蓋物、口嗽、猪口。

2、歐米向

珈琲碗、肉皿、ソップ皿、紅茶香、乳入、砂糖入、井、水注、辛味入、猪口、
毛髪入、チョコレート入、一輪生、

の類なり。

原料需要供給

原料、蛙目、長石粉、珪石粉等。

郡内の産出額をもつてこれを供給し、殘餘を京都、石川、東京、神奈川、愛知等へ輸出す。

燃料需要供給、

従來は地方所産の松割木を以つて、その需用をみたしたれども、目下その缺乏を補ふ爲に、縣下は勿論、長野、愛知、静岡、滋賀、三重、石川、福井の各縣よりの輸入をあふげり。

竈株の事

竈株のことは、駄知の五兵衛が書きあげの文書に、正保年間——二二〇四——二二〇七——にありし由をしるせり。其後萬治——二二一八——の頃、妻木村水野靜一所藏の文書に、萬治二年妻木城のことをしるせるころにも、この竈株につきて、調査ありしことをしるせり。元祿の頃にいたりて、幕府笠松郡代支配地に、はじめて竈株の制をしかれ、御冥加永と稱へ、些少の税を課せられたり。

株式は座遺風

當時多治見村なる大畑組、市之倉組、笠原村なる瀧呂組、下呂村、久尻村なる高田組等にして、竈株二十四通なりしが、其後笠松郡代鈴木紋三郎の時、増永申付けられ、新規竈株四通を増加し、文政年間に至り、多治見村西浦圓治なるもの、惠那郡大川村より、竈株四通を譲りうけたれば、すべて三十二通となれり。外に私領たる妻木村、駄知村に三通ありたれば、合計三十五通なり。最私領においても、竈株の制度はありしなり。然して此株の賣買価格は、天保年間にありては、一株貳百兩乃至參百兩の貴きを、いたしたるもの、如し。この制度、明治維新の際、全く廢止せらるゝにいたれり。尙多治見製陶の條、竈株のところ、駄知製陶の條、竈株のところを参照すべし。

さてこの株式の制は、すでに足利時代に行はれたる、座の遺風にして、徳川氏がその直轄せる、奈良の晒屋三十株、近江八幡の蚊幡の四十七株、堺の烟草庖刀打、二十九株の株式を定めたるが如く、當時においては各藩ともに、この制をとりて、一にその工業の奨励保護に資して、製作品の粗製濫造に、流れしめざる方法となし、なり。

陶器の釉薬としては、創始時代における、黒、黄、白などの外に磁器の創製にともなひ、釉薬において、大にその進歩をみたり。こは實に文化年間——二四六四——二四七

釉薬の變遷

七——のことなり。青華磁器の畫科なる、紺青のごときも、はじめは近傍の諸山にて、漸くえたる、僅少のものなりしがこの時にいたりては、青磁、飴、松皮等をも使用することなり。錦襦畫をほごしたるも、當時なりといへり。おもふに文化元年には、加藤民吉の肥前より歸りて、瀬戸新製窰をひらきし時代なれば、この地またその影響をうけて、この結果をあらはしたるものなるべし。

紺青とコバルト

さてそのうち紺青は、明治十五六年頃まで、盛んに使用せられたるが、その後コバルトの輸入するにいたりて、殆んどそのあとをたつにいたり。明治十年前後にいたりては、さかんに青磁、瑠璃等の釉薬を使用し、同三十年以後においては、學理の應用せらるゝと共に、墨、海碧(花色)等、種々なる釉薬の發見を見つゝ、今日にいたり。

次に、明治十五年多治見町、脇之嶋なる、上田幸右衛門等の斡旋により、伊勢國白子町寺家より、型紙の職工、長谷川久之助、福松傳四郎、福島虎吉の三人を聘して、その製造に従事せしめたり。これこの地にて、型紙使用のはじめ也、後笠原よりまねかれ、其地にゆく。同十七年筑前の人、武多廣吉といふ、法華宗のもの、脇之島に來りて、この紙をつくれりといへり。

創始時代は茶入、茶碗の如き飲食器なりしが、降つて元祿年間——二三四八——二三六三——にいたりては、徳利をやきはじめ、文化年間——二四六四——二四七七——には、磁器製造の事にも及びたり。この期にいたりては、煎茶器類、茶漬茶盃をはじめ、その製造の品目、ことに多きを加へたり。同時にその技術においても、みるべきものあるにいたり。かくしつ、最近明治十年頃にいたり。今日にては、大に技術意匠圖案を重んじ、花瓶の如き、裝飾品をもいたせり。明治廿年以後よりは、外國輸出の目的をもつて、範を其國の製品にとりて、西洋食器等をもつくりいたせり。この外國貿易品の發展は、明治三十年以後より盛況をみるにいたりといへり。

繪づけ模様等にいたりては、明治十五六年頃、かのコバルトの輸入と、各種の繪の具の發見とによりて、その繪がらにおいて、精巧となり、緻密となりて、面目の一新をみるにいたり、また明治二十二年、銅版畫應用の技術起るに及びて、繪がらにおいて、一新時期を、劃したると共に、その畫風をも、一變せしめたり。されども銅版畫は、型模をもて繪をあらはすものなれば、自然の筆勢をうしなふとて、日常粗雜の用器にのみ、ほごすにすぎず。外に「吹き」ととなへて、一種の彩暈をなすの術をも研究して、事實

にあらはずにいたれり。こは明治三十年以後のことなりといへり。

陶祖か築造したるは瓦窯なり。しかるに二代四郎右衛門尉景延が唐津にて、製陶の法を研究し、歸國の後築造したるは、現今行はる、登窯なりき。明治三十六年にいたり、本郡立陶器學校にて、はじめて石炭窯を築造せり。爾後これが普及をはかりたる結果として、今日にては百基以上の多きに及べり。

産額については、明治以前にては、今知ることを得ず。維新後より明治四十四年にいたれる景況は、左のごとくなりき。

明治元年	産額	一一、四九八 ^カ 一 ^四
同 五年	同	一五、六六〇 ^七 円
同 十年	同	一八、三六八 ^八 円
同 十五年	同	二八、五三七 ^九 円
同 廿年	同	二五、一一七 ^九 円
同 廿五年	同	二五、一五四 ^五 円
同 卅年	同	九八、三九五 ^五 円

右三十年及四十年に、産額の増大したるは、日清、日露の二大戦役の爲に、國威發展の結果、輸出品の盛大になれりしが故なり。

○ 第二節の二 多治見の製陶

多治見の製陶は、景増にはじまれり。景増は、景頼の子なれども、景延の養子となれり。一説に景増は尾張國春日井郡飽津村、松原太郎藏の四男なりといへり。さてこの地に來りしは、寛永十八年——二三〇二——の春にして、當國可兒郡大平村、加藤茂左右衛門の娘を、妻としたる關係ありしによれりしならん。陶業熟練の名譽ありて、この地の窯業を振興せしめたり。元祿八年になれる、清安寺系圖の編者、高巖は、今にいたりて、五十餘才なりといへり。そは寛永十八年、彼かこの地に來りしより、元祿八年にいたれる間の年代をいへるなり。後西院天皇萬治三年——二二二〇——三月三日歿せり。法名

景姓と景郷

黙翁休家居士といへり。子に景輝、景姓、景俊、景郷、景會、清巖、宗譽、次兵衛外に女子二人ありしことは、系譜に示すがごとし。このうち、景姓、景郷、景會はこの地にすみ、景姓はこの地に東窯をひらき、景郷も同じくこの地に、西窯をひらきたりといへば、この地の景業に、多大の効果をあらはしたりしことは、想像するにたからず。

清安寺所蔵の茶壺と香爐

因にいふ。清安寺に一箇の茶壺あり。高壹尺五寸ばかり、口徑五寸八分ばかり、胴まはり太きところにて、三尺五寸ばかりなり。例のごとく、肩に繩耳四つあり。それに寶永三歲寄進、岡田新右衛門重福作戊之三月日。清安寺現住高岩代とほりつけたたり。外に蓮辨を一ひらつゝ、とりつけて、一つの蓮花につくりたる、香爐二つあり。一つには天明七末年七月吉日としるし、一つには寛政元年八月吉日、東藤原としるしたり。その壺も香爐も釉薬土質ともに、同様にて、即瀬戸焼きなり。當時の製作ぶりと、原料使用とのあらしを、しるにたるべきなり。

窯株制

市ノ倉文書に門三郎とあり同一人也

元祿中、幕府窯株の制を定むるや、この地は、笠原、久尻、下石の諸村と共に、廿四基のうちに、編入せられたるをおもへば、すでにこの地の、世に窯業地と認められたることをしるに足るべし。その後笠原郡代鈴木紋三郎在職の時經營して、新株四基を増加

磁器製造の起源

す。また文政年間、この地の西浦圓治なるもの、惠那郡大井の四基を譲りうけて、右の諸村とともに、三十二基となれり。外に本郡の妻木、駄知にも、三基ありしこともわするべからず。

さてこの地に、磁器の出来じたるは、文化元年大阪の陶商、西川屋茂平なるもの、肥前製奈良茶碗、薺花状の茶碗を齎したるを見本として、製造をすゝめたるに起れるよし、日本陶器全書にしるせり。

製磁の原料地

さてその製造に用ふる、原料の粘土、蛙目は、下石の浦山、土岐口の岩山にとり、釉料の長石、即廣目石は、萩原の笹の平、ノガ坂、柿野、小里、ノカラレ山、久尻の深澤、また三河國加茂郡三箇村、大平村、白川村、廣見村、石壘、一色、土合、市野々、北曾木の諸村にとる。また蛙石、即鳥屋根石は、當地の鳥屋根、原山、妻木のハシカス、崇禪寺に採集す。

名工吾助西浦圓治

明治以後にいたりては、名工吾助あらはれて、その製品の製價をあげ、西浦圓治もまたこの業に熱中して、大にその技術を製品にあらはし、すべてにおいて、京焼の壘をまするにいたれり。加ふるに率先して、海外直輸出を試みて、外國向きの日用品をも、多

額に製出するにいたれり。

この地また最近に、加藤助三郎あり。みづから轆轤、埴土に接したる、技術者にあらざれども、大にしてはこの美濃焼の改善振興と、その販路とにつきては、多大なる功績をのこしたりといふべし。すでにその父助四郎なるもの、尾濃陶磁器の一に名古屋に歸するを慨ひて、東奔西走の結果、村雲御所の御用と稱し、ついで幕府本丸御用と稱することをうるにいたれり。特にまた満留壽商號の烙印を受くるをえて、其志をなせり。これ即安政中のことなりとしか。助三郎この基礎にたちて、濃榮社を設け、社長にあげられ、あるはみづから、満留壽商會をおこして、販路を京阪にもとめたるは勿論、遠くシンガポール、南清に及ぼせり。二十一年五月には、岐阜縣陶器業組合長となり、同年十月縣命及農商務省の屬託をもつて、清國に渡り、その陶業と商況とを視察せり。歸りて又大にこれが陶磁器輸出の道をひらけり。かの陶友會を設け、陶器學校の創立に盡したるは、この頃のことなりき。明治四十一年三月五十二歳にて歿せり。大日本電元一覽表、陶器商便覽、陶業立志談は、その著述なり。詳細は同町なる、氏が表功碑にしるしたるを見るべし。

第二節の三 駄知町の製陶

駄知町における製陶のこと、その由來甚遠くして、やがてまた、土岐郡の初最に在るものといふべし。當町水野永九郎が所藏する文書によるに、寛政の頃駄知の百姓五兵衛といへるもの、岩村役場への願書に、同人先祖十三代以前、惣九郎といふもの、尾張國瀬戸村より、祖母懷の竈株一筋、轆轤十二丁を所持して、この地へ引越し、専ら陶器製造に従事したることをしるせり。また竈株傳來の覺といふものに、先祖惣九郎より四代目喜右衛門の時——正保年間なり——金七といふものに、少しつゝ焼かせたることあり。七代目茂兵衛の代——元祿のころ——一平治といへるもの、願により、金七のごとく、その例にならひて焼かしめたり。

元文四年の頃には、藤七といへるものに、貸竈をなしたることあり。其後藤七絶家により、伊助、源吉といへるものに、少しづゝやかすることゝなりたり。最近にては、笠松役所へ運上のごとも見えたり。

寛政八年辰三月、竈株につきて、嚴重なる御改めのごとあり。調査の結果書きあげた

る人数は、五兵衛、伊助、源吉の三人なりき。その時市右衛門といふものを書きあげざりしにつきて、同人より出訴に及びたり。其結果包金にて、轆轤一挺を、市右衛門に渡したり。其後伊助、源吉は絶家して、市右衛門のみ繁昌したり。よつて私茂兵衛同様、この業に従事せんことを申いでたり。文政十年岩藏、兵(谷カ)右衛門を仲人として、依頼したり。こゝに絶家のものもあれがとて、十箇年を限り、焼かしむことをゆるしたり。かくて天保七年にいたり、その年限に達したれども、公にては役所よりもその沙汰なく、私においても、隣家の情誼によりて、そのまゝになし居たれども、株仲間にては、その不法を言ひあひたることなどをしるしたり。

この外に尙注目すべきことは、同家所藏の、永享八年——二〇九六——未正月吉日、竈納帳といひて、その祖先惣九郎が、自筆の文書に、

尾張國水野村より、瀬戸村へ引こし、それより永享八年に、駄知村へひきこし、かまうちたて候。

としるしたり。しかれば現今、本郡の陶祖なりといへる景光の、天正二年——二二三四——に、久尻の地へ來りしにきたつこと、百三十八年なりといはざるべからず。思

ふに景光の、現今本郡の陶祖と定められたるは、生前において、其技術のすぐれたりしによりて、朱印の名譽をえたりしこと、かつは本郡製陶家が、こゝろくその末葉、同一血族たる關係上、その斟酌にも、よりけんかし。一方この惣九郎のごときは、この地に來りて、この業をはじめたること、百餘年の以前にありきといへども、その技術はともかく、朱印の名譽にもあづからず。またその血族において、守介椽目の宣旨にも接せざりしが爲に、そを紹介し、稱揚する人もなかりしまゝに、かくは埋れて、今日にいたりしものなるべし。

今日駄知陶工の始祖として、加藤景延の子景重、その子作十郎景治——系譜にみえず——をあげて、明治三十三年七月、碑をたて、その故よしをしるしたるは、いまだこの水野文書の穿鑿に及ばざりしが爲なりしなり。これによつてこれをみれば、土岐郡の陶祖は水野惣九郎なりといふに、躊躇せざるなり。さて景治の父景重なるもの、はじめ惠那郡水上に、うつりすみしが、景治の代にいたりて、當地に來りしなり。かくて元祿二年己巳正月十八日歿したり。

天正の頃、塚本喜助なるものあり。父を彦左衛門といひて、織田右府に仕へたり。喜

助は天正十九年五月八日の出生なり。慶長の頃この地森向戸にすめり。その時森向戸川の底より、良土を発見して、陶器をつくれり。そは寛文中より、の事なりといへり。製品は青花、淡花の類なりきとぞ。元和五年岩村城主の、この地に來るや、螺貝の水鉢一箇を獻して、金品をたまはりたり。元祿中茶壺一箇を、同城主丹羽能登守に獻して、賞賜にあへり。その子六右衛門のとき、松平兵庫頭のそれが窯御上覽のをり、水鉢一箇、花生筒一本を獻じたることもありき。

六右衛門の製品

因にいふ。塚本家に、この六右衛門の焼きたる瓶あり。そは瀬戸焼きにて、はじめ地薬をかけ、次に上薬をかけたなり。うらに享保十三年戊申年八月日。塚本六右衛門焼とゑりつく。この頃の製作の一斑を、うかゞふにたるべきものなり。

なほこの喜助に對し、明治三十九年六月、里人碑をたて、その事業を表彰せり。

この外に、塚本源右衛門なるものありき。こは現今當町在住の、源右衛門の祖父なり。文化元年の頃糸目土瓶、松皮土瓶を造りたり。原料は同所松本山なる、二種の粘土と、小里村なる石粉と、肥田村上洞山の土、方言小落といへるもの、二種に、雜灰を和して、釉薬の料となしたるものといへり。今も駄知土瓶といひて、世にあらはる。

塚本源右衛門

駄知土瓶

天保元年岩村藩主、松平能登守、陶器方長谷川半七に命して、之等陶器を專賣せしめ、岩村物産の名を以つて、諸國に販賣せしめたり。かくてこの業の、いよく盛なるにつれて、遂には磁器の製造に及び、今日にては殆んど製磁に轉じたり。

磁器の創始

磁器のはじめとしては、今日その創始者を、しること能はされども、この地古老の口碑によれば、凡その年代を、文化年間といへり。職工も瀬戸より、來れるものなりといへり。おもふにこの地も、かの多治見製陶の條に、述べたるが如く、かの西川屋茂平なるもの、陶器の見本を齎して、その製造をそゝのかしたるに、はじめしもの、如し。

製品種目電數

製品はコーヒール、カタモノ、皿、ドンブリ、イケモリ、ヒゲアラヒ、フタモノ、ドビン、キチ等なり。現時電數は、登竈二十五筋、炭竈三個、錦竈三十個、素燒竈十一個あり。またその業に従事するもの、戸數八十三戸職工五百九十八人、勞役者八百九十七人ありといへり。

第三節 本郡内各所に散在する陶竈

- 一、曾 木
- 二、高 田
- 三、下 呂

- 四、妻 木
- 五、笠 原
- 六、土 岐 津
- 七、稻 津
- 八、鶴 里
- 九、肥 田
- 十、瑞 浪
- 十一、明 世
- 十二、土 岐
- 十三、市之倉
- 十四、虎溪燒

（一）曾 木 竈

曾木竈
加藤利右衛門

元龜天正の頃、景正十八代の孫にあたる唐三郎、即ち加藤利右衛門といへるもの、其弟仁兵衛と、もに亂をさけて、本郡郷の木村に來り、製陶のことに従事したり。慶長十五年徳川義直の、名古屋に封せらるゝや、瀬戸陶祖の傳統を、調査したることありき。そのをりこの郷ノ木に、この兩人の在住するよしをききて、尾張國赤津村に召しよせられたりといへり。——當代記には、これを義直の、いまだ清須在城のをりとなせり。——かくて赤津村にて、窯場八段五畝二十四歩、高二十石を除地として、毎年金貳拾兩を與へられたり。尙窯屋衆とて、特別の保護獎勵にあづかれり。

加藤傳四郎傳記

加藤傳四郎傳記には、高十石宛、御給金拾壹兩つゞ、彼下置とあり。また張州雜誌抄には、兩人の郷ノ木にうつりしを、慶長十三年とせり。次に慶長十五年閏二月、義直、清

須在城の時、かれ等みづから歸住のことを、願ひいでしやうにしるせり。今利右衛門、仁兵衛の家に、當時の古證文を藏せり。その文面左の如し。

赤津村へ竈屋衆罷移度之由 如何にも尤之儀に候

只今時分候間急移可申候 萬事諸役之儀有間敷候 其分心得可申候已以。

戌三月五日（慶長十五年）

寺西藤左衛門

赤津村庄屋宗右衛門

さてこの郷の木村は、現今曾木村の一部に屬せり。しかして曾木村は、現時の製陶地なり。今より二十年前にては、製造戸數僅に三戸にして、その製品は奈良茶碗、小湯呑、皿等なりき。日清戦役後、需用とみに擴大して、製造戸數も二十戸となり、外に貿易品の製陶業者も、三戸を見るにいたるとともに、その製産額も貳萬四千圓にのぼれり。十四年清國動亂の影響をうけ、輸出不振、加ふるに内地向小締となりて、二割三割の直下げをみて、多大の打撃を蒙るにいたれり。

（二）高 田 窯

高田窯

この竈所在地は、泉村久尻の小字となれり。天正十一年丙未春、加藤四郎左衛門尉景

加藤景直

高田徳利

下呂窯

藤原吉兼

加藤唐治郎

延の四男、與左衛門尉景直——この人系圖になし——。この地に來りて、茶器類を焼きはじめたるに、起れりといへり。元祿年間より茶器類の製造をやめて、専徳利の製造をはじめたり。世にこれを高田の貧乏徳利といへり。現時も徳利製造の專業にて、一箇年産額五萬圓。内地は勿論、樺太、朝鮮、滿洲等に販路を有すといへり。

〇(三) 下呂村

加賀國住人、林總左衛門、藤原吉兼、白河天皇の永保中——一七四一——一七四三——この村に移住し、子孫相續して、現代林清兵衛にいたるまで、二十四世なりといへり。そのうち始祖より、十四代に當れる林清兵衛藤原吉重の女婿、加藤庄三郎氏家なるもの、本郡定林寺村より來りて、加藤家の祖となれり。この人元和中——二二七五——二二八三——定林寺村より加藤家世襲の竈株七基のうち、六基を分ち來りて、當村字清水、櫻ヶ根の四方谷間に竈を築き、はじめてこの業を營めりとなり。その地を今竈ヶ洞といへり。この外加藤景長の男、唐治郎なるものも、この地に來りて、陶業に従事したることもあり。

文化文政の頃にいたりて、南ヶ洞の黒色粘土と、竈ヶ洞なる白土とを、混じたるものを

太白焼

磁器製造者利兵衛

製品の種目

妻木竈
加藤景重

用ひて、太白といへる、一種の進歩したるものを、焼きいだしたり。これは土焼と石焼との中間のものにて、今やまさに、製磁の時代にうつらんとするの階段なりき。かくていよく磁器をはじめたる人は、利兵衛といへる人なりき。この人はかの庄三郎氏家より、三代目なる、加藤佐平治方へ、入婿したるものにて、本貫は三河國八草村なり。かくてその四代目をつぎたり。時は仁孝天皇の天保年度なりき。また佐平治の弟兵助は、更に分家して、別にこの業に従事したり。

製品の種目は、香爐、味噌壺、米鉢、佛器、小茶碗、花生、蘭鉢、ビンダラヒ、三合肩張徳利、三合トビロ徳利、切立菊筒等なり。然るに明治二十七年よりは、電氣用の碍子をつくり、二十八年よりは、同碍管電燈用取付器をもつくり、外國向き白磁をも製するにいたれり。

竈の形狀は現今にては丸窯なり。原料は、西山南ヶ洞の、黒色粘土にして釉藥は鬼板藥なり。

〇(四) 妻木村

古老の傳説によれば、天下一筑後窯、加藤太郎左衛門景重をはじめとす。祖先は筑後

天下一筑後電

國の人なりといへり。されどもこの村に來りし子細、分明ならず。この村に來りて、農業のかたはら、陶器をつくりて、渡世せり。案するに祖先を、筑後國の人といへるは、この景重が父景延を、筑後守といひ、筑後黨をはじめし人なれば、その黨を筑後黨といひたるにつけて、筑後國の人なりなると、傳へ誤りしものなるべし。

元龜元年——二二三〇——妻木領主御普請の時、屋根瓦をおほせつけられしに、それが領主の意に叶ひたりとて、天下一筑後黨の免許を、たまはれりと云へり。

太郎左衛門の子長三郎——後太郎左衛門と改む——元和七酉年、御領主——妻木雅樂助家頼長門守といふ——妻木玄番、江戸書院の瓦焼立を仰せつけらる。期日滞りなく納付したるの故をもつて、御藏米一石を下賜せられたり。この時玄番家頼より、當郷社八幡宮へをさめたる願書あり。今尙同社に保存せり。その文書左のごとし。

玄番家より
八幡宮へ奉納
したる願書

敬白願書之事

一今度江戸御城御書院瓦を

仰付候色何れも能出來候様事

一右のかわら能出來就申候

鳥井立可進候並社領に

田一段可進候也かわら見事

出來申奉願上候

一かわら能出來於御感悅

來年正五九月御湯立

進之神の御心を慰可申上也

御願書如件

妻木玄番頭
嘉 忠 花押

元和七年

拾月十一日

進上

八幡宮

言語文をなし、書體法にかなへりといふにはあらねど、その赤誠の披瀝は、楮表にあふれたり。

庚申堂寄進の
香爐

太郎左衛門、正保二酉年五月二十九日、天下泰平國家安穩、御領主御武運長久の爲、

妻木村庚申堂——昔和合院といへり——へ寄進したる香爐、いまなほこの村に保存せらる。この製品、釉薬を用ひざるがごとし。色暗紫色にて質堅緻なれども、様式圖案など、一見交跡のごとし。

表面に三猿をゑりつけ、左右の側面に、杜若をくづしたるがごとき唐草を、木瓜の形のうちにゑりつく。

裏面には、

濃州土岐郡妻木村庚申堂奉寄進香爐

正保二年

乙酉 壬五月吉日

底には、

みの、國どきかう里つまきむらかうしんとうきしんたてまつるかうろ天下一筑後かまに而是をつくりする者也

正保二年

壬五月二十九日

加藤太郎左衛門

景 重 花押

としるせり。

景重寄進の高杯一双

この外同神社に、同人の奉納したる、鼻高の古面あり。厚紙のはりぬきなり。それに正保五年八月加藤太郎左衛門景重奉納とあり。劍の長二尺のもの二ふりあり。これも同年同月日のかきつけあり。

また尤も参考とすべきは、同人が奉納したりといへる、高杯一双なり。土焼きにて謂はゆる仁清釉薬といへるをがけ、一見粟田焼きなり。見込みに松を、腰には十六辨の菊花と観世水ともいふべきをゑがけり。その繪は型紙にておしたるものなり。もし然りさせば、この技術いごめづらしといふべし。全體の様式も、頗古雅なるものなり。その腰には兩方に三個づゝの穴をあけたり。なにか爲なるか考ふべし。また同じく三年丙戌八月十五日、同神社は加藤伊兵衛門尉——妻木家頼の時代なり——と署名したる、枯木に鷹をゑがきたる額面の、寄進せられたるがあり。同人また同神社へ、陶製八角の經筒、方七寸四分なるものを寄進せり。それに、

八角經筒

濃州土岐郡妻木村八幡大ササ奉寄進

阿彌陀經

加藤伊兵衛尉

正保三年ひのへ戌五月吉日

としるせり。これも景重と同時代の作品として、参考とすべきものなり。

この後この村にて、この筑後竈の後をうけて、この業に従事したる人に、日東千左衛門といへるものありき。——それ以前製陶の系譜不明なり。そは嘉永年間のことなり。當時領主旗本なる妻木傳兵衛といへるが、公儀番町御薬園役所より、小皿、菓子鉢、銚子、土瓶、盃洗、丁子の風爐釜などの注文をうけて、製作したることあり。そは嘉永五年十月と、十一月とのことなりき。これ等にかゝる文書は、その末葉なる、日東泉之進といへるが所藏せり。外に妻木領主の屋敷あとより掘りいだしたる油滴、水滴やうのものも二三所藏せり。これは筑後竈所製のものにはあらで、全く鎌倉期のものとおもはるゝ也。現時において、この筑後竈以前の製品とおもはるゝもの、往々發掘せられたるものを見るに、まつ手つくねのもの多し。高台に粗のあとの印せられたるは、その素地を乾燥せしむるをり、粗ぬかをしきたるものなるべし。また釉薬を、ほごこしたるかとおぼゆるものあれど、それのまはりのよろしからざりしが爲に、全體素焼のやうにみゆるがあ

筑後竈以前の製品

日東千左衛門

竈跡につきて

り。またはじめより、素焼きのまゝなるもあり。されども土中にふくめる、石英鐵氣などの溶解によりて、一種のつやをいだし。釉薬をほごこしたるにはあらざるかごまで、思はるゝものもあり。ともかくもよにいへる、行基焼きの類なり。またそれらの發掘せらるゝ場所は、皆竈あと、おもはるゝところにて、一里も峻しき山坂を、こえたる山上なるもめづらし。これにつき當地の人は、むかし竈株といふものありしこと、て、その株を有せざる人たちの、ひそかにかくれての仕事なれば、かゝる山中にて、行ひしものなるべしといへり。されども竈株について、嚴密なる制度の行はれたるは、ちかく徳川氏の時代なり。當時はすでに、この技術も非常に進歩したるをりなれば、かゝるをさなきものを、焼きたりとは思はれず。この地方夫以前に、この業に従事せしもの、各研究的に焼きこゝろみし、痕跡なりと思はるゝ蓋あやまらなかるべきか。ともかくこれ等をもて、この地の窯業に、あさからざる因縁あることもしらるゝ也。

次にこの地の陶器の磁器に改まりしは、文化、文政頃よりといへり。傳説によれば、尾張國志段味村の人、久米藏なるもの、本村の又右衛門、齋助、甚右衛門、初藏、鐵藏、代八、彌惣太等に傳へたるもの也といへり。これ等の外には、この磁器の竈株を、傳へざりき

磁器創始

竈の名稱

商賣之制

御倉本

製品種目

水野勘兵衛の
佛蘭西焼

鈴木和三郎の
石炭竈

となり。その竈の名稱には須後竈、鍛冶ケ入竈、内田竈、神宮竈の竈筋ありき。然るに天保年中あらたに、須後文右衛門竈、内田兼助竈、嘉兵衛竈の三株をゆるされたり。

弘化年中には、また商賣株の制をしかる、この株所有者にあらざれば、陶磁器の販賣をゆるされず。其頃名古屋に、五軒の間屋を置かれ、商賣株を有せざる製陶家は、是等問屋の外に、賣ることを得ざるなり。これを御倉本といひたり。従つて又電話竈出等のをりは、當路の役人立會ひて、其員數を調ふるなど、頗嚴重なる制裁ありき。製品の種目は、壽紋皿、角手鹽、熊谷茶碗、茶漬茶碗、富士越茶碗、紋輪、湯呑等なりき。

明治維新後はこれ等の制度全く廢れて、製造販賣ともに、自由となり、従つてその研究の地歩をすゝめ、反つてこれが發達をうながすにいたれり。明治十七八年の頃、本村須後、水野勘兵衛なるもの、佛蘭西焼き珈琲碗の、巧妙なる技術に感じ、それが製造に苦心したるも、幾度かの失敗をかさねたり。かくて後、遂に、原物に劣らぬものを、製造するにいたれり。明治四十五年には、當局より賞牌及び賞状をうくるにいたれり。なほ鈴木和三郎なるもの、石炭をもちひて、陶器をやくことを研究し、またその善惡によりて、製品に多大なる影響あることをも發見し、従つて竈の構造をも、改良するにいた

れり。これ實に明治四十二年の頃なりと。

〇(五) 笠原村

當村へは、すでに景春の子、源十郎尉景成といへるもの、可兒郡大萱より來りて、竈をはじめたることありき。瀬戸大竈焼物並唐津焼取立之由來書に、笠原竈天正十四年丙戌之春、源十部大萱より來て焼とあるにてしるべし。その後万右衛門尉景輔の子三人、また當村へうつり來れり、そは妻木氏の見出しに預りしなりとぞ。かくて居住凡五箇年ばかりにして、この村の荒地を拜領して、そこに竈をきづきたり。今竈ノ口といへるは、これが爲なり。もと久尻大平にすまへりて、家號を大平屋といへり。その頃妻木、笠原、市之倉、瀧呂、大畑、多治見、土岐口、下呂、久尻、大富、定林寺、駄知、高山、肥田は妻木領なりければ、かく領内に加藤の一族をすまして、産業の發達を、はからしめしものなり。

さて松原領右衛門といふもの、慶長の末年この地に窯業をはじめて、左鉢、ズンベ、屑便等の如き、粗雜なるものを、製出したることありき。その後繼者、文化年間にいたりて、はじめて太白茶碗をやき、それより磁器を製するやうになれりとぞ。

笠原焼成笠原
加藤景成笠原
焼をはじむ
加藤景輔さそ
の子孫の事業

松原領右衛門

陶窯改良者

當村大字瀧呂八陳なる、松原領衛、柴田善八、同鶴助の三人、この陶窯改良につきて、苦心したりしが、文久二年の頃、地を字中西といへるところに定め、一窯をきづきて、五輪竈となづけたり。明治四十三年三月、同業者その効を記念せんとして、瀧呂に建碑せり。

六六

✓ (六) 土岐津町

起源は天正度にあり。天正二年——二二三四——の頃、尾張國瀬戸村より、加藤與三兵衛なるもの、本郡久尻に來りて、製陶に従事したると同時に、藤四郎なるものも、この土岐口に窯をつくり、同様焼きはじめたるものなり。現今この地字藤四郎といへるところより、紺青畫の陶器を發掘せり。それより以後、この業を繼續すといへども、その沿革を明らかにすることあたはず。

✓ (七) 稻津村

本村大字小里といへるところに、岩島角兵衛なるものありて、斯業に従事したるをはじめとす。時は元祿年間——二三四八——二三六三——のことなりき。其後子孫其業を繼續したれども、いつしかに廢絶したりといへり。

稻津焼
岩島角兵衛

明治初年窯業者

こゝに明治の初年同所に、和田龜右衛門、水野稻美、高木源七、澤井康兵衛、高木實助、鈴木重兵衛、岩島長五郎、澤井忠一郎、澤井勝一郎、加藤金九郎、小木曾小一、安藤鐵次郎、正村清太郎、和田吉之丞あり。大字萩原にては、平光壽策、後藤庄右工門、後藤喜六あり、前後して、この業を營みたれども、その成效をみずして、中絶したりといへり。現今にては和田吉之丞といへるもの、僅かにそを繼續するのみ也。

✓ (八) 鶴里村

當村の窯業は、凡五十年前に起りしが、爾後中絶せり。明治二十五年にいたりて再興す。されども目下不振の状態にあり。製造戸數七戸を有すとなり。

✓ (九) 肥田村

起源は今より五十五年前即安政のころなりしも一時中絶したり。其後古村長助をはじめ、同志者三四名と岩村領主に、斯業開始の願書を奉り、試株權を許可せらる。當時製造したるは、壽紋皿といふものなりき。されども經驗に乏しかりし結果、失敗に終れり。こゝにまた幾多の研究と苦心とを経て、漸くその目的を達するに至れり。かくて二代目長助、古村龜助、一層協力して、奮勵の結果、斯業盛大となりて、製造家の如きも十年な

肥田焼
起源は安政年間あり
古村長助
壽紋皿と三五

鶴里焼
明治二十五年の再興

六七

製造数と其數量及び價格

らずして、二十餘戸となるにいたれり。肥田の三五皿とて、其の名を世にしらしめたり。明治四十年、石炭窯をきづきたれども、一時失敗せり。これも其後の經營よろしきをねて成効す。現今製造家六十餘戸、數量五百九十四萬個、價格四萬八千七百七拾圓に上れり。

（十） 瑞浪村

瑞浪焼窯業創始者製品の種類

明治二十五年一月當村大字山田、加藤友九郎、加藤佐治右衛門、同勘二郎等の共同して、窯をきづたるを起原とす。その製品は、當時より専ら鉢、大皿、鈍鍋鉢をつくれり。然るに明治二十七八年、日清戦役前にて、陶磁器の不振を見るにいたりて、これが共同の事業をやめて、加藤友九郎獨力の經營をなす。同三十九年にいたり、はじめて隆盛の域にすゝめり。これ即日露戦役の影響なりしなり。この時製造家三戸を増す。また寺河戸區にては、近藤奇文をはじめ、同利三郎、明世村なる伊藤四郎等とはかりて、會社を組織せり。三十九年六月着手して、窯を二箇所に設けたり。同四十一年一月、はじめて製品の出荷をなしたり。同四十三年共同會社をやめて、各自の經營となす。當時製造家七戸職工數十人なり。同四十四年本縣の補助をえて、石炭模範窯一箇所を設く。この窯目下好成蹟をあらはせり。現今の製品は煎茶々碗、貿易品の磁器、電機器等なり。

寺河戸區の窯業

石炭模範窯目下の製品

明世焼

月吉區と河合區との窯業

（十二） 明世村

本村にては、月吉區と河合區とにて、この業をはじめたる人あり。月吉區にては、明治十七年頃、山内壽太郎といへるもの、約三箇年間つゞけたれども、遂に失敗にをはれり。河合區にては明治二十年頃、安藤黒治、林榮吉の二人、三四箇年間從事したれども、これまた失敗の、やむなきにいたれり。また明治四十年より三箇年間、澤田作治なるもの、この業をはじめたれども、これまた中止したり。かゝる有様なりければ、現今における當村の窯業は絶無となれり。

（十二） 土岐村

土岐焼

明治三十九年四月惠那郡陶村、小木曾岩藏なるもの、この村に來りて、この業をはじめたれども發展せず。爾後失敗、今日にては休業せり。目下たゞ赤繪づけをなすもの八戸ありて、不振ながらも繼續せり。

（十三） 市之倉村

本村製陶のこと、當所加藤勇三郎所藏の系譜によれば、後深草天皇建長の頃——一九〇九——一九一五——加藤與三右衛門直政といへるもの、市之倉清見村に居住し、裏山に

市之倉焼加藤直政

元和五年の奥書ある加藤氏の系譜

中興加藤常政

加藤與一郎

七〇

竈を築きて、土器を焼きたるよしをしるせり。建長といへば、陶祖景正が入宋したる貞應よりは、三十二年の後なり。さる年代において、かゝる場所において、果して製陶の事に従事したりしや否は、甚疑問のことに屬すといふべし。其後三百餘年を経たる、後陽成天皇文祿の頃、直政の後裔、常政なるものありて、この業に従事し、元和七年行年六十三歳にて歿したりといへり。當時この地の地頭は、妻木傳兵衛頼忠にて、その代官松原忠兵衛といへるもの、廣見山にて、焼物竈をこりたて、陶器御用を勤めしめたるよし、元和五年の年代をしるせる、當地加藤氏の系譜——水野周次郎所藏——に記るしたれば、事實としてみることをうべきか。

さてこの常政の代にいたりて、遠江國光明山祭禮に使用する、七十五膳の土器を奉納したり。それが爲に二字、大小、鍵一筋をゆるされたりといへり。この常政を當業の中興といへり。

因に、前述水野周次郎所藏の系譜によれば、加藤與市郎なるものを、中興の祖といへり。これは元祿九年に三十九才にて歿したる、加藤長七といへるもの、父に當りて、加藤氏の祖先とあふげる、加藤與左衛門といへるが曾孫なり。かの勇三郎所藏の系譜にし

當地開窯の祖といへるに二流ありしこと

當地窯業者の一大恐慌

るせる、廣見山にて開窯したるものも、加藤與左衛門なれば、同一人の様なれども、かれは建長年度の人、これは年代をしるさざれども、かりにこの四代の人たちの年齢を、五十才としても、僅かに貳百年前となる也。長七の歿したる元祿九年より遡れば、その與左衛門の生存の年代は、漸く後土御門天皇の明應年間——足利氏十一代義澄時代——に過ぎざれば、その別人なること明亮なり。思ふにこれによりて、當地開窯の祖といへるものに、恐く二流ありしことを察するに足れり。

かくて近く寛政の頃までは、無事一郷、この業に従事したりしが如し。然るにその六年にいたりて、當所の窯業に一大事件を惹起せしめたり。そは尾張國瀬戸村初三郎なるものより、この寛政六年に、笠松郡代へむけて、美濃竈廿三筋を、差留められたき由、願ひいでたることなり。其理由とするところは、その廿三筋は、織田信長の御朱印なきものにて、中途私に開窯したるものなりといふにあり、こゝにおいて當村窯業者の恐慌一方ならざりき。時の郡代鈴木門三郎なるもの、時の竈元ども召しよせて、委細調査する處ありき。其時竈元どもの、「我等が窯業の事につきては、別に由緒系圖を有せざれども、先祖以來この業に従事して、代々運上を相納め來りたるが、即我等の由緒系圖なり」と

七一

の答によりて、瀬戸村の窯は、信長公の窯なり。當所の窯職共は、公儀の窯元なりとの判決によつて、事件落着の運びにいたれり。

尙同郡代の時、窯株と轆轤とにつきての改正あり。即美濃竈廿三筋、竈一筋につき銀八匁、轆轤一挺につき、銀五分といふに定められたり。

この他につきても、種々改善の方法の講せられたるが如し。ついて新製窯二筋の願ひいでをゆるしたり。それが爲に文化元年より、新製大白諸品を焼きいだすにいたれり。この大白焼きは、尾張國瀬戸村の人、民吉なるもの、筑前國にてその秘法を習ひえて、焼きはじめたるものなり。こゝに瀬戸にて、其職に従事したる仁平といへるもの、當地政右衛門方に来りて、この大白焼きをはじめたり。其製品の優良なるを賞して、郡代鈴木門三郎の、かくはその新製竈二筋をゆるしたるもの也。かくこの郡代の功績、恩澤の大なりしに感じたればにや「氏神様と申は、御郡代の御事なり」とまで、尊敬するにいたれり。

同年代中白鈴德利取締といふことありき。こは可兒郡徳野村陳屋、大久保直四郎と、笠松よりの役人とともに、多治見よりはじめて、瀧呂、笠原、高田、市之倉まで出張し

窯株と轆轤との改正
新製窯二筋の許可

大白焼

白鈴徳利の取締

て、窯元をよびいたして、壹本にても、ぬけ賣せざるやうにとの注意を、與へたることなりき。

村雲御所出入御用を命ぜらる

安政二年には、京都村雲御所の出入御用を命ぜられて、菊藤の御紋付提燈二張を渡されたり。當時御用窯元として連署したる、伊八、幸助をはじめとして、十一人の名をしるせり。

その後文久年間にいたり、伊八をはじめ、瀧呂の文藏等、京都岡崎の土と、當所の土とを調査すれば、上等品出來すべしとて、その採掘を一條殿へ、原藏を介して、願ひいでしことあり。

加藤伊八御本丸御用のこと願ひ出づ

安政四年にいたり、加藤伊八また、御本丸陶器御用のことを、願ひ出でたるに、番町御薬園役所より、みの輪梅林寺をへて、本人へ諮問のことあり。其結果、伊八御薬園へ出張して、地震にて破損したる。同園の窯を修理し、市之倉陶器御用買上の儀には、久下田屋市之助方同様にて、取計ふべきの下命を得たり。この伊八は、前述常政の後をうけて、遠江國光明山へも出入して、その所用の陶器を製造したり。同五年には笠松岩田鍛三郎なるもの、從來番町薬園にて、陶器製造の御用ありしも、尾張國陶器、近來よろしか

岩田鍛三郎

現時の製品と
盃の如き小き
ものを焼き
だしたる原因

らざる上に、地震以來製陶意の如くならざるにつき、自分の支配所なる、市之倉のもの
上品により、以後同所にて、製造せしめ、その薬園へさし廻すよしを、ごどけいでたるこ
とあり。現時當所にて製造するものは、盃を専らとす。そは當地の陶土の道具土ばかり
にて、磁器の原料は、悉く他方より、その供給をあふがざるべからざることなれば、そ
の原料を使用する上において、いさ、かなるものを製して、その價格を多からしめんと
の考へに、いでもものなりといへり。

製品の種目と
數量と價格

製品の種目は、煎茶器、奈良茶碗、コーヒー呑、湯呑、紅掃、輪燈の如きものにして、
他に小深、猪口の如き支那向きもあり。その所製の數量、一ヶ年二千二百萬個にして、
其金額約拾參萬なり。

現今の製造家

現今の製造家としては、加藤五平、同四郎兵衛、同惣七、同圓一郎、同吉兵衛、同五
助あり。

虎溪焼

(十四) 虎溪焼 (本窯を、本郡の條下に記載するは便宜によりし也)

明治廿一年頃、中央線敷設に際し、多治見高藏寺間のトンネル開鑿に使用する、煉瓦
の供給を、他方より仰ぐは、遺憾なりとして、西浦圓治、獨力これが製造經營をなしたる

虎溪焼最初の
窯場

にはじまれり。當時の窯場は、多治見町字妻木阪の道北なりき。しかしてその原料土も、
同所にてえたりし也。然るにその所製の煉瓦、土質の製品に適せずして、當局者より使用
をこばまれたり。よつてその原料土を、處々に搜索したる結果、虎溪山下にて、良好な
るものをえたり。これによりて、完全なるものを製出して、その工事に使用せしむるに
いたれり。同時に又一方において、その土を用ひて、茶碗、花瓶、徳利、菓子器の如き
風流なるものをも焼き試みたり。當時この窯業の主任、西浦辰太郎なるもの、西浦圓治と
親戚の緣故により、明治卅八年より、この業をゆづりうけ、更めて虎溪山下に窯をきづ
き、専らこの風流品の製作に従事して、その製品を虎溪焼と名稱するにいたれり。かく
て明治四十二年まで、繼續したりしが、資本と販路との關係によりて中絶したり。この
後半年ばかりの、ち、笠原村の人、各務鎌吉なるもの、約一ヶ年、その業を繼續したり
しが、これも種々の事情により、再中絶して今日に及べり。

虎溪焼

茶器を焼き試
む

可兒郡製陶の
年代

第三章 可兒郡の製陶

可兒郡の製陶は、殆んど土岐郡とこの年代を同じくせりといふべし。そはかの加藤景

春の子景成、景興、景定が本郡に來りて、窯業をなしたるにてもしらるゝ也。景成は本郡大萱村——今の久々利村——にて開窯し、景興、景定、はともに本郡大平村にて、開窯したりしなり。

加藤景成

瀬戸大窯焼物並唐津焼取立之由來書なる、瀬戸窯所之次第といへるところに、美濃國可兒郡、大萱村、源十郎焼上作、天正五年丁丑之春、此地に來つて焼」としるせるにて、其時代をしるべし。源十郎といへるは、即景成のことなり。

景成の作品

同書同條に、笠原竈、天正十四年丙戌之春、源十郎大萱より來て焼」としるせるをみれば、製陶研究の爲に、かく處々にて開窯したりしものなるべし。

閑遊叢錄に可兒郡山中吉八郎號清亭家、藏一碟、其製甚古、烈文彩繪、妙不可言云、泳縣有源十郎者善陶、即其手造也。何意山中、有若良工者也、今大茅山、有源十郎墓、土人祠之、祈瘡有驗云々、とあり。これにてまたその製作の大體をも、うかがはるゝなり。

しかるに其後、製陶の沿革をしることを得ざるは、或は一旦廢絶に歸したるものか、または當地の製品も、以前は一樣に、瀬戸焼きの名を、かぶらしめたりといへば、たゞに瀬戸物として、知られたるにとゞまりしものか。徳川時代にいたりても、かの多治見

本郡の窯所

を中心としての製品も、皆瀬戸物の名によりて、名古屋納屋町善七、傳馬町清左衛門へおくりて、一つも本郡の製品として、賣り捌かしめざりしにてもしらるべし。

現今本郡にての窯所は、たゞ僅かに小泉村の根本焼、池田村の甘原焼、豊岡町の小名田焼あるのみ。

（一）根本焼

根本焼

起源
初代小助

天領御用窯

根本焼は、嘉永元年、尾張國東春日井郡高藏寺村大字木附——當時は木附村なり——の小助なるもの、今の小泉村根本へ移住し、同所の代官、坂崎源兵衛の旨によりて、製出したるをはじめとす。天領御用窯といへりしは、そのをりのことなり。彼はその模範を肥前國有田焼にとり、辛苦經營の結果、今日の如き精巧なるものを、いたすにいたれり。かくて小助の子に、周助といふものあり、現代の浦太郎といへるはその孫なり。皆この業に従事せり。この外若尾精助、山田辰吉、若尾源吉、坂崎定吉のごときは、初代小助の門下なり。

この窯の盛況を極めたりしは、明治十二三年の頃にて、最も衰へたりしは、同二十四年の頃なりきとなり。されども其後窯主の熱心は、よく挽回の機運にあひて、現今にて

現今の製造個
数と價格

はかの最盛期をも、凌駕するにいたれり。坂崎浦太郎、若尾精七、坂崎儀三郎、坂崎助三郎、若尾角三郎の如きは、現今の製造家なり。
現今一箇年間における製造個数は、約十八萬個にして、その價格は八千圓に及ぶといへり。

製品の名譽

明治四十四年秋、皇太子殿下本縣へ行啓のをり、猪口、蒸茶碗各五個づつ、御買ひあげの光榮を荷ひ、其他博覽會、共進會等へ出品して、褒賞を授與せられしこと、數回に及べり。

原料と製品の
種目

原料は多く、土岐郡笠原、土岐津、妻木、多治見、三河國大田原、白河にさる。蛙目の陶土、六分石粉、木炭をもちふ。製造の品目は、奈良茶碗、蒸茶碗、猪口、池盛皿、硯猪口、皿等なり。

二十原焼

フシハラ
二十原焼
石粉チクラの
發見

明治二十四年三月、陶磁器用強粉——チクラ——といへる石粉を發見し、其後陶土のごときものを取り集め、色見をなすこと、三箇年ばかりにして、明治三十三年七月はじめて、現今使用の陶土を、發見することをえたり。因つて同年八月製陶職工を、土岐郡下

石村より雇ひ入れ、製陶に従事せしめたり。されども資金の乏しかりしが爲めに、諸般の設備整頓せず。一箇年僅に一二回づつ、焼きいだしたるのみなりき。當時たま／＼日露戦役に遭遇して、商業の不振を來し、加ふるに益資金の缺乏を告げ來りて、終に一時休業の、やむなきにいたれり。されども現村長小池勇の盡力により、資金の調達を受け、漸くその事業を繼續することをえたり。かくしつ、明治三十八年四月より、販路の擴張をはかり、創業以來の好結果を收むるにいたれり。

製陶業者の
名と製陶の年
月

前記製陶業者の人名と、製陶の年月とは、凡左のごとくなりき。

明治二十四年三月より、小芝徳次郎これにあたり、同三十三年八月よりは、小島音次郎、共同これにあづかれり。後一箇年にして、小島音次郎廢業して、再小芝徳次郎の獨力となれり。

同三十六年三月より、伊藤兵次郎、小芝莊九郎と共同して、この事業に當りしかども、後二箇年にして廢業せり。

同三十八年小芝徳次郎、伊藤兵次郎と、共同經營したれども、また一箇年にして、廢業のやむなきにいたれり。

同三十九年山田宮吉、小芝莊九郎と共同經營して、同四十年にいたり、その後山田宮吉廢業したるを以て、現今にては小芝莊九郎一人にて、この業に従事せり。

（三）小名田焼

小名田焼

小名田徳利

この窯は徳利をやくことを專業とす。そは土岐郡の條に述べたるが如く、加藤四郎右衛門景延の、土岐郡泉村久尻に來りて、始めてこの徳利を焼きいだしたるを、今に繼續したるものなり。かくて今より三百五十年前、泉村の人にて、加藤豊八なるもの、豊岡町小名田字可兒郷にて、これに適する陶土あることを發見し、ついでこの地にうつり、窯をきづきて、徳利製造に従事したるが、この小名田焼の嚆矢なり。爾後その成績良好、漸時業務の擴張を見るにいたり。この時同地字西山といへるところに、なほ純良なる陶土の、産出をみるにいたり。されば終に、全體の窯をうつすにいたり。明治の初年その事業隆盛なりきといへり。

馬場大助

明治二十年の再興

元來小名田の地は、馬場美濃守の子、馬場大助の領地なりければ、その物産の販路を開かんが爲に、その製品を領主みづから江戸におくりて、殆んど一手販賣といふ有様をなせりしが、維新の變動ととも、一時廢絶の非運におちいたり。さるに明治二十年の

製造高き價格

頃にいたり、加藤貞三郎、間宮小十郎の兩人、再興をはかり、同地字釜ヶ峯に窯をきづき、陶土を字西ヶ洞より採掘して、製造せしが、次第に好運に向ひ、現今にてはまた徳利の産地として、知らるゝにいたり。又近來にては清國へも、僅少ながら輸出するやうになれり。

この地の産額は、製造高一萬七千四百俵、價格貳萬七千圓なりといへり。

第四章 惠那郡の製陶

惠那郡の製陶の起源地

東釜

大川

本郡製陶のこと、陶村を以つて、その起源地となすべきか。この村現今猿爪、水上、大川の三字をふくめり。大川なる東釜とよべるの地、猿爪なる釜の洞の地、ともに往古製陶の地なりといへる歴史を、語れるものゝ如し。その東釜の字を有する猿爪の地は、まさに本郡製陶の起源地として、二つの傳説をのこせるところなり。その大川の地へは、尾張瀬戸村の某なるもの來りて、製陶の業を創めたりといひ、その猿爪の地へは、天正六年の頃土岐郡久尻村の人、仁右衛門景貞の來りて、この業をはじめたるなりといへり。しかるに大川の方にては、今その古記録の徴すべきものなけれども、猿爪の方には、多

水上

少の記録を有せり。

慶長七年の頃、瀬戸より加藤吉兵衛なるもの、水上に來りて、この業を營めらうち、上下二組の同業者を、いたすにいたれり。その子孫もこの二箇所に残りて、連綿としてその業をいとなめりといへり。なほこの竈につきて、記載する處によれば、當時その地頭たりし、小里の城主和田氏に對し、竈一筋につき、地子米一俵と、銀十匁づゝを、納めたりといへり。されどもその竈は、いつとなく廢絶せり。今もその竈あとより、茶碗小皿、摺鉢などの破片、累々としていづるなり。それ等は皆極めて、粗雑なるものゝみなり。これによればこの竈の廢絶も、土岐郡又は瀬戸地所製の精品に匹敵しがたくて、遂に廢絶のやむなきにいたりしものとも、推しはからるゝなり。

今元祿十一年の奥書ある、先祖之覺と題せる文書——水上加藤與曾次郎所藏——を示せば左のごとし。

先祖之覺

兵左衛門父祖

加藤吉兵へ尾州瀬戸竈より來、田尻上竈に有付、兵左衛門、親吉左衛門、兵左衛門迄

元祿十一年の奥書ある。先祖の覺書

田尻は今の水上の字なり

三代、上竈大將也、竈人又七郎、勘七、久作、久左衛門、吉助一人不足力六人、此わきの者助左衛門、助藏、孫左衛門、彦十郎、傳十郎、助十郎七人、以上家數十三軒也。

善四郎父祖

加藤善左衛門右之通、瀬戸より來、下竈に有付、其子太郎左衛門、其子善四郎まで三代、下竈にて大將也。其外竈人久四郎、甚八郎、九右衛門、與左衛門、九助、忠兵衛、佐左衛門、善次郎九人、此わきのもの、彦左衛門、勘七、仁左衛門、與助、與市、次左衛門、次市、嘉助八人、以上家數合十七軒也、上下に家數三十軒有。小里和田助左衛門様御代迄竈にて、泥銀十匁、内地子米一俵に定。下竈にて泥銀十匁に定、地子米一俵上下より二十目、地子米二俵に御定來ル也。上竈主加藤兵左衛門歳八十九。下竈主加藤善次郎歳八十五。

元祿十一年寅極月書之

右文書に、上竈に有付、又は下竈に有付などあるによりて考ふれば、夫以前において、すでにこの業に従事したるものゝ、この地にありしことをしるに足るべし。

善次郎は善左衛門の孫也

現今小里萩原を合せて稲津といふ

本郡の磁器

この後二百三十餘年後、天保三年にいたり、茄子川村にて、篠原利平次、丹羽九右衛門の二人、斯業を起したるも、其結果のよろしきをみず。後終に磁器焼きとなれるにいたれりぞぞ。

本郡に於ける磁器製造の起源は、天保六年にあり。その年小木曾菊藏なるもの、水上村に窯場をひらきたるにあり。しかるに不幸にして凶年にあひ、僅に一年餘にして中絶せり。後文久元年七月にいたり、猿爪村の人、曾根庄兵衛卒先して、この業をはじめ、苦辛經營、あらゆる方法と手段とによりて、漸く今日の盛況をみるにいたれりとなり。さればこの人を、本郡磁器の開祖とあがめたり。

明治二十二年その紀功碑を建設して、永遠に氏の功績を傳せり。明治三十四年綠綬褒章を、下賜せられたる人なり。かくて文久三年には、永井九郎右衛門、同四郎右衛門、同庄右衛門の三人開業せり。其後慶應年間に及び、更に同村の小木曾茂兵衛、加藤彌左衛門、水上村にて小木曾増右衛門、同善吉、原村にて春日井政吉、同和助、加藤藤左衛門、田代村にて西尾茂市、馬場山田村にて、水野惣右衛門、同和平、加知勝藏、明治元年には、猿爪村にて、加藤源藏、小木曾虎助等、次第にこの業をはじめて、漸く盛大ならし

本郡磁器の開祖

窯株の制度

御用窯

むるの氣運にむかへり。然れども當時窯株の制度ありて、一株の價大抵二三百兩を要し、容易に開業すること能はず。加ふるに本郡にては、一株も窯株を有せざりしが爲に、しばしば營業さしよめの嚴談をうけたり。こゝにおいて、庄兵衛は同業者に代りて、その領主たる明知陣屋遠山氏、もしくは岩村藩主松平氏に歎願し、御用窯なる名稱のもとに、營業せしめて、漸く廢業せしめざるにいたれり。明治四年、この窯株の制度廢せられてより、更に猿爪村にて、永井今次郎、伊藤五郎右衛門、小木曾大助、中村與左衛門、永井伊太郎、吉良見村にて、加藤榮助、阿部善七、阿部新平、堀宇平、其他大栗村、大船村、明知村、下手向村の各地にて、續々開窯せらるゝにいたれり。

明治十年頃には、更に茄子川、大川、上手向、釜屋、大井、苗木、岩村等の各地に及びたるが、近年にいたりては、又々野志、杉野、野原、椋實、中津川等の中部、北部へも、斯業の開設せらるゝにいたれり。

はじめ文久年間、開窯當時の原料は、土岐郡妻木、下石等に求めたり。さればこの運賃と手数とにおいて、經濟ならざるによりりて、庄兵衛は苦心の結果、その蛙目石を、原村地内に發見し、翌二年には水上にて、その鑛脈を發見し、ついでそを粉碎すべき、水

開窯當時の原料地と原料

製品種目

車をも設けたり。かくて製磁の業の盛なるにつれて、田代、大川、原、太田等にて、水車を用ふるもの、百餘戸に及べり。さて原村の蛙目石に、土岐郡の白目石を加へて、生地となし、地製の紺青にてゑがき、之に白目石、丸根土、及栗皮灰等を調合したる、釉薬をほごしたる、簡單なる製作をいませり。その製品は中反、小反、中丸、小丸の茶漬茶碗等にすぎざりき。

初窯の製品と
代價

曾根氏が初窯に焼きいたしたるは、草畫の中反茶漬茶碗にて、代金は百個につき、壹貫五百文、山水畫小反茶漬茶碗百個につき、代金壹貫文なりきといへり。

維新後製品の
代價

慶應より明治初年にわたりては、近村隣郡にて、續々陶土硅石の發見せられ、又之を粉碎すべき、水車も設けられたり。かくてすこしも當業者に對して、更に供給の不足を訴へしめざりき。維新後この製品の需用、盛大となりて、その代價の如きも、中反茶漬茶碗百個につき、三貫五百文の高價となれり。明治七八年頃よりは、西洋吳須即コバルトの輸入ありて、繪畫に改良を加へ、製品の種類にも増加を來したり。かの湯呑、白壽紋皿のごときこれなり。

西南役後の景
況

西南の役後、賣れ行き又盛りとなりて、中反茶漬茶碗百個につき、壹圓六拾錢に暴騰

見込焼と注文
焼

し、従つて俄然多數の開業者をいませり。明治十年末にて、二十五戸の製造家は、翌年末にて、五十五戸を數ふるにいたり、五萬參千圓の産額に達したりとなり。この頃いまだ土地に有力なる仲買商なかりしかば、只一筋の中馬街道により、牛馬の力によりて、漸く名古屋に運搬し、同地仲買商の手によりて、賣り捌かれたり。しかるに明治十四年にいたりては、商業不振の打撃によりて、物價の下落を來し、さきに壹圓五六拾錢にうり捌きたる茶碗は、たちまち四拾錢に低落し、爲に收支相償はざるにいたれり。翌十五年にいたりては、之か爲に廢業者、破産者を續出せしむるが如き、慘事をあらはすにいたれり。さるにこの年には一方岩村街道、明知街道も開通したれば、仕向地一變して、荷馬車の便によりて、直に多治見方面に輸出して、その地の仲買商と、取りひきするにいたれり。製陶窯業に見込焼、注文焼といへることあり。次に今一言すべし。さてこの二種は、製造家と仲買商との、取り引きによりての事なり。見込焼きは、素より製造家の都合にて、自由に販賣することをうれども、注文焼きは、最初若手の手付金を、仲買人より前借するものなれば、その製品を勝手に處置することを得ず。即仲買人の束縛をうくることとなるなり。さればことに資力乏しき製造家は、その利益の大部分を、商人に占めら

る、ことゝなる也。多治見町のごときは、その仲買人といひ、資本家といひ、それ等商人の居住するところ、地理上よりいふも、東濃三郡の主要地、美濃焼の本場とて、貨物の集散も至便の地なれば、本郡製品の過半の、その地にて集散せられざるをえざるは、又やむを得ることなりけり。

磁器輸出の嚆矢

磁器輸出の嚆矢は、明治十七年猿爪村の陶工、中村孫九郎なるもの、多年研究の結果、太白生地（たはくぢぢ）の發明をなし、始めて模型を彫刻し、白磁扇形の牛酪皿を、製出したるにはじまれり。其後の二箇年間は、殆んど輸出品に對する、研究の時代にして、轆轤物、模型物、いづれも新機軸をいだすにいたれり。かくしつ、終に長足の進歩のあとを、みるにいたれり。

明治二十年以後の窯業

明治二十年頃よりは、精巧なる輸出品を製出して、相當の利益を算するにいたりければ、一方内地向きの製品をやめて、外國向きの製品に、轉業するもの多くなるにいたれり。當時窯業者大に増加して、同年末の統計にては、製造家百二十二戸、仲買商四戸、産出金高拾五萬八千圓を計上せり。然るに明治二十四年十月、未曾有の大震災にかゝり、縣下同業者の打撃は、頗多大なるものありき。製造家百二十四戸、本窯四十基、此室數

三百四十一個、損害價格約六萬壹千圓は、實に當時の被害なりき。されどもこれを隣郡土岐郡に比し、隣國瀬戸地方に比すれば、その損害輕微なりき。されば二箇月後には、早くも復舊工事の完成をみるにいたれり。恰もよし製品價格昂騰の機運に乗じて、計らざるに巨利を占むるにいたれり。相場は中平茶漬茶碗百個につき壹圓貳拾錢、徑三寸五分の小皿、同八拾貳錢、五寸圓形肉皿、同貳圓の賣行きをみるにいたれり。一方またこの災害によりてえたる經驗は、内地向きの製造品は、一度必素焼きをなしてのち、本窯に入る、ことなりしが、素燒窯の全部破壊せられたるが爲に、其儘本窯に入れたるが、意外の効果をえたりといふことなりき。

其後の改良

當時また栗皮灰を廢して、石灰を用ひ、摺繪のかた紙にかふるに、銅判紙を以てしたるがごとく、多少の改良ありしも、この頃のことなりき。されども一方輸出製品原料の撰擇せらるゝ、生地（ぢぢ）の改良せらるゝ、模型の打込法を行ひたる、窯の改築せられたる、坩堝（ぢぢ）の工夫せられたる等すくなからざりき。かくの如く種々研鑽改良せらるゝにかゝはらず、内地向きのものは、さしたる進歩のあとみえず、たゞ舊法を墨守するのみなりき。甚だしきにいたりては、反つて退歩の傾きあるものもありき。

當時の輸出品は、多くは白無地、又は器物の邊線か、或は一部分に、瑠璃色をほどこしたるまでの未成品なり。そを一先名古屋、神戸、横濱あたりへ輸送せり。この内名古屋九分、神戸、横濱は二分位の割合なりき。そこにて改めて、人物花鳥など、彼土の嗜好に適當する繪づけをなして、外國商館に賣り込みたり。この外資力あるものは、單獨にて海外に支店を出して、直接輸出する向きもありき。

かくて製品の賣れゆきよろしかりしは、明治二十七八年、日清戦役後の二箇年間を、その最盛期となす。即ち白五寸圓形肉皿百個に付き、貳圓八拾錢、中平茶漬茶碗同壹圓貳拾五錢、三五小皿同八拾錢なりき。されば明治三十年末の統計にては、製造家百六十三戸、仲買商九戸、製出金高參拾貳萬六千圓に、劇増したるにてもしらるゝなり。

明治三十三年の北清事件、同三十七八年の日露戦役に遭遇して、滿韓の發展開發などにつれて、これが昂騰となり、下落となり、製造家資本家の關係につきて、種々の變換をまぬがるゝこと能はざりしがとも、陶磁器製造上の技術の沿革については、これと並ししいたすべきものなかりき。要するにこの美濃焼として、ことに本郡の製産品として、皿鉢の如き扁平なるもの、平物本位として、製出しつゝ、土岐郡又は瀬戸地方を凌駕し

大正元年度に
おける本郡
陶磁器に關
する統計

つゝ、別に一旗幟をたつことを忘るべからず。いま大正元年度の調査になる、本郡所製の陶磁器に關する統計を示せば左の如し。

製 品 價 格	職 工		陶 磁 器		種 別	數 量
	男	女	製 造 戸 數	窯 數		
二八一、二九七	四一五	一六〇	一七五	登 窯 數	筋 數	六二
	三五五	四	六二	錦 窯 間 窯 數		

然してこれが製陶の地は、鶴岡、陶、吉田、明知、遠山、大井、阪本の二町五ヶ村にわたれり。本項すでにその大體を序説したれども、特に鶴岡、阪本の二ヶ所につきて、別に述ぶるところあるべし。

(一) 鶴岡村

鶴岡村

釜屋の佐々木
新左衛門

其後の再興者

製品の種目

本村の大字に釜屋あるは、即ち竈屋の意にして、嘗は一村落の名なりしなり。これによりてこの地の往古より、製陶に因縁淺からざりしことを、證するに足るべし。現今この地より、謂はゆる行基焼の破片を發掘することあり。寶曆の頃この釜屋なる、佐々木新左衛門なるもの、尾張國玉野村より、八藏といへる陶工をやとひ來りて、唐金焼火鉢といふものを焼せたるよし、同人が後裔なるもの、記録にあり。されども今にしては、往古の詳細をすること能はず。たゞ湯呑のごときものを、専ら製出したりとの、傳説あるにすぎず。最近にては安政四年の頃、この地の春日井政吉なるもの發起となり、成瀬與三衛門、春日井和平、加藤甚助等と謀り、この業を再興し、はじめて茶漬茶碗を製造したりといへり。明治八年西尾又吉、中島源右衛門等この業をつげり。明治十八年より、同廿年にかけては、西尾彌兵衛、同小兵衛、伊藤宮次郎、工藤徳次郎、西尾菊次郎等專この業を營めり。この頃より製陶者、村内の各所にいづるにいたれり。當時製品の種目は茶漬茶碗、猪口、皿等にて、繪がらは、葦、牡丹を紺青にてゑがきしなり。明治廿年の頃よりは、銅判となり「コバルト」を用ふるにいたれり。価格は茶碗壹個壹錢餘、三五皿壹個六厘餘なり。又原料の相場は、薪一兩に五十餘束、三六柵木一枚壹分二朱餘なりき。

製陶の原料

海外輸出

陶器同業組合
の組織

當時製陶所要の原料地は、本村原より、蛙目石粉をいだし、藥、木灰は、上村、岩村地方よりいしたり。明治廿三年頃よりは、製造家の多數となるにつれて、粘土の缺乏をつげたり。この結果、田代、下手向の山より、粘土の山漙しといふものをえて、使用するにいたれり。

明治三十年頃よりは、海外輸出品を製造せり。その戸數二十餘戸、窯數七十八筋なりき。明治三十七八年戰役後、商況恢復とともに、同業者次第に増加し、一二年にして、五十餘戸となれり。然るに四十一年頃よりは、商況不振の爲、其數を減じて、現在戸數四十三戸、窯數十八筋となれり。かくて一年の産額七萬餘圓なり。同年また鶴岡村、陶器同業組合を組織し、斯業の發展と考覈とに資したり。其年十一月、生地品評會をもよほして、職工の技術を奨励せしめたり。職工の多くは、村内又は隣村の身元確實なるものを撰びて、使用することゝなせり。同四十四年惠那陶磁器同業組合創立の企あるに際し、鶴岡村窯業同盟會と改稱し、かの春日井政吉を陶祖と定め、春秋二季總會を開き、斯業の發展につきて、研究すといへり。

本村の製陶は、天正六年の頃、瀬戸の人加藤吉右衛門なるもの、字諏訪前釜場に来りて、焼きたるがはじめなりといへり。また慶長七年の頃、加藤庄兵衛なるもの、現今茄子川小字廣久手釜跡に来りて、やきたるをはじめなりといへども、いまだそれが先後の確説を得ず。——尙未詳なれども、瀬戸の人某字阪本に来りて、焼きはじめたりといへり。——その釜場といひ釜跡といへるにつきて考ふれば、吉左衛門、庄兵衛以前において、すでに當處にて、窯業に従事したりしもの、ありしことを知るに足れり。

天保以後の窯業

天保三年の頃、瀬戸の人加藤喜兵衛なるもの、現今の廣久手に来りて、再この業をはじめたり。あだかも當時當地の丹羽九兵衛、篠原利平治なるものも、それと相前後して、またこの業をはじめたり。當村にてはこの人を、中興の祖とあがめたり。天保十四年、丹羽新吉なるもの、字諏訪前にて、またこの業をはじめむ。

維新後の窯業

右三ヶ所の窯業は王政維新の變に際し、一時衰退を極めたりしも、明治五年の頃より、人氣の沈靜にともなひて、景氣を恢復し、また隆盛の域にいたれり。従つて斯業をはじめむるものも多くなりて、いちじるしき發展をみるにいたりしも、明治二十五年以來、商況不振の結果、今日なほ昔日の狀況をみすといへり。かの茄子川焼、又は茄子焼といへ

るは、本村所製の陶器をいへるなり。

第五章 不破郡 稻葉郡 養老郡

本巢郡 飛驒國

一 不破郡

温故焼

平七
孫六—平七—

須磨吉五市
石籠
大雅

不破郡の陶器は、赤坂町の温故焼を主とす。これが起源は、嘉永年間にある。當時この町に清水平七なるものありて、斯の業に従事し、その製品を温故焼といへり。平七の製陶に志したるは、文政二年のころにて、その親戚に清水孫六なるものありしが、金生山の土にて、樂焼の如きものをつくり居たり。平七常にそのかたはらにゐて、その技術を習ひえたるにはじまりなり。されどもなほこれにあまんせずして、終に京都におもむき、ついで備前に到り、伊部竈を研究せり。それより一反歸國、改めて瀬戸赤津におもむき、春岱に學べり。當時春岱は、當國今尾なる、竹越家の御用窯をつとめたり。この因縁によりて、平七その窯をゆづりうけ、今尾にてその業を繼續せり。そのをりは、陶土を海津郡高津あたりにてとりたり。製品は通常の食器。また茶器なりき。これ即ち

魁翠園焼

はじめて赤阪にうつる

魁翠園といへる御庭焼なりき。土質緻密にして滑かなり。その色赤くして、釉薬あるものと、なきものとあり。一見萬古の如し。花蟲などの繪づけをなしたり。魁翠園といへる款をほごせり。それよりこの赤阪の地にうつれり。この時より専茶器をつくることなれり。

その頃當町在住者、竹中茂右衛門なるもの、平七と計り、京都より職工を聘して、これが發展をはかれり。當時の製品は、一時相當の額にのぼれりといへり。楕圓に古藤といふ文字あるものを、當時専ら押捺したりといへり。釉薬はうすき飴薬のごとし。其後一人にて經營するに及びては、温故、金生堂、金生山、御勝山のしるしを用ひたり。いづれも楕圓形のものなり。但温故といへるは、その最後のものにて、また最多くの場合に、用ひたるものなり。温故といひし時代のものには、多く文人畫をゑがき、詩文をもしるせり。その繪のうち湖山とあるは、かの彦根湖東焼に執筆したる人にて、花卉に長けたり。この外には、飴薬、青、群青、白、朱のもり上げ素焼きに金泥をもて、ゑがきたるもの等なりき。

御勝山

御勝山のしるしあるは、勝山——岡山のことなり——の旗掛松を、茶器にゑがきしゆゑ

原料

石僊

製品の種目

に、御勝山焼といひしにて、別窯のものにはあらず。尙龍がらみのうちに、温故とある印は、伊勢萬古焼きが、その製品に、故なくして温故といふ印をおしたるとき、登録の際、改めしものなりといへり。この事は初代のときなり。

原料は苦心の結果發見せる、金生山の赤泥と、勝山に産する白泥とを調和したるものなり。現今の製品には、釉薬を用ひず。即無釉赭褐色の素焼のまゝのものなり。

明治二年の頃平七の弟石僊勇助なるもの、平七の門下、河野大雅、通稱忠次と計り、大に斯業の改良と、發展とに苦心し、縣の補助をえて、石僊陶業改良會を組織し、徒弟をも養成せり。清水石峰、牧石香、櫻井陸仙、清水旭山など、各この業に従事せり。

製品の種目は香爐、花瓶、抹茶器、煎茶器、酒器、奈良茶盃、能狂言の面、靈芝、風鎮、泥硯、緒、烟草入、金具代用品、襖引手等の類にわたれり。しかしてその産額は、その製造業者の分通して、一箇年貳萬圓内外なりといへり。

二 稻葉郡

本郡には金華山焼あり。これが濫觴をたつぬるに、すでに伏見帝永仁中——一九五三

○ 金華山焼

一九五八——三代藤四郎なるもの、當所金華山の土をとりて、焼きいだしたるをばじめとすといへり。されどもこの地に窯をきづきての事にはあらざりき。その作品、二代藤四郎の窯を真中古といふに對して、中古物といへり。土淺黄、白藥、柿黒なり。藤浪といへる茶入に黄藥あり。渦絲切と、本絲切との二様あり。その作品は金色澤山なるにより、陸前松島の東、金華山の一山を、さながら黄金を、つらねたるが如しといふにちなみて、名づけたるものといへり。その山萬葉集なる、

すべらぎの御代さかえんとあづまなる

みちのく山に黄金花さく

この歌によりての事とすれば、よかるべけれど、この國の金華山の土をとりて、焼きたりとすれば、まづこの方に、よらざるべからざるかと思はる。降つて織田右府在城の時代、この山内なる藤の洞——鎌倉時代において、二階堂氏のこゝに居城するや、その臣遠藤々右衛門なるもの、三百三十三坪の屋敷をかまへて、すみける所を言へるなりと。——に陶窯をきづかして、製陶のことに従事せしめられし事あり。またこの山の大土場といへるところにも、陶竈をきづき瀬戸より良工をめて、製作にあづからしめたり。

金華山焼といへる因由

岐山焼

その大土場には、櫻の老木ありしが、近時までその根の朽ちのこりたるがありきとぞ。右府のこの地にあるや、毎年一度諸大名の登城をうながし、そのをり笹土居、今の笹土居町あたりに、櫓をかまへてみはりをなし、大名のその前にいたりて、鎗を伏せて通行するありさまを見て、その心中を推知したりといへり。それより麓の千疊敷の廣間に對面し、織田有樂を茶道として、茶を喫せしめたり。そのをり用ひし茶碗は、當時その窯にて、製作したるものにて、その日喫茶の大名に、そのまゝ下賜したりといへり。岐山焼といへるは、この品にて、即當時の御庭焼なりしなり。

因にこの山を岐山といへるは、もこの地を井ノ口といひ、城を井ノ口の城、いなば山の城などいひしが、右府の居城となるや、尾張國政秀寺の開山、澤彦和尚をまねきて、地名改稱のことを依頼す。和尚即岐山、岐陽、岐阜の三つをしるして、右府の取捨を乞ふ。因て右府岐阜と定む。これ和尚が周文起岐山、定天下との故事に、よれりしなりといへること、安土創業録、墟尻、岐阜志略にみえたり。然るに美濃國故實記に、岐阜の名稱、信長公よりといへど、夫より以前になれる、東陽禪師の語録にも、岐阜と書ける本據數多ありといへり。美濃明細記附録に土岐、齋藤、織田、三代軍記——一名美濃古記又

濃陽諸士傳記——を引きて、山を岐山といひ、里を岐阜といふことを以前よりのこととし明應、永正頃までの舊記に多しといへり。

明應年間刊行せる小林無孔笛集——漆桶萬里居士の文集にて、一に梅花無盡藏集ともいふ——に岐阜、岐山、岐陽の文字あり。因ておもふに、岐阜といへる名稱を、澤彦が信長にすゝめ、それによりて初めて岐阜と確定して、一般にしか呼びなし、ものなるべし。岐山焼といへる名稱も、これによりしなり。なほ右府が天下布武の朱印も、澤彦が定めたる文字にて、印材は黄金、のちに金銅となしたり。しかして花井傳右衛門といへるが、その文字を彫刻せり。その時信長和尚の爲に、能を舞はせ、尾州西部にて寺領二百貫と、狩野法眼が、秋野百菊屏風一双眼をおくれりといへり。

さてこの岐山焼にて、尤すぐれたるは、樂焼白なだれのものなりきといへり。さてこの原料は、土を岩戸椿原——現今稻葉神社の、鎮座したまふところをいへるなり。天文八年齋藤秀龍、當城建築のとき、この地にうつしまつれりといへり。又一に應永中齋藤利長（永）、この山に居城のをり、神道崇敬のあまり、こゝにうつしまつりたるものともいへり。——にとり、石を赤川洞にとりたりといへり。徳川時代となるや、幕府當市に町奉行を

百曲のかま印

おきて、これを管せしむ。時の町奉行——今より凡百餘年天明の頃なり——黒田（イ六一）六市郎なるもの、赤川洞といふところに、良土を發見して、また樂焼をはじめたり。世にその作品を、黒六とよべり。それには二重の輪のうちに、黒六としるしたるものと、小判形の輪のうちに、行書にて御山としるしたるしとを捺したり。

天保年間にいたりては萩喜、鈴翁、百曲など、相計りて、金華山麓大土場老櫻のもとに、御山焼といへるものをはじめむ。けだし黒六の後をうけたるものなるべし。

百曲焼

そのちう安藤百曲尤すぐれて、京都樂焼、本窯の作を凌ぐが如きものを、いだすにいたれり。——山口町よりのぼる裏門口を、百曲阪といふ。その阪の上り口に老松あり。

鈴翁のかま印

源敬賢君、手のひら松と名づけられし、名木のよしなり。然るに享保中枯れたりしを、うるつぎぬとぞ。——百曲はこの阪の名より、とりしものなり——また鈴翁の作品に星巖の詩銘をしるしたるものもあり。この人の作品も、また樂焼にて、赤、黒、飴薬のものなり。尾州侯より拜領したりといへる、鈴印の外に、片假名にてウホウと、楕圓のうちにしるしたるものも用ひたり。けだしウホウは右峯にて、その居宅の樓上より、金華山を右にして望むといへる意を、山陽來訪のをりなづけしを、かま印としてしるし用ひ

製品の種目

たるものといへり。

さて此等の作品は大かた抹茶器にて、茶碗、香合、ふた置などなり。たまに水指もあり。一般日用品を製作したりといふにはあらずして、いはば物好き、慰み半分のすさびに外ならざりき。これが日用品をつくり、一般の需用をみたさんとしたるは、即現今の金華山焼なり。

現今の金華山焼

現今の金華山焼も、はじめは風流を旨としたる、樂焼の茶器にすぎずして、尾張の不二見焼、夜寒焼、豊助樂などを参考として、つくりいだしたるものなり。その創始は、明治二十三年頃なり。そは名古屋の人にて、柴山不言といへるが、扶桑新聞に、金華山焼のことにつきて、記載したりしをみ、それにうごかされて、はじめたりといへり。當時岐阜市にて、この事にあづかり、この事業の完成を期して、ともに計畫したるもの數人ありしも、數回の失敗にその共同をはなれ、遂に今日の金華山焼の主人なる、福田金次郎一人の、經營となるにいたれり。

さて明治二十三年開始の事業は、翌二十四年の震災の爲に中止したるが、其の後二十九年二月にいたりて再興せり。當時の製品は專樂焼にして、土は金華山のを用ひたれど

本窯に改む

金華山より發見せられたる釉藥と其の名稱
現今の窰と其の製品
産額

養老焼の創始

も、釉藥は京都より、とりよせたるものなり、されども窯業のたゞに一部の茶器、風流なる樂焼を以つて能事とせず、進んでは家庭の日用品、堅牢なる陶器を焼きいだして、一般の需用に、應せんとの志をたて、種々苦心經營の結果、明治三十年九月、本窯に改めたり。この改良につきては、不二見焼の青島某なるもの、あづかりて大に力ありきとなり。ついで明治三十三年頃より、高取窰と同じき流し釉藥といふをはじめたり。この山より、幾多これに適する、釉藥となるべきものを發見したるによれるなり。この發見につきては、頗苦心の結果なりき。そは金華山、稻葉山、瑞龍山、篠ヶ谷、尉ヶ谷等よりいづるものにて、それ等の釉藥にはももし禰、朝日、金華等の名稱を附せり。現今の窰は一筋にして四間なり、製品の種目は、抹茶器、煎茶器を主として、一般家庭の日用品に及べり。一箇年の産額貳千圓許、聲價年々に高まり、漸時盛大におもむくものごとし。

三 養老郡

本郡の陶器は、牧田村に養老焼を製出せり。その創始は、明治三十五年なり。はじめ本

村字牧田に、大工職を営める、小谷嘉市なるものありき。同人名古屋市へ出稼寄留中、明治三十五年五月同市中區七曲町、前田鎌治郎なるものと相計りて、この地に來り種々計畫中、終に牧田地内字門前に、陶土を發見し、同年十月頃より、それが製造に着手し、その製品に冠らしむるに、養老焼の名稱を以つてしたり。

第二回設計

明治三十九年、同村大字牧田村字上野——宮の谷といふところなり。こゝは中山南宮神社の、鎮座したまへる山の、うらてに當れり——に陶土を發見し、試験の結果、好成績をえたりしかば、直に同村杉田昌太郎、五井恒三郎、杉田吾市、古田源太夫の數人と、さきの小谷嘉市とはかり、嘉市をこれが取扱者となし、前の四人を資本家として、著々その業をすゝめたり。然るに當初にては販路極めて狭く、一時は非常に憂慮せり。されども當業者の努力と、價格の廉價なることによりて、漸時販路を擴張しつゝあるが如し。たゞ目下にしては、資本の缺乏と、規模の狭少とによりて、一般の需用に應ずること能はざるが缺陷なり。しかして今日にては、明治三十九年より本年まで、職工として勵精せる、伊藤國太郎といへるもの、單獨にて、資本家として、職工として、この業をいとなめり。

製品の種目

製造の品目は茶器、食器にして、茶器にては煎茶器、抹茶器。食器にては、茶漬茶碗、皿、鉢、徳利等なり。さて焼きあげの竈は、年に六七回、一回の價格は、凡六七拾圓のぼるといふ。

○大橋秋二の養老焼

なほこれより以前、この養老焼の名稱を附して、聲價を一世にあげたるものあり。そは寛政より、安政年間にわたり、美術眼の見解によりて、陶法を研究したる、大橋秋二なり。この人も尾張國海東郡津島の藥種商、稻垣某の子なりしが、大橋清左衛門の養子となりて、大橋松庵といへりき。醫を業とせしが、風流に耽り、家産を傾け、遂に京都にゆき、高橋道八——初代周平光重なり。松風亭空中と號す。京都粟田に寄寓し、陶業をいとなむ。大雅堂、上田金齋等に雅遊あり。——の門に入りて陶法をきはめたり。造るところ古陶器の模造に長じ、織部焼きにも長せり。その美濃に來りしは、晩年のことなり。その竈を養老山下にきづきて、やきいだしたるが故に、この名稱を冠らしめたるものなり。安政四年十月二十日、六十三歳にて歿せり。

また近時養老公園内に、素心といへるものありて、茶器を焼けり。明治十七年頃、名古屋よりこの地に來りしものなるが、ふと陶器に興味を感じ、明治二十一年この山にて

素心焼

陶土を得、名古屋、瀬戸あたりの職工につきて。二三年間の試験をなしたれども、往々失敗に歸したり。されども繼續して今日にいたり、遂に意の如き器物を、製出するにいたれりといへり。その製品は皆手づくねにして、抹茶、煎茶に使用する、風流なるものゝみ也。されどもたゞ素心一人のすさびにすぎざれば、その産額のごときは、記載するまでのもにはあらずして、僅にこの地観光の行客に、需賣するにとゞまれるのみ。

四本巢郡

本郡に、船木山焼といふものありしよしを傳へたり。船木山の土をとり、その附近にて製出したるによれる名稱なり。この山舊席田郡の所屬にて、即今の席田村の北端にて、文珠、西郷の地に接したり。糸貫川たゞちにその西麓を流る。古書本巢郡船木としるし、また席田郡の船木山としるせり。案するに船木といふところは本巢郡にして、船木山といふ山は、席田郡なりといへることにて、混すべからざる事なり。この山に藤原定家の館跡ありとて、そこを定家が峰といへり。こは定家の家集、拾遺愚草に、美濃介になりしよしをしるしたれば、そのをりこの國にぐだりて、すまひしものとの想像なるべし。さ

船木山焼

藤原定家の館跡

るはさしにも詳細を極めたる、その日記なる明月記にも、こゝに下りてすまひしことも、または代官などをつかはしたりと言ふことも、みえねばなり。この地に陶器をつくりいでも、その頃よりと傳へたれど、いまだその徴證をえず。現今この山中、山麓に散在する横穴、または古墳とおほしきところより、往々古墳時代の、齋瓮土器を發掘することあるをみれば、この地にしへより、製陶のことにつきて、多少の因由を有するものと言ふをうべきか。

住一條兼良の居

降つて室町時代において、一世の博學一條兼良、この國に下りて、本郡文珠に居住せしをり。

舟木山糸貫川の川上に

けふはつくりてあすやきのさ

一本初句「わがやどは」とあり。(美濃古蹟考には定家の歌とせり)

をよめりといへり。この歌果して公の歌なりやいなやは、また疑ひなき能はざれども、今日現存の製品に徴すれば、鎌倉より室町あたりまでの年代を、語れるものゝ如し。これが明日焼といへる名稱も、この歌にちなみたるものなりとぞ。

明日焼

この竈、その後の経過をすること能はざれども、其後は廢滅に歸したるが如し。かくて徳川時代の中葉にいたりて、再興せられたりと思はれて、名所今歌集といへるに、本居太平の「席田といふところの土をとりて、つくらせたる盃に、歌よみてかけど、人のこひければ。

さかづきの光も千代をいくめぐり

いつぬき川の瀬々にすむらん」

文政以後の窯

この歌を、かきしよしをしるせり。この盃は、必この船木山焼にてありけんと思はる。文政、天保、文久、慶應の頃にかけて、この山にちかきわたりの里人、村瀬某、高橋某なるもの、萬古焼の工人を聘して、やかしめしここれあれども、小規模のものにて、いは一個人の嗜好、慰みのすさびに、すぎざりしが如し。これ等の作品には、みな明日焼、朝焼、舟木焼などの文字を、小判形の輪にをさめたるを捺したり。また吳生の角印をおしたるものあるは、一職工のしるしにて、一般に用ひたるものにはあらず。

因に、陽成天皇元慶元年——一五三七——本村の、悠紀方の齋田に、點定せられたることあり。現今當村大字福田地、太田といへるところは、其をりの齋田なるべしと思

考す。そこより當時使用せられたりとおもはるゝ土器の、發掘せらるゝをみる。この土器の當所にて、造られたるものとすれば、これまた本村製陶の因由を、語れるものといふべし。

五 飛驒國陶器

飛驒國製陶
賢舟の竈

三福寺焼

小糸焼

當國製陶の濫觴は、紀元二千二七十年代即元和年間にある。その頃高山町大隆寺——現今曹洞宗なるが、以前は臨濟宗なり。——二世賢舟といへるもの、京都より陶工加藤源十郎を聘して、大野郡江名子村——大名田村なり——にて、この業をはじめしにあり。されどももとこれ、賢舟一已の物すぎにいでしものなれば、賢舟の歿すると共に廢絶せり。この外三福寺焼あり。飛州志——延享中——二四〇〇——飛州代官、長谷川忠崇著に、これは今大野郡三福寺村に於て造り出す。國用足れるのみ。各濃州瀬戸竈を學び作れり」とあり。また小糸焼あり。同書に、往古大野郡に於て造り出せり。今は絶えてなし。その地を今小糸といふ是なり」とあり。この小糸焼といへるは、大野郡大名田村、西之一色の小糸にて、文政中高山町の、細江三郎右衛門のはじめたるものなり。こ

れも久しからずして廢絶せり。これ等現今にては、その遺跡をだに存せず。

降つて天保十三年、高山郡代豊田藤之進、陶業の頽廢したるを嘆き、下僚川島奥六、新納禮太郎をして、事業の開發を企畫せしめ、尾張より陶工戸田柳造を雇聘して、同年三月、大野郡上岡村——灘村上岡本——澁草といふところに、陶竈を築き、製陶を開始せり。之を澁草焼の起源となす。さて原料は同郡嘉平林の土をとり、吉城郡神岡村戸谷よりいでたる陶土に、木皮灰を和して、釉料となしたり。當時柳造の名工たるをきき、遠く加賀國より、曾我竹山——旗本の名士といへり——周山、富士造等の陶工來り、南京古染付寫赤畫物等、世人の嗜好に應じ、さかんに製出せり。然るに豊田郡代の轉任と共に、事業一頓挫を來し、加ふるに數年ならずして、柳造病歿せしを以て、ふたゞびこれが衰頽を來し、爾後やう／＼柳造の徒弟が、その命脈をつたへたるにすぎざりき。しかしてその製品も、粗雜なる摺鉢、ゆきひらの類のみなりき。

明治十一年高山町三輪源次郎なるもの、この地竈業の廢頽を挽回せんとして、同町の永田吉右衛門、平瀬市兵衛、坂田長五郎等と相謀り、同年九月共同出資して、陶甄社——後、勝伯のえらびによりて、芳國社と改稱す——を結び、柳造の經營したる遺蹟を卜し、

澁草焼

陶甄社と其經過

陶竈をきづき、附近の山野を開拓して、工場及附屬建物を完成し、懸賞をもつて、優良原料の發見につとめ、陶工を東京及び尾張より聘し、地方よりは徒弟を募集する等のことにつきて、經營甚つとめたり。されども創業當時は、原料の配合等、宜しきを得ざりしが爲に、多くは失敗に終れり。其後明治十三年、はじめに稍完全なる器物を、製出するにいたりしも、同志者は其成效に懸念し、永田、平瀬、坂田等は同盟を脱し、三輪源次郎單獨の經營となれり。同年技術傳習生兩名を、肥前國有田に派し、香蘭社につきて、技術の傳習を請はしめしも、拒絶せられければ、源次郎は奮然たつて、みづから山河を跋渉して、専心原料の採集につとめ、終に優良なる白磁、及び天然青磁の原料を、發見することをえたり。かくてまた職工を竈業地に派し、築窯法を實地に研究せしめて、我陶窯の缺點を補へり。其結果その製品の面目を、一新するにいたり。明治十四年にいたりては、其製産高五千貳百五拾九圓に及べりといへり。同年第二回内國勸業博覽會に出品して、有功二等賞を、受領するにいたり。磁質の堅實を賞美せられしも、一方技術の拙劣を、をしまれたるはこの時なり。明治十五年、巨皿其他數點を、東京帝室博物館に獻納したることありき。當時主として製出せし種類は、青華、青磁、白磁、辰砂にて、

製品の種目

花瓶、火鉢、植木鉢、茶盤、皿、徳利、壺等の品目にわたれり。この年九月、吉城郡細江村の鮎見山に蛙石を發見し、谷石及び美濃惠那郡苗木村に産する土を加へ、その釉薬栗灰に加ふるに、襤灰を以つてするにいたれり。この結果として、同十七年九月、右の白磁を製することを得たりしなり。其後一層の精勵と、苦心とによりて、益田郡下呂村に良石をえて、また青磁を製することをえたり。爾後十數年間、幾多の波瀾にあひしも、撓まず屈せず、ます／＼斯業の發展につとめたり。されどもこの國の山地にして、運輸交通の機關の、不備なるが爲に、製品販賣の上に、大影響をなして、他の競走にうちかつこと能はず。爲に其資本の大半、參萬餘圓をなげうつにいたれり。明治三十年、地方同志の協賛をえて株式となし、同年二月八日、株式會社芳國社と改め、資金の融通をえて、事業稍擴張の緒につきしも、利益豫期のごとくならざりき。

芳國舎
芳國社

明治三十六年五月、株式會社芳國社を解散し、更に芳國舎と稱し、高山町直井佐兵衛の經營に委して、今日にいたり。現今芳國舎の外に、この業に従事するもの數戸あり。灘村上岡本、上枝村、山田などなり。——されども粗雜なる水鉢、植木鉢、食器の類を製造するにすぎず。しかしてその製産額は、總計約壹萬圓なりといへり。

第二編 製紙

第一章 總説

我國製紙の沿革

我國製紙の沿革
文字と紙との關係
我國に文字のあらはれし時代

紙はもと文字をしるすの料なり。書契ありてはじめて、料紙の必要を感ずるは、當然の理なり。然れば我國に文字——漢土渡來の文字、即漢字を指す——あるやうになりし時代は、すでにこの料紙の存在を、みとめて可なるべき時代といはざるべからず。その我國に文字の現はれし時代とは、さていつなりしか。史に記載するところによれば、實に應神天皇の朝——九三〇——九七〇——を標榜せり。欽明天皇の朝——一二〇〇——一二三二——佛像經論の渡來ありて、一層に文字をよみ、書くことの必要にせまられしは、勿論のことなり。しかして當時の詔勅、寫經、公私の記録に使用したりし料紙は、果して我國にて調製したりしものか、はた漢土、三韓よりの輸入品なりしか。今にしてその事實をしるによしなきをうらむ。降つて推古天皇の朝——一二七〇——にいたり、その十八年

製紙の原料

正倉院御保存
の紙と當時の
文書にみえた
る紙の品目

といふに、高麗王、上僧曇徴法定を貢上れり。史に、この僧よく五經をしり、繪畫をかき、紙墨をつくることしるせり。これによれば、我國にて製紙の法をしりて、この業にあづかりしは、まさにこの時より定むることの、動かすべからざる證左となすべきなり。よしや従前より、その製法の傳はり、且は在來、我國にその方法のありきとするも、これによりてまた幾多の改良と、進歩とに資したりといふことも、うたがふべからざることなり。當時製紙の原料はなになりしか、これも明かには、いひがたけれども、まづは麻、楮等の類なりしなるべし。そは今も大和國法隆寺、東大寺にのこれる、大寶度の戸籍の破殘——これの裏脊を使用したるがのこれり。——または寶龜元年三月、法隆寺百萬塔に納められたる、無垢淨光陀羅尼等の用紙によりて、ほゞその一斑のうかがはるゝなり。正倉院には、五色紙、吹繪紙、黃麻、白麻、斐紙、檀紙、穀紙のごときもの保存せらる。獻物帳にしるされたる王羲之の榻本には、蘇芳紙、黃紙、白紙、淺黃紙の名をしるせり。——天平の頃には、寫經盛りにして、その莊嚴を保たしめんが爲に、料紙、表紙などを、いろいろ美麗はしくしつらひ、又蠶食を防がんが爲に、苦參汁をもてそめなしたり。經を染紙といへりし齋宮の忌詞も、これによりてたこりしものなるべし。——この榻

支那抄紙の技

我國製紙の技

本を、彼土よりの渡來とすれば、支那にての抄製とすべし。

支那抄紙の事、後漢和帝の元興中、宦官蔡倫が、樹膚、麻頭、敝布、魚網を用ひて、紙を製したること、後漢書にみえたり。これより竹簡、繅帛にかふるにいたれりといへり。よに蔡倫紙といへるは、蔡倫がつくりいだしたる紙なればとて、しかよびなしたるもの也。

當時我國製紙の方法は、高麗法によりて、改良せしものにて、植物のあく灰、木連灰のごときをいれて、楮、麻の原料を煮たて、また植物の粘液を和して、抄出したれば、支那の製紙方法たる、その原料を腐敗せしめてつくりしが如き、脆弱のものにはあらざりき。かくて平安朝にいたりて、製紙の方法の、いちじるしく發達したるは、當代の著書たる令集解——淳和帝天長中の編纂——圖書寮に、造紙手四人、掌造雜紙、造筆手十人、掌造管、造墨手四人、掌造墨などあるによりてしらるゝなり。これよりさき、平城天皇の大同、嵯峨天皇の弘仁の官符に、この圖書寮にて、造紙、造筆のこと見えたり。この頃は空海、逸勢等の歸朝して、しきりに書道を論じ、嵯峨、淳和の二帝の如きは、空海の門下となりたまひて、この道を研鑽したまひしことなどに考察を及ばせば、蓋おもひ

なかばにすぐるものあるべし。

かの源順の倭名類聚抄には、色紙、檀紙——みちのくがみ、西宮記、源氏物語など、當時の書籍にみゆ。こはまゆみの木をもて、専陸奥にてつくりたれば、この名ありきとなり。穀紙——圖書寮式、天平寶字二年所寫、増一阿銘經の跋にみゆ。紙屋紙——内藏寮式、西宮記、源氏物語等の書籍にみゆ。松紙——空穂物語、貴宮卷にみゆ。松皮紙のこと也。異稱日本傳——兪州山人王世貞、兪州稿選卷五云、日本國出松皮紙云々。河苔紙——未詳。美濃十文字紙をいふかといへり。斐紙——民部省、主計式にみゆ。薄用紙——この紙は斐紙のうちにて、消息または、歌かゝん料には、必用ひたるもの也。源氏物語に見えたり。これにむかへて厚様あり。ついで中様といふものもいできたり。厚様の上下に、青、紫の雲形をすきいだしたるもの、俗に雲紙といふものあり。古く飛雲の一變したるものなり。——等の數多の品目をみるにいたりしは、まさしくこの技術の進歩を、證明したるもの也。

紙屋紙といへるは、京都紙屋川、即今の北野天満宮の土手下を流る、川にて、平安城當時にては、西堀川なりしなり。そこに官設の製紙場たる、紙屋院——圖書別所在野宮

東——拾芥抄——にて、抄出せられたる紙にて、圖書寮使用のものたりし也。源氏物語梅ヶ枝の卷に、色あひはなやかなり」とあれば、かの宿紙、うすゞみいろの外に、赤くも、青くも、いろくに、すきいだしたるものと思はる。

これ等官邊使用の紙は、また支那、朝鮮あたりより、輸入せられしなり。同書同條に、支那紙を唐紙カウカクとし、朝鮮紙を高麗紙としたり。さて支那紙には、純白なるもの、外に、着色したるものもありきとみえて、淺縹アサハナダの紙としるせり。高麗紙は、その質堅緻なるものなりとて、「はだこまかに」なごしるせり。其うへ支那紙のごとく、短かからで、長き一枚紙なりきとみえて、「長うなつかしきが」など、しるされたり。かく高麗紙の、支那紙よりも、一段めでられたるやうにおぼゆるは、我國の文字を書記するに、適當したりしものなるべし。おもふに當時の官省をはじめ、公卿の私宅まで、自國の抄紙の外に、彼土輸入の抄紙をも、併せ用ひられたることは、なほ今日にして、支那紙、洋紙をも時にとりて、併せ用ふるが如くなりけんかし。

貞丈雜記に、この紙屋川にてすかれたるを、宿紙即還魂紙——すきなほしがみ——ばかりのやうに、しるしたるは、誤まりなるべし。この宿紙は、漉かへしなれば、もとの墨

當時紙の貴重
せられし事

の、十分ぬげざるが爲に、そのいろいろすくろし。因りて薄墨紙といへるなり。官設の製紙場にて、漉かへしばかりを造るといへるなど、一わたり考ふれば、其非をさとりうべし。されども當時にして、この紙てふもの、貴重なりしとは、その代の記録、文書などの多くが、あるは反故紙に、經卷の裏面に、しるされたりしをみてもしらるゝなり。其一例をいへば、南都法隆寺、東大寺などの經論の、往々この反故紙のうらに、書寫されたるをみる。かの有名なる、有栖川王府の寶庫なる、小野道風の秋萩帖は、淮南子の裏にしたためられ、もと堺の久安寺の所藏たりし、行成大納言が假名消息二卷——經裏消息ともいふ——の如きも、また經卷のうらにしたためられたるものなり。鎌倉時代にいたりても、藤原定家が小倉の色紙とて、いたく珍重せらるゝもの、うちにも、これ等反故紙のうらを用ひたるものあり。

當時における
抄紙の國々

要するに、この平安朝にては、抄紙の技術の進歩したることもに、それを抄製する場所のごときも、たゞに官設のものゝみにあらで、遠く地方にまで、及ぼしたるものとみえて、當時その製造の諸國として、伊勢、尾張、三河、美濃等、四十國の多くを、あぐるにいたれり。

第二章 美濃國の製紙

美濃國の製紙
製紙の年代平
安朝

延喜式をみるに、民部式年料別具雜物の條に、美濃國紙、麻六百斤云々。同書主計式に、中男作物紙云々とあるをみれば、この國の製紙の、すでに平安朝、紀元一千五百餘年において、世にあらはれしことをしるべきなり。これによりてさきにあげたる、色紙といふは、この國よりつくりいだしたるものなり、この事をしるべきなり。

(この事尙、後にいふべし)

色紙の事

色紙をこのみて用ふること、大かた一條天皇ごろより盛りとなりしが如し。これにつれてその技術も、一入に進歩したりしなり。西本願寺につたふる、三十六人家集の料紙の色紙——上東門入内の時、御堂關白より、おくられたるものにはあらざるかといへり——の意匠の、すぐれてめでたきをみても、その進歩のほども察せらるゝ也。

美濃紙抄製圖
記の説

美濃紙抄製圖記——明治十三年十月勸業課編——に上記——大友能直の著、近來刊行とあり——をひきて、鷓鴣膏不合尊、三十六年若照彦尊の時、江、濃兩國の令、沫諾阿滿志米命に課て、美濃山に楮の木と、穀の木との皮をさらしめ、これを叩きて水に涵し、

ヒムの油を和せて、紙を製すと記るせり。

因に、美濃山は美濃の御山のことか。然れば今不破郡南宮山のことなり。清少納言の枕草子にも見えたり。和歌六帖、伊勢の家集をはじめ、八雲御抄にも見えたり。現存和歌六帖、夫本和歌抄には、たゞちに美濃山とよめり。

これをしも事實なりとすれば、當國製紙の起源、甚ふるしといはざるべからず。藤原師實の師實公記——京極殿記、京極關白記、御曆の名あり——治暦四年——一七二八——七月二十一日、後三條院御即位の條に、宣命の用紙は、當國より進むるものを、用ひたまへるが例なりとて、新に紙工をめしてつくらしめたまへるよし見えたり。しかもその紙の、美麗なるをめでられたることもしるされたり。然れば紀元一千七百年代、平安朝の末期においても、この製法のすぐれて、佳良なる品を、製出したりしことを知るべきなり。

鎌倉時代に於ける美濃國の抄紙
武儀郡における抄紙の説

爾後鎌倉時代におよびても、おなじくこの製造をつゞけて、益これが發達したりしことは、言ふまでもなかりしことなるべし。當國、ことに武儀郡における傳説によれば、後鳥羽天皇建久の頃——一八五〇——源頼光の弟、鎮守府將軍河内守頼信十世の孫、太田縫

太田姓系圖

殿助信綱、名を宗九郎と改め、武儀郡牧谷、上野——現今上牧村大字上野——に居住して、抄紙の業を開始したりといへり。

参考。神野村太田姓系圖に左の如くしるせり。

仲房三男、太田縫殿助、承安年中に、濃州武儀郡牧谷、神野村に住居す。氏神稻荷明神、此時勸請す。後太田宗九郎と改名。建久九年戊午正月二十九日卒す。法名慶雲玄賀居士。

仲房太田攝津守

縫殿助より十五代に當れる、太田與兵衛信義の代にいたりて、紙船役御定之御證文をうぐといへり。

系圖に、爲關東御身方、大阪御陣へ出馬。慶長五年九月二十三日、御朱印頂載歸而爲御禮、八幡宮に拜殿建立。天正十五年二月十四日、紙船役御定之御證文有之云々。

この人の内室は、上有知城主佐藤才治郎の娘なり。當代の主人は、太田熊次郎なり。因に云ふ。當國の守護としては、源頼光より七代の孫多田光衝の、その職に任せられしより、一族大に繁衍したり。土岐氏は實にこの光衝を祖としたり。かくのごとくな

りければ、その同族たる頼信系の人の、當國に居住したりしなどは、事實として疑ふべき餘地なかるべし。

また一説に、弘化五年——一四七四——甲午冬、右大臣菅原朝臣御家人、羽場藏人秀治といへるもの、故あつてこの牧谷の地に居住し、紙を漉きたるがはじめなりといへり。この人承和十一年甲子十月死去したり。その後子孫連綿して、現今上牧村字御手洗の地にすめり。爾後二十五代羽場市郎右衛門——慶長十四年己酉十月二十五日死去——までの系譜あり。當主を幅源兵衛といへり。

南北朝時代より以後は、引きつゞける戦亂の、一大打撃によりて、この事業の、自然衰頹したりしことは、又想像するに於たからず。こは當時帝王の詔勅にも、紙質よろしからざる普通の白紙を用ひたまひ、武將の消息のごときも、また同様なりしをみてもしらるべきなり。美濃紙抄製の如きも、全く絶滅するまでにはいたらざりしならんも、隆盛にして發達したりとは、いふべからざりしならん。織田豊臣二氏の代にいたりて、當國在住の武將、又は寺院方より、この美濃紙を、豊臣秀吉をはじめ、在京の公卿に、贈呈したりしことありしを見てもしらるゝ也。天正十五年武儀郡津保谷より、紙船役を、牧

南北朝時代に於ける抄紙

徳川時代における抄紙

谷に譲りわたしたることありしなど、思ひ合はすべきことなり。

元和偃武後には學問技藝の、奨励と保護とによりて、いちじるしくこれが發達の氣運にむかひたり。家康はことに意を文教にそゝぎ、學校の建設、古書の開版を行ひたるも、各地雄藩諸侯の、これにならへると相まちて、この紙の需用の、とみに増加し、抄紙のこの各地におこりて、終に今日の盛大を見るにいたりしは、自然の要求なりしなり。當國抄紙のこの盛大となりしも、實にこれにともなひし結果なりし也。江戸時代殆ど三百年間、この端緒によりて研究をつみ、明治の時代に入りしこと、逐次各郡製紙の條下にのぶるがごとし。

第三章 美濃國の山水と、美濃紙の品質

美濃紙抄製圖説に、當國にて紙を抄製する地は、武儀郡、山縣郡、本巢郡、大野郡、池田郡、惠那郡の數郡にて、何れも西北より東に至りたる、山間の村々なれば、水質のよきはさらなり、その流水清潔、四時ともに消々淙々として絶ることなく、まいて武儀郡津保谷、神淵村、金山村になりいづる楮は、世に稀なる最上の良品としも言ふなるを

美濃國の山水と美濃紙の品質

や」といへり。宜なり。武儀、山縣の如きは、武儀、板取の溪流の浸潤するところ、糸貫の川、提斐の流れ、ともに人跡稀なる北越の山間より、流れ來れる水にして、その山容、水態、村落點綴の風趣、彼我同一にして、またその業を同じくし、優良なる製品をいだすは、まことに天賦の事業なりといふべし。圖説の著者が、その製品の善良なるの理由を、その水質のあづかりて力ありといへるは、かの京洛染色の、他國に挺んでたるを、其他の水質に歸せしめたるを、同一説にして、あながちに附會の説として、しりぞくべきものにあらざるべし。

一 武儀郡

美濃紙の製造にて、ここにその品質といひ、産額といひ、またその由緒といひ、いづれの方面よりも優良なるは、武儀郡なるべし。前述の如く、その起源を鎌倉時代にえ、降つて天正十五年といへるに、紙船役を牧谷に譲りたることありしも、本郡の津保谷よりなりき。徳川家康が、駿府在城のとき、本郡大矢田、御手洗、小倉、上野、蔵生、谷口などの諸村より、采幣紙をすき、烏目廿貫文をたまはり、後其由緒によりて、慶長十七年、

武儀郡の製紙

武儀郡製紙の名譽の歴史

諸役御免の證狀を得たることあり。また日光創建のをり、御幣紙を漉きて、烏目廿貫文をたまはりたり。こは家康の舊例によれりしなり。本郡の製紙は、實にかくのごとき名譽の歴史を有せり。

書院紙といへる名稱

文化年中にいたり、本郡長瀬なる武井助右衛門なるもの、所製の美濃紙を、尾州藩侯に納めたるに、殿中書院の明障子に適せりて、爾後その用命を辨じ、その効によりて苗字帯刀をさへ、ゆるさるゝにいたれり。書院紙といへる名稱は、この時よりの事なりといへり。

美濃紙を貿易品となす

明治年代にいたりては、益その發展を計り、その製品をして、貿易品たらしめんとすの盡力、むなしからずして、明治八年の頃よりその目的をとげて、年をおひてその輸出額を増加せしめたり。明治十四年、縣下の同業者四百餘名を糾合せしめて、濃産會社なるものを興せり。同十八年輸出先の需用嗜好を參酌して、一種の典貝帖をつくる。同十九年米國シカゴ府の一會社は、その紙の特約製造を、永久に契約せんことを求むるにいたれり。かくのごとき趨勢なりければ、終にその需用に供給すること、能はざるやうになりしかば、已むを得ず土佐の製品を以つて、一時を補充せしめたり。同二十三年、武井氏は

武儀郡製紙改良會

私費を投じて、抄紙試験所を居村に設置し、技術者を招聘して、諸方面の改良をはかれり。その結果として、輸指向きの大幅物をつくることをうるにいたれり。ついで二十七年にいたり、武井助右衛門、須田萬右衛門、松久永助、後藤宇吉、今井兵四郎等相圖りて、武儀郡製紙改良會を組織せり。この時郡費の補助を得て、教師を招聘し、一般大幅紙の抄製、及所要資材の製造法等を傳習せしむ。又機械張板等の改良をなすものには、資金を貸與し、專これが改良を奨励したり。この間八箇年にわたれりといへり。かくて技術の進歩したるにつけて、美濃紙一枚取りは四枚取り、六枚取りは八枚取りとなりて、時間と勞力を節し、工程の進捗を見、産額の増加を計上するの効果をえたり。さらに一方またいつしかに、粗製濫造の弊害を生じたれば、それを矯正せざるべらざるにいたれり。

美濃紙同業組合

三十四年重要物産同業組合法によりて、美濃紙同業組合なる、官民協力の一會合あらはれたり。これによりて、紙質、枚数の検査をなし、同時に上有知町——現今美濃町——に抄紙試験場をおき、各種の抄紙試験、及び模範抄紙を製出せしめて、當業者の指導誘掖に力めたり。同四十一年にいたりては、縣費の補助をうけて、原料叩解機を設置せるに、

製紙原料地

その結果頗良好なれば、漸時その數を増加しつつあり。

現時原料地としては、上麻生——濃陽志略に、上麻生楮、不製惟以皮貨于四方とあり。—— 阪本、金山——楮を美濃町におくる—— 菅田町——桐洞、篠洞——神淵、上ノ保等にして、いにしへは會代、河和上、小瀬なども原料地たりしなり。

生産地

紙舟役の事

次に濃陽徇行記、濃陽志略等にあげたる、生産地としては、安宅——農民は上有知より、板谷村へ木紙、穀物の駄賃をして助力とし、板張紙を少しづつ製出す——長瀬——原料の楮を、付知、加子母、川上、里川、白川、麻生あたりより買ひ入るゝこととなり。濃陽徇行記に、古義といへる書籍の記載をひきて、——古義に紙舟役のこと、正保の野山張、總計高百四十七石八斗四升五合、紙舟役高とあり。此紙舟役銀も、後五萬石御拜領、小物成高の由なる故、如此高に直し書きいだせり。但此内に二石五斗、神淵村八斗、坂の東村一石三斗、切原小物成にて無之、本高の内に、如此紙舟役高有之といへども、合四石六斗も紙舟役高百四十七石餘の内へ入有之、其残る分は、不殘小物成渡りの分也。當時銀納故、浮役と唱來れり。又紙舟役も、一艘に付、三匁三分五厘とみえる。其内艘數に乘し、少しつゝ、差ふ所もあり」といへり。濃陽志略に製品最爲上品、惟不製尺長紙と

諸書に評せる
本郡の製品

應シカ

しるせり。——片知——同書に、製諸品紙最爲上品——蕨生、神洞——同書に神洞製諸品紙此村少田圃壹以製爲業云々紙ノ字脱落カ——御手洗——大矢田神蹟圖考に御手洗比賣命——父天若日子神、母下照比賣命——を祭れる、御手洗村と云ふ里は、笠神村より道のほど二里ばかりもや隔ちつらむ。かの大矢田なる天王山の北の尾さきにあたりて、牧川のほとりなり。此川の兩岸に傍たる村落を、世に牧谷といひて、天下に名を得たる、美濃書院といふ紙を、漉出する所なるが、其中にも御手洗村なるは、ことに上品にてすぐれたれば、三都にても御手洗漉といへば、價も貴く、ことさらにえらみもてはやすよし。是は御手洗比賣命の、鎮ります里にて、地ゆたかに水清き故なるべし。云々としるせり。——小倉、上野——濃陽史略に製諸品就中直紙爲上品云々——乙狩、洞戸——同書に、紙製諸品紙、就中以直紙爲上品云々。板取、白谷、柿野、相戸——同書に、製諸品紙最爲上品云々。日永——同書に、製諸品紙最爲上品云々。船越——同書に、紙製丈長及雜紙。佐野——同書に、此村製尺長紙最爲上品、其餘所製甚多云々。徳永、岩佐——同書に、武儀郡諸村製造鬻之四方、最爲上品。此村製扇面紙及烟袋紙云々。谷口、中洞——同書に、惟製雜紙云々。宇多院——同書に、土産紙、製雜紙云々。平——同書に、土産紙、此村

乙狩——上牧の字
日永——乾の字
船越——乾の字
佐野——北武儀
徳永——同上
岩佐——西武儀
谷口——東武儀

中洞——西武儀
宇多院——東武儀の字
平——東武儀
高野——南武儀の字
廣見——藍見
松森——中有知
美濃紙の集散地大矢田村

製厚紙、俗謂尺長。婦人用以結鬢者也云々。小知野——同書に、製雨衣紙及雜紙云々。高野——同書に、土産紙、惟製尺長紙及傘紙。俗謂森下紙云々。大矢田——同書に、紙製雜紙云々。廣見、松森——同書に、紙惟製雜紙云々。上有知村などなり。右の村落のうち、大矢田、上有知——今の美濃町——は紙の集散地として、知られたるところなり。今大矢田村につきて、濃陽徇行記のしるすところ左のごとし。小物成紙舟役銀三十八匁三分代、紙漉家百四五十戸ほどあり。半切紙八分、板張紙二分ほど。年内凡金七百拾九兩、元來この村に小森彦三郎といへる豪家ありて、牧谷中其外西村々より、漉出す紙を多く買ひよせ、江戸へおくり、大商ひをなす。是は年々牧谷あたりへ、前金をいだし、注文を以て紙を漉せることの由。彦三郎は苗字帶刀、自分一札免許、名披露御目見のものなり」とあり。又上有知につきて、同書左の如くしるせり。

每月三、八、日竝六才市あり。穀物、糸、綿、木綿、楮、紙出類を初、一切の諸色をおきなへり。此處より楮、反古紙出を、多く牧谷、洞戸あたりへ送るなり。されば楮間屋は、十三戸ほどあり。又郡上筋より著送る、諸荷物をあつかう問屋もあも。處々より楮

同上有知村

問屋へ年内出入する所の金高、大凡四千五百五拾兩ほど、それに續き反古紙出の代金は、年内に大凡貳千四百貳拾兩ほども出入し云々」とするせり。當時にしては随分の集散地といふべきなり。

尙金森氏が城のころには、毎年正月十日初市とて、木がみ即製紙原料の市をなしたりといへり。其節同氏の菩提所なる、同地清泰寺へも、近郷のもの年頭の祝義に來れり。その習俗、今日もことなることなしといへり。また當時この領地にて、特に定められたる衡秤ありき。そは四貫二百目のものを、四貫目にてうけわたしをなしたり。これを紙はかりといへりきとぞ。こは侯が製紙業者に對する、一の獎勵法なりきといへり。

さて現今の原料地は、上ノ保、富ノ保、菅田、麻生、神淵等あれども、蠶業の漸時盛大になりゆくをりからとて、在來の原料をしつけたる畑には、桑をうる付くるが爲に、楮の如きは、年々その收穫を減じて、各地よりその輸入を、あふがざるべからざるにいたり。即ち楮、三極は島根、岡山、茨城、鳥取、高知、静岡、山梨の諸縣より莖花は、和歌山、廣島、三重の諸縣よりあふげり。三極のごときは、本縣にては全然栽培せずといへり。因に、木紙原料(ウツトバルブ)は獨、塊よりその輸入をあふぐといへり。

●現今の原料地

なほ大正元年八月中、三極、楮の苗木を、下牧、上牧、北武藝、東武藝、藍見、小金田、上之保、洞戸、西武藝あたりへ、配布培養せしめて、その原料のことにつとめたりとあり。

●現今の生産地
抄出せらるる紙の種類

生産地としては、下牧、上牧、洞戸、乾、東、西、南の武藝、大矢田、藍見などにて、いはゞ板取川、武藝川の兩岸の諸村落は、ことごとく生産地なりとみらるゝなり。現今これ等諸村落にて、抄出する紙の、おもなる種類をあぐれば左のごとし。

- 一、書院紙
コッビー。
 - 二、薄葉紙
純雁皮薄葉紙。
コッビー紙は、雁皮、楮、三極製のうす葉なり。
紋典具帖。
 - 三、典具帖
紗漉典具帖。
折典具帖——櫻。
- 典具帖は、楮の優良なる纖維にて、精製したるものにて、質うすく

して色白し。

紋典具帖は、胡粉にて種々なる模様を、ほごこしたるもの也。

四、森下紙

この外各色紙——色うす葉、散織紙——切仲、青仲、白仲、半切、耳折、奉書、うす口、小厚などあり。その用途より名づければ、障子紙、鬮引紙、傘紙、文庫紙、産卵臺紙、仙貨、擬革紙、行燈紙、提燈紙、ナブキン紙、東洋紙——其質半切又は美濃紙といへるものに類し、竪二尺、横二尺一寸五分位にて、専支那向きのものなり。——等なり。

さて此等の販路は、各産地の商人の、こを集めて、美濃町、岐阜市へいだすものと、直接、東京、京都、大阪をはじめ、各府縣へいだすものと、遠く米、佛、英、獨、澳、朝鮮、支那へ輸出するものあり。

その販路

徳川時代、武儀郡に於ける製紙の村落とその抄出製品その名稱表

製紙村落の名稱	紙の名稱	備	考
1、片知	障子紙、小菊紙		濃陽志略に、諸品紙最爲上品云々。岐阜、關、上有知、大矢田へ出す。年貳千五百拾兩。

徳川時代、武儀郡に於ける製紙の村落と、その抄出製品の名稱表

製紙村落の名稱

紙の名稱

備

考

1、片知

障子紙、小菊紙

濃陽志略に、諸品紙最爲上品云々。岐阜、關、上有知、大矢田へ出す。年貳千五百拾兩。

2、^{ワラビ}蕨生—伊勢洞、田洞、八坪

障子紙、小菊

岐阜、關、上有知へ出す。年貳千四百兩。

3、神洞

障子紙、小菊

關、上有知、大矢田、富永へ出す。年千五百兩。

4、^{イクラヒ}御手洗紙

直紙、障子紙、紋紙

大矢田、富永、關、岐阜へ出す。年千八百七拾五兩。

5、^{コクラ}小倉

小半紙、障子紙

關、上有知、岐阜へ出す。年千貳百七拾兩

6、^{カサ}上野

半紙、障子紙、小菊

關、上有知へ出す。年千九百五拾兩。

7、乙狩

障子紙、小菊、小半紙

岐阜、上有知、關へ出す。年貳千四百四拾兩。

8、^{クボヤ}洞戸—黒谷、菅谷、飛瀬、尾倉

障子紙、丈長、直紙、耳折、半紙、板張紙

岐阜、關、上有知、大矢田、富永へ出す。年貳千九百五拾兩。

9、柿野

直紙、障子紙、板張、丈長

岐阜、上有知、關、洞戸、富永へ出す。年貳千參百兩。

10、相戸

丈長、直紙、板張

同上。年四百七拾兩。

11、^{デド}出戸

障子紙、丈長、板張

大矢田、富永、岐阜へ出す。年千貳百五拾兩。此村丈長紙を第一に漉く。寛文の頃とか、村人越前國にて、丈長紙三枚を貫ひ來りたるより、漉きはめじたりと也。

12、日永—下島、上島	丈長、障子紙、天狗帖、板張	岐阜、洞戸、富永へ出す。年八百兩。濃陽志略に、製諸品紙、最上品云々。
13、船越—栢洞	丈長、直紙、板張 <small>(小マカヒ丈長、大丈長)</small>	岐阜、大矢田、富永へ出す。年八百兩。
14、佐野—小栢洞	丈長、障子紙、板張	同上。年四百拾兩。
15、徳永	障子紙、板張、天狗帖	濃陽志略に、此村製尺長紙、最爲上品云々。京都、大阪、岐阜、關、上有知、大矢田、富永へ出す。年五百兩。
16、岩佐	丈長、板張	濃陽志略に、此村製扇面紙及烟袋紙云々。年貳百兩。
17、谷口—寺尾	障子紙、森下紙、板張	年千四拾兩。
18、中洞	板張	年參百貳拾兩。
19、宇多院	扇地紙、板張、森下	京都、大阪へ出す。年貳百拾兩。
20、平	森下、板張	濃陽志略に、此村製厚紙、俗謂尺長、婦人用以結鬘者也云々。年參百拾八兩。
21、小知野	板張	濃陽志略に、製雨衣紙云々。年貳百五拾兩。

現今武儀郡における製紙の村落と、その抄出製品の名稱表

22、高野	丈長、森下、板張紙、	岐阜、關へ出す。濃陽志略に、製尺長紙及傘紙、俗謂森下紙云々。年參百兩。
23、廣見	板張紙、	陽濃志略に製雜紙とあり。
24、松森		
25、大矢田—半道	半切、板張、	年七百拾九兩。

美濃明細記には、この外に板取村十三村、牧郷—上牧、下牧のこと。大野、向嶋洞戸の字。長瀬—下牧の字。小坂—洞戸の字。アラコ—上牧の字。等の村落よりも、紙を製出するよしをしるせり。

現今武儀郡における製紙の村落と、その抄出製品の名稱表		
製紙村落の名稱	製紙の名稱	備考
1、片知	障子紙、行燈紙、	
2、蕨生	同上	

3、神洞	ヨッピー紙、
4、御手洗	ヨッピー紙、櫻紙、
5、小倉	擬書院、
6、上野	櫻紙、典具帖、
7、乙狩	櫻紙、ヨッピー紙
8、洞戸	半紙、小菊、
9、菅谷	書院、雜紙、
10、柿野	書院、
11、相戸	ヨッピー紙、雜紙、
12、出戸	雜紙、
13、日永	書院、雜紙、
14、船越	ヨッピー紙、
15、佐野	同上、
16、徳永	うす口、耳折、森
	同上

17、岩佐	同上
18、谷口	森クツ、薄口、雜
19、中洞	紙、
20、平	同上
21、小知野	同上
22、高野	同上、外ニ板張、
23、廣見	産卵臺紙、
42、大矢田	森クツ、
25、松森	森下、薄口、雜紙、

中有知の字。
飛瀬、尾倉は、今抄出せず。

二 惠那郡

本郡にては川上、付知、加子母の三村をもて、その原料地たり、また生産地たりといふをうべし。それにつきて濃陽徇行記に、川上村、付知村、加子母村をニヶ村といふは、

惠那郡の製紙

元和元卯年御加増御拜領の時、材木山ある處を御選出し、川上村、付知村、加子母村三ヶ處、つかはさるゝに付、それより三ヶ村と、申傳へしと云々。故に御年貢七合物、口米まで、檜、樽板子にて納來ることなりしが、漸々に木種減少し、御年貢板子にてはつごめかたく成行故、享保十四酉年より、不殘米納になりと也、然るに元來三ヶ村共に、高に準じては、戸口多き處ゆゑ、夫食も餘計入れり。されば米、麥、稗の類、皆夫食に貯へ、楮、多葉紛を第一につくりて、金納御年貢の元手とするよし。楮は上有知へ賣出し、多葉紛は專、岐阜中河原邊へ賣出し、又京都へもおくると也」とするせり。然ればこの地に製紙原料の楮をつくりはじめしは、享保十四年——二三八九——よりのこと、定めて可なり。

原彌助
御藏紙

日本工業史に、惠那郡は寛政——二四四〇——二四六〇——のころ、坂下村において、原彌助はじめて紙を製出す。後苗木藩用紙を、各村より上納せしむ。其重なるものを藏紙といふとあり。おもふに享保の頃より原料をつくり、つゞいて製紙の業をもなしたるものなるべし。天明年中にいたり、加役として、大半紙若干束の上納を命せられて、年々の定例となれりとぞ。御藏紙といへるは即ちこれなり。また幕府の命なりとて、藩主

濃陽徇行記に
しるしたる當
時の上納高

をへて、美濃紙若干束を上納して、維新にいたれるも、寛政中にひらきし例なりとぞか。
濃陽徇行記に付知村、木材、板、年貢の外に、上納したるものをするしたる處に、小物成銀四匁、紙舟役四艘、小菊五束代云々。加子母村、小物成銀十二匁、紙舟役十二艘、小菊十五束代云々。當年貢をしるしたるころに、鹿皮三枚の代、小紙二九の代、付知、加子母より上納す云々。小物成銀四匁、紙舟役四艘、小菊五束代云々。とあるはずでに寛永六年、寛文七年、享保十七年度に、種々規定せられたるを、元祿九年に改められたるものなりと云なり。

この村も、農作物の穀類の外、楮、麻烟草にて、多く利を得とあり。美濃明細記、新撰美濃誌——天保四年成る——に、本郡串原村、富田村、久須見村より、典具帖、中折、河合紙、廣紙、小菊、和紙、厚紙等を、漉きいだしたるよしをしるしたるをみれば、その原料たる楮をつくりたりとは、至當のことなるべし。

明治年代に入りては、その製造町村も、戸數甚僅少となれり。即三郷村に一户、吉田村に三戸、三濃村に十二戸、遠山村に一户、本郷村に四戸、阿木村に四戸、坂本村に五十九戸あるのみとなれり。其産額美濃紙、半紙、合計七千五拾圓、西洋紙合計六拾八萬

明治年代にお
ける製造町村
とその概況

九千八百貳拾七圓なりといへり。——明治四十四年調査——明治廿一年、信濃、下伊那郡より教師を聘し、藁紙製造の技術を實習し、又其筋の援助をもうけて、益改良を計りたり。同二十八年には地方税より、金參拾圓の補助と、有志者の寄附金を併せて、武儀郡上牧村より、教師二名を聘し、傳習所を設けたり。翌二十九年には、再地方税より壹百圓の補助をうけて、二ヶ所の傳習所を設け、前年の教師二名をも、繼續聘用し、製紙器具の改良、雁皮紙の製造法をも實習したり。同二十九年よりは、製紙組合を設け、共同販賣所を聞き、紙質を一定にして、販路擴張のことに盡力したれども、いまだ十分なる効果を見るにいたらず。

尙こゝにいふべきは、中津町なる中央製紙株式會社なり。この會社は、明治三十九年八月の創立にて、資本金百萬圓を以つて、組織したる株式會社なり。そは樅、桐等の木材を原料とし、獨逸製のグラントバルブによりて、支那、朝鮮に輸出すべき連史紙、内地向きの新聞紙、または模造日本紙等を抄出せり。これが動力には水力を用ひ、木材の原料は、丸砥石にて擦り潰し、或は蒸煮して得たる、纖維によるなり。職工男女三百餘名にて、その産額、一ヶ年平均百八萬五千餘ポンドなり。これに對する製費は、毎日約

中央製紙株式會社

連史紙參尺六寸に貳尺壹寸のものを紙質薄口の西洋紙

五萬圓なりといへり。

近來稍原料の拂低を來したるが爲に、遠く樺太、北海道より、その供給をあふげり。現今原料の比は、當地にて二割五分、北海道、樺太にて、七割五分なりといへり。されどもその事業の將來には、益發展の見込ありといへり。

三 加茂郡

濃陽徇行記に、古義をひきて、下麻生、紙、茶役云々といへり。これによりて、下麻生の地の、古來製紙の地たりしをせる。美濃明細記には、また加茂加治田村の邊として、そこを美濃紙の生産地のうちに加へたり。外に和知村、比久見村、下吉田村、上吉田村、田代山寺村、野原村、加治田村にては、カラ木のまゝにて、太田、兼山、關あたりの仲買人へ、うり渡したりとなり。然ればこれ等の村落は、當時にしては原料地たりしなり。されどもこのうち、上吉田村の本郷、檜原の住民は、春にいたれば、抄紙の業をなしたりとなり。前述の加治田村も又同様なり。

さて現今にては、久田見村、上吉田區と、太田町の内字西巾と稱する二部落のみ、こ

加茂郡の製紙

産地にしへの生

現今の生産地
と其の概況

の業に従事するのみにして、上吉田區にては、美濃紙、半紙等を、西巾にては、塵紙を抄出するのみなり。

最近明治二十年以前にては、紙價の下落と、原料の高價なることによりて、中止の姿なりしが、同年の頃より、再その製造業者をみるにいたれり。當時の製造業者は僅に五戸なりきとなり。かゝる有様なりければ、従つて其生産高も、販路もこゝに記載する程にもあらざりき。原料は久田見村をはじめ、附近一二箇村より購入したるも、其價格は年々騰貴し、工賃も次第に加はりゆくにかゝらず、他の事業に比して、比較的利益すくなきによりて、製造業者も、今日にては二戸、七人となるにいたれり。現今一箇年産額、美濃紙十帖、半紙千八百帖、塵紙七百帖、此價格貳百九拾九圓餘にすぎず。

太田町にては、福田太郎八なるもの、同所字西巾といへるところに、原野五十餘町歩を開墾して、武儀郡下牧村、片知、長瀬、蔵生、上牧、上野、乙狩、御手洗等より、總計三十三戸を下町と稱する處におきて、試験的に、抄紙の業をなさしめたり。こは明治二年のことなりき。其後これが有望なりとみとめしより、夫等職工の家を、西巾にうつして、永久的に營ましめたり。明治八年より、同十三年にわたりては、更に武儀郡吉

太田町の製紙

田村、稻葉郡常磐村、上土居等より轉住せしめて、大にその事業の面目をほごすにいたれり。然るに爾後養蠶の盛大になれるにつけて、職工は養蠶者となり、子女は製絲工女となりて、遂には再戸數十六戸、二十五人となり、産額は塵紙一萬帖、此價格貳百七拾餘圓の小數となるにいたれり。

四 土岐郡

土岐郡の製紙

美濃明細記、新選美濃誌の記載によれば、大富——現今泉村大字大富——肥田、土岐津より、直紙、半紙、小菊等を抄出したりといへり。されども現今にては、たゞ紙屋なる字をのこすにとどめて、それが舊記、傳説、口碑の徴すべきなし。

濃陽志略に、古有美濃守某者。住白倉善製色紙供御、今不復製とあり。白倉は本郡日吉村のうちにある。すでに第二章當國製紙の條に、師實公記をひきて述べしがごとく、後三條天皇御即位の條に、宣命の用紙は、當國供進のものを用ひたるが例となれりしことをおもへば、こゝに供御とあるも、その例に習ひしものなるべし。さてこゝに古とあるは、いつ時代の守をいへりしか。その官名はふるく孝徳天皇時代に制定せられたる、國司

往古の状況

の長官なり。果してその時代の守をいへりしか。或は寧樂、平安、鎌倉時代のをいへりしか。今正確に考證するの記録を得ず。ともかくもいにしへより、本郡にも製紙の因縁ありしことを考ふるに足る。かくて鎌倉時代以後は、この地製陶の事業の、盛大となれりしにつれて、製紙のことの、いつしかに絶滅に歸したるものなるべし。

五 山 縣 郡

その起源の、數百年以前にありとの口碑あれども、いまだ據るべきの文書に接せず。今かりにその起源を、六百年以前にありとすれば、即鎌倉期の末葉、南北朝の初葉となるなり武儀郡における製紙の起源が、鎌倉期の初葉——一八〇〇年代——なることは、すでに前述の如くなりしに考ふれば、それより凡百年後において、この郡の製紙の起源を有することは、あながちに當らざるものともいふべからず。況や本郡は、武儀郡と境するに、たゞ武儀川の溪流を以つてするにおいてをや。然してまたこの川の、對岸の諸村落は、悉く製紙の地にして、本郡の製紙の地たる谷合、富永の如きは、その對岸の村落たるにても考へらるゝなり。

山縣郡の製紙
とその沿革

扇面紙

かくて今より凡百年前、本郡富永にて、盛んに扇面紙を製して、京都に販賣したることありき。その紙は、紙質の強靱にして、その使用にたふると、扇骨貫通の部分に穴ありて、扇子製造上便宜あることによつて、大に賞揚せられたり。然るに其後は、他に安價なる原料を、巧みに利用して、廉價に販賣するものあるようになりて、遂に競争すること能はざるにいたり、その製造を中止するにいたりといへり。美濃明細紀に、本郡を紙の生産地にあげたるは、このころのことなるべし。

安政中、紀州侯海外輸出の目的をもて、家老丹波守に命じ、伊勢國田丸町、紙煙草入製造者、家號相六及び、この富永の植村彦次郎を同伴して、江戸にいたり、この紙を漉きいだす方法を、傳習せしめたることあり。それより家傳として、その法を秘したりとあり。當時他の地方にても、この品を製出したりしかども、こゝにて抄出したるものには及ばざりきとぞ。かの友仙型紙のごときは、當時の抄出にして、ともに伊勢地方へ販賣して、好評を博したるものなりき。

次に一般美濃紙、森下紙、圖引紙は、富波——富永——谷合にて、専ら抄出せり。かくてこの美濃紙の改良をはかりたるは、明治二十六年、山縣郡製紙改良組合なるもの、設置

紀州侯の海外
輸出の計畫

抄紙の改良

せられたるがはじめなり。明治二十九年縣の補助をうけて、製紙傳習所を設け、高知縣より教師を招聘し、三箇月間の傳習をなさしめ、機械を新調するなど、大に從來の面目をあらためたり。これによりて一枚漉を六枚漉とし、半紙の如きは、八枚漉となすにいたれり。

森下紙は從來の如く一枚取にして、以前は楮皮のみを用ひ、木灰の灰汁にて、十分に煮熟せしめて、製出したるものなりしが、明治二十八年頃より、バルブを混入して、楮の代用をなさしめたり。このバルブを混入したるものは、光澤をもちて、一見美麗なれども、その紙質にいたりては、軟弱をまぬがれざるは缺點なり。この外向十數種の抄紙あれども、紙質下等にして、今一々こゝにいふべき程のものにあらず。されども漸次改良をほごして、多少その品質を、高めつゝあるが如し。

また第二回の講習として、明治三十年一月より、二月にわたり、四十五日間、武儀郡下牧村大字長瀬なる、武井馬之助なるものを傭聘して、これが製造法等につきて研究をなさしめ、明治三十四年には、武儀、山縣及岐阜市の二郡一市を區域として、美濃紙同業組合を設置して、紙質改善の爲、製紙教師、検査員等を設け、教師をして、巡回の

抄紙方法の研究

上、實地傳習指導の任に當らしめ、検査員には、紙質數量の検査をなさしめたり。

富浪村のごときは、以上の改良發達を計らんが爲に、産業組合法により、去明治四十四年産業組合を組織したり。かの製紙原料、叩解機を設け、從來の勞力と時間とを、軽減せしめしなど、これが爲にその製品の上にも、多くの好結果をあらはしたり。これ等の改良にともなひ、一方郡費をもて、その費用を補助せしめ、或は原料栽培の奨励をなして、苗圃の培養に盡さしむるなど、殆んど怠るところなし、かゝる改善、奨励の結果、これが製品の上に、顯著なる効果のあらはれたるにより、大に需用者の満足を買ふにいたれり。現今本郡に於ける、數年來の産額を示せば左の如し

現今數年來の産額表

年次	明治四十年		同四十一年		同四十二年		同四十三年		同四十四年	
	産額	價格	産額	價格	産額	價格	産額	價格	産額	價格
職工數	七〇人	二二戸	七〇人	二二戸	七五九人	二六戸	七〇人	二六戸	六八八人	二七戸
製造戸數	二二戸	四七、四七五	二二戸	四七、二七六	二六戸	四七、七五六	二六戸	四七、七五六	二七戸	四七、九六四
産額	二五七、五〇〇	三三、三〇〇	三三、三〇〇	三三、二五〇	三〇、三六〇	三〇、三六〇	三〇、三六〇	三〇、三六〇	五八、二七〇	五八、二七〇

谷合村にて、原料叩解機設置後、明治四十四年、原料の共同煮熟を行へり。これによりこの経済上、新舊の比較対照を示せば左の如し。

共同煮熟新舊
対照表

人員	一人一箇	月數	釜數	目方	一釜ニ要スル煮熟雜費		煮熟雜額		
	月釜數				目方	同上代		計	
九	六	八	四三二	一九四四	四五〇	〇・四〇	三・〇一〇	〇・六〇〇	二・三三二

共同煮熟

共同人員	一組ノ煮熟量	月數	組數	八箇月ノ煮熟量		薪	同上代	煮熟額
				一組(三釜分)ニ要スル煮熟雜費	同上代			
九	三	八	九	一九五三	一五〇〇	一六	〇・六四〇	五九五〇

差引節約高五拾貳圓八拾錢也

右は明治四十四年十一月下旬より、谷合村江川孫藏の發起にて、九人申合せ、模範的煮熟を開始したる結果にて、漸次全般に普及すべきものなるべしといへり。

六 本巢郡

本巢郡製紙の地

本郡製紙の地は根尾村なり。根尾村とは、平野、板所、樽見、口谷、奥谷、東板屋、

西板屋、市場、神所、中、越卒オツツ、門脇、長嶺、天神堂、長島、黒津、越波、上大須、下大須、松田、小鹿、宇津志、高尾、水島、大井、能郷、大河原の二十七郷を、總稱したるの名なり。そのうち中村を中心として、厚紙、薄口紙をすきいだすなり。

本郡製紙の起源
紙木一束 米五升
桑一束 米三升
漆一束 米一升
紙を以つて納税の一とす

さて製紙の起源はいつの頃なるか、詳ならざれども、かの大垣藩の管轄となるや、地方殖産奨励の爲、この製紙の原料たる楮は、桑、漆、茶とともに、畑の四木として、その栽培につきて、多大の注意を拂はれたり。この根尾村のごとき、其藩管轄以前より、製紙の生産地たるの故を以つて、この奨励にあづかり、従つて相當の産額をみしが如し。大垣藩地方雜事記——弘化元年の著——によれば、米、眞綿と同様に、納税の一として、上納せられたり。それに、

- 小物成、一厚紙四百四十四束
- 三百束一帖百二十目漉
- 代米三束に付、四斗八升づ、被下之、
- 同、三十四束
- 一帖、百目漉

代米三束に付、四斗づゝ被下之、

百十束薄口紙、二百二十束にて納、

一帖五十目漉

代米六束につき、四斗づゝ被下之、

右は寛永十三丙子年より、被召上之、四百五十束宛之處、萬治三子年より、厚紙百目漉にて三百四十八束與、百二束分は、一束を二束代にて、薄口紙二百四束相納、然處延寶八申年より、大河原村困窮に付、厚紙四束五帖と、薄口紙三束御用捨に成、右厚紙薄口納方員數、折々相替候處、寶永五子年より、束數並目方共、書面の通に被仰付之、代米三束に付而與、八三束を一丸と云ふ故に、一丸に付而より之譯也。年に寄正紙拂底之節は、代金にて上納す。直段は御賄所、御拂直段之通を以上納也。(寶曆五亥四月)厚紙、薄口紙秤目は、無相違候得共、枚數多或は薄く候間、以來宜漉立相納候様被仰渡之、右納方は、毎年十二月二十五六日頃、日不定納員數内譯は、村々に記之とせるせり。之によれば當時の紙の種類、又納稅用としては、厚紙と薄口との二種なりしことをしる。同書享保二十一年辰九月元文改元、一漉紙近年御留買被仰付難儀に付、紙舟一艘に付、銀三

匁づゝ、運上之納願、翌元文二巳年閏十一月、御赦免に成云々ともしるせり。

さてこゝに寛永十三年よりあるは、大垣藩祖、戸田左門氏鐵の、攝津國尼ヶ崎より、當城に引きうつりし、寶永十一年より、僅に三年めのことなり。こゝに紙を以つて、納稅にかへしめたるも、入部早々における、藩行政改革の一つなりしなり。當地建武、延元の頃には、堀口貞義、貞滿、脇屋義助等の居城のことあり。戰國時代にては、土岐氏、河野氏——後、一柳氏——等の在住のところなりき。

因に大垣城は、天文四年足利義昭の命によりて、土岐氏の旗下、宮川吉左衛門安定の、はじめてきづきしものにて、夫より轉々して、氏鐵に及びしなり。氏家ト全、池田信輝、三好秀次なども、當城主の一人なりしなり。

さてこの厚紙、薄口の原料は、專楮皮なれば、紙質頗堅牢、強靱なり。されば從來、藩政の帳簿類をはじめ、公の文書より、郡村公用の帳簿、文書にいたるまで、必この紙を使用したりしのみならず、隣國伊勢津藩をはじめ、諸藩争つて、この紙を使用したりしなり。したがつて當時の産額も、僅少なざりしが如し。然るに現今にいたりては、養蠶の發達と、流行とにつれて、それが原料たる楮は、桑の栽培と、その位置をかふるにい

たり、その原料を、他よりあふがさるべからざるにいたれり。一方また原料の、高價なるにかゝはらず、その所製の紙價の安價なるにより、差引の利益を見ることが能はずして、今日にては殆廢業の、やむなきにいたれり。ただ僅に市場にて、やうく冬期農閑の、手すさびとして、いさゝかの抄出を見るのみなり。

七 揖斐郡

揖斐郡製紙の沿革
杉原紙の事

本郡製紙の沿革も、また古記、傳説の徴すべきものなし。新撰美濃誌に、杉原紙は、此村よりすきいだしたるが名となりて、諸國にてすくもの、みなしか喚べり。庭訓往來に、播磨杉原とかきたれば、彼國を此紙のもとなりといふ人あれど、美濃の紙をすく事は誠にふるく、其名高く、全國にさきだちたれば、必こゝをもととすべし。

と、本郡杉原村の條にしるせり。こゝにふるくとあるは、かの武儀郡あたりの起源と、同年代をいへりしものか。

さて製紙の種類は、本巢郡に同じく、厚紙と薄口紙とにて、原料は専楮なり。その村

製紙の種類

落は、坂内村——廣瀬、阪本。上久瀬——乙原、津久見。三倉——横山等にわたれり。外に殿紙又は御年貢紙といひて、大垣藩に上納したることありといへり。そは正保——二二〇四——二二〇七——の頃よりの事なりとか。

新撰美濃誌に、乙原村の雨衣紙は、厚く性つよし。こゝにてすくとあり。同書に横山村の薄口紙、其製かたくして上品なりとあり。いづれも冬期の間、農業の副業としたりしものなり。

現今坂内村字坂本の、製紙業について、調査したるものによれば、今より二十年前には、製造戸數一百餘戸、職工千九百餘人、生産額五百緡、價格參千圓なりきと。明治二十年頃より、これが改良を企て、今日にては、その進歩の形迹、みるべきものありといへり。さてこれが改良を、主として行ひたるは、同村の蒔田武吉なりき。その次第は、まづ高知縣の製紙を視察し、同地より教師を招聘し、製造家につきて、巡廻講話をなさしめたること、製紙改良會を組織して、諸種の改良機械を据ゑつけて、美濃紙六枚半、八枚探りの簀桁を使用して、職工の勞力をはぶきたること、その結果として、書院、三楹紙、圖引紙、雁皮紙、半紙の各種をうるやうになりたることなりき。

製紙の現況

製紙の原料

明治三十九年十二月、坂内製紙購買販賣生産組合を設け、一方本縣より補助をえて、明治四十一年なり。叩解機据ゑつけをもなすにいたれり。

原料にいたりては、楮の外にバルブを用ひ、また三極の利益あることをしりて、十數年前静岡縣より、種子を購求して、その栽培につとめ、今日にては、三十町歩の多きに達せりといへり。か、れば遠からずして、原料の供給を他よりあふがざるに至るべしとなり。

坂内村の産額と現況

現今坂内村一箇年産額は、美濃紙千二百四十五緋、價格壹萬六千八百七圓。半紙千緋、價格參千圓。圖引紙、六萬枚、價格七百拾六圓。塵紙九十緋、價格四百五拾圓。半切紙十緋、價格參拾圓。其他のものにて三十二緋、價格四百四拾貳圓。合計壹萬八千四百七拾五圓也。

久瀨村の産額と現況

製造戸數は、一百十戸にて、それに従事する男子は三百人、女子三百十八人なり。

久瀨村の製紙産額は、諸種とりませて、一箇年百三十緋にて、價格壹百五十六圓也。製造戸數は十八戸にて、それに従事する男子十八人、女子三十六人也。

集散地揖斐町に於る取扱高

次に本郡の製紙集散地とも見るべき、揖斐町に於ける、取扱高をしるせば左の如し。

種類	美濃紙	厚紙(根尾厚紙)	薄口紙(帳口紙)	帳簿紙	表紙及油紙	障子
帖數	三、一〇〇	一四六	七六〇	二、二二五	三二五	一、五〇〇
金額	三、八三〇.〇〇	三、九五〇.〇〇	九、〇〇〇.〇〇	二、五五〇.〇〇	八、五〇〇.〇〇	一、八五〇.〇〇
單價	・三三〇	・二七〇	・一一〇	・一一〇	・二七〇	・一二〇
取扱者氏名	松居豊次郎	同	同	同	同	同

大正元年八月——同二年八月調査

谷汲村再製型紙

尙次手に記載すべきは、再製型紙といふものなり。こは本郡谷汲村大字徳積、元結城といへるところにて、明治二十七年九月、若原吉三郎、高橋嘉右衛門、同正治郎なるもの、合資にて經營したるがはじめなり。それより九箇年の後、若原吉三郎、高橋捨次郎兩人の營業となりて、今日に繼續せり。現今の再製高は一箇年十二萬枚にて、價格九千六百圓に上れり。

さてこれの用途は、専友仙染めの紋型に、使用するものにて、需用先は、東京、京都、大阪の三府なり。この型紙といへるは、きづきの反故紙を合せて、一種の厚紙となし、

型紙の用途

それに柿澁をぬりて、謂はゆる澁紙となしたるものなり。この地もごより山間の村落とて、野生の澁柿多きが故に、以前より澁汁の製造をなして、諸方へ販賣したりしが、一朝その販賣さきなる、伊勢白子の某々等、この澁汁を用ひて、澁紙を製造したらばどの注意によりて、伊勢、大阪あたりより、これが職工を雇ひ入れて、製造したるに創まりといへり。

當國に於ける製紙の地、以上の外、古書傳説に徴してしるべきは、可兒郡久々利、郡上郡赤谷、神路、小駄良、須見、勝原等なれども、現今にては抄出せず。

八 飛驒國製紙

飛州志の記載によれば、吉城、益田、大野 三郡より、抄出するよしをいへり。即吉城郡にては、小島郷小鷹利郷より、無雁紙、大切紙、丈長紙をいだし、同郡高原郷より丈高紙、竹原紙、不端切紙、小切紙、杉原紙をいだし、益田郡よりは益田紙をいだし、大野郡よりは高山紙をいだしなり。

これ等三郡抄紙の地は、いづれも高原川、宮川、益田川の溪流にそへる、諸村落にて

美濃に於ける武儀、揖斐、本巢の抄紙地と、その位置と形勝とにおいて、その軌を同じくしたるものにて、したがつてその製品にあらはるゝ品質においても、また同一なりしなり。蜷川親元日記によれば、寛平六年十二月二十三日、この國一ノ宮より、紙二束御不詳云々としるしたるによれば、その起源のすでに、平安朝にありて、その品質において、堂上の需用に堪へたりし事を、證するにたるべき也。親元は足利期文明——二二四〇——頃の人なれば、なほ此時代迄も、當國より此紙を、抄出したりし事をしるべき也。

飛州志また、本土に於て楮をつくること一般ならず、多く山方の村里にあり。造紙は他州にいたすにあらず、國用足れるのみ」としるせるをみれば、當時その産額の、僅少なりしこともしらるゝ也。

現今にては、益田郡竹原村より、乗政紙をいだすにすぎずといへり。去る明治三十五年、村長たりし今井孫之助なるもの、これが改良發展を企て、當業者を奨励したるの結果、製紙改良組合なるもの組織せられ、みづからその組合長となり、組合員を監督し、縣より技師の派遣をあふぎ、大にその面目を改め、需用者の歓迎をうくるにいたれり。半紙、美濃紙、文庫紙等は、今日の製産品なり。當業者今日にして、三十餘戸ありといへり。

大野郡にては、現今高山町及び大名田村にて、僅々十數戸の製造家あるにすぎず。その製出の種類は、半紙、森下紙、塵紙等なり。近時抄紙の法に改良を加へ、紙質の改善を計りつゝありといへり。

第三編 機業篇

第一章 總説

我國機業の沿革を略説して、美濃國の機業に及ぶ

我國機業沿革
略説

工業の世襲

神代の機業と
その製品の種類

本邦の工業は、太古よりいづれも世襲なりき。天兒屋命、天太玉命は、神祇祭祀の事にあづかりて、中臣連、忌部首の祖となり、天忍日命、天津久米命は、皇宮警衛の武官として、大伴連、久米直の祖となり、石凝姥命は、鍛冶の業をつかさどりて、鏡作連の祖となり、玉祖命は、玉作の業をつかさどりて、玉作連の祖となりしなど、専心その業に盡瘁したるが如きは、古典に明記せられたるが如し。

ことに記、紀、神代の卷には、天照大神、稚日女尊の神衣カシをおりたまひしこと、また口裏繭をふくみて、絲をつむぐことを、をしへたまひしことみえたり。織物には、明妙、照妙、和妙、荒妙、青和布、白和布などの名稱もみえたり。舊事紀には、天太玉神、諸部の神をして、幣帛をつくらしめ、麻績祖、長白羽神をして、麻をうるしめて、青幣をつ

くらしめ、津昨見神をして、穀を殖るしめて、白幣をつくらしめ、また粟忌部祖、天日
鷲神をして、木綿をつらしめ、倭文遠祖、天羽槌椎神をして、文布を織らしめ、また天
棚機姫神をして、神衣をおらしめしこともみえたり。

常陸風土記に
みえたる機業
にかははれる
神社と神名

常陸國風土記曰、郡西□里、靜織里、上古之時未織綾之機、未在人、于時此村初
織、因名之云々。和名鈔那珂郡、倭文郷、神名式靜神社、按今在靜村、祭神天手力雄命。
栗田寛曰、按靜神社、祭神は倭文神、建葉槌命にして、日本紀纂疏、建葉槌命在常陸、
出倭文地、故呼爲倭文神とある、即靜里織にて、こゝに所謂綾は、即倭文を云へり。さ
て天手力雄命は、大同中に配享せる神也。主計式常陸國倭文。三十一端、自餘輸曝布。
又新猿樂記、常陸綾布云々。同書又曰、郡東七里、太田郷、長幡部之社。古老曰、珠賣
美萬命、自天降時、爲織御服、從而降之神、名綺日女命云々。神名式長幡部神社。主計
式長幡部絶七疋云々、などあるをみれば、太古におけるわが機業の、進歩發達の大體を
も、うかがふことをうべき證據なり。さるは現今古墳より、發掘せらるゝ、埴輪土偶の
衣服につきて考へても、そのメリヤスのかぶりシャツの如きを、着用するにつけて、
その地質の何物なりしかはともかく、謂はゆる天衣無縫、ぬひめなき織物の方法までもあ

神武天皇以後
における職業
世襲の部族

りけるにやと、おごろかるゝの外なきなり。これにつけても思ひ及ぼすは、素盞鳴尊、
稻飯命の韓土への來往なりけり。

さて神武天皇以後において、史に弓削部、矢作部、楯縫部、鞍作部、織部、服部、衣
縫部、木工、石作、鍛部、漆部、土師部などの名稱の見ゆるは、皆これ等世襲の職名なり。
右のうち織部は織物のことにかゝはり、服部は機織のつとめをなし、衣縫部はそれがあ
りたる織物をもて、衣服調製の任にあたるものにして、これが部族の名稱の存在を見
ても、當時の機業のことも、そのあらまはしは推察せらるゝなり。次手にいふ。かくこの世
襲の職名をもて、遂には各自の姓として用ふるにいたれり。當時これ等の職工は、品部
といはれて、皇室に對しては言ふに及ばず、大臣、大連の家に隸屬して、恰も一家の財
産の如くに、取り扱はれたり。民部——また垣部ともしるせり。——家部などいはれた
るはこれなり。伴造——伴部ともべ也。中古の舍人、史生、兵衛、使部なども、これよ
りいでたることなり。——また伴緒といへるは、公命をうけて、各その部に長たるもの
をいへる也。

崇神天皇以後
における外邦
との交通と機

崇神天皇の朝には、意富加羅の王子、都怒我阿羅斯等の來朝あり。垂仁天皇の二年に

は、任那國王に赤織絹一百匹を賜ひしことあり。これ絹絶の業の、大に開けたることを證するものなり。赤織絹とは、赤色に染めたる絲にて、織りたる絹をいへるなり。當時天日槍の歸化するあり。田道間守の常世に使用するあり。その代筑紫伊弉國造の、私に使をつかはして、大陸と交通したることあり。おもふに西國邊陲の國々において、それ等國造等が、私にしたる交通の如きは、決して一人一再にてはやまざりしなるべし。これ等前後の事情を綜合するに、必や漢代劉氏が文明の一部分を、我國に傳來せしめたるは、疑ひなかるべし。

新羅の調貢

神功皇后攝政の當時、新羅御征討の效を全くせられてより、高麗、百濟相ついで歸順し、新羅は八十艘の調貢の、まことをいたすにいたれり。その物品中、綾、羅、縑、絹、の大部分をしめたりしよし、史に記載するところの如し。おもふにその頃、それを織るべきの職工をおくり、それを織るべきの方法をも傳へたるは、またうたがふべからざるが如し。そはこの業にあづかれる人を、阿夜毗登とよび、外邦人をよべる總稱となしたるにてもしらるるにあらずや。當代にいたり、千縑、高縑を、神祇に供せられしこと見えたり。絹を神祇に奉るのはじめなりといへり。

秦公祖、弓月君、倭漢直祖、阿知使主等の歸化

應神天皇の朝には、秦公祖、弓月君、百濟より倭漢直祖、阿知使主等が、其黨類の縣民をひきゐて、歸化したることあり。阿知使主の子、都加使主は、綾織工を率ゐたる等、この時彼土、機織の法を傳へたるなり。天皇はまた、特に阿知使主を吳に遣はして、機織の名手につかして、その方法を傳へしめ、吳織、漢織といへる織工をもめされて、機業の開發につとめられたり。

因に、吳をクレ、漢をアヤといふは、韓土の方言なりといへり。即これ等歸化の織工の、はじめておりいだしたるよりの名稱なるべし。萬葉集に、「くれはとり」とあるは、クレ機織、「あやはとり」とあるは、アヤ機織といへること也。

雄略天皇は、ここにこの産業につきて、多大なる獎勵保護をなしたまひし帝王なりき。まつ百濟より、新漢高貴、錦部定安那、鞍部堅貴、晝部斯羅我をめて、河内の上桃園、下桃園——錦部郡。錦部郷——真神原の三所におき、また吳より召しあげたる、吳織、漢織及び衣縫、兄媛、弟媛等の來朝するに會して、大にその發展をなさしめたまへり。これによりて、これ等産業にあづかりし部族の子孫は、大和、伊勢、地方に繁殖するにいたれり。次には養蠶の業を、盛ならしめんが爲に、諸國に桑をうるしめ、秦氏をつか

雄略天皇の産機業の御奨励

はして機業を促進せしめられたり。加之皇妃みづから、養蠶のことにあづかりたまふにいたれり。裸蠶といへるもの、かひこを聚むることを誤りて、嬰兒をあつめ、天皇に奉りて、少子部連との姓をたまはりしも、この時のことなりき。西漢才伎歎因知利、今來才伎、手末才伎などいへるは、みなこの御代にあらはれたる、この道の人なりしなり。當時この事にあづかりて、専盡力したるは、秦氏なり。大秦、秦など、皆この事業の効勞によりてえたる姓氏なりき。

繼體天皇また、この道の奨勵につとめたまへり。顯宗天皇の朝にいたりては、はじめ織部司をおきて、全國の製織業の事を管轄せしめたまへり。これ等の結果として、孝徳天皇の朝にいたりては、大伯仙錦、小伯仙錦、車形錦、菱形錦といへるがごとき、崇高なる錦織物類の、いづるをみるにいたれり。しかしして當代にては、大化の革新といへることの、ありける時代なりければ、我國從來の風習の一新せられて、かの部族世襲の職業のごときも、こゝに革まりて、ひたすらに學藝人材によりて、もろくの官途の選任、考査も、行ひたまふやうに、なりにければ、これ等機織のことにあづかりし服部も、この時設置したまひし、織部司の被官とはなりにしなり。皇太子、中大兄皇子のごときは、

顯宗天皇はじめて織部司をおきたまふ

大化革新と部族世襲の職業に及せる影響

佛教藝術としての機業

率先して所有の入部、五百二十四口を獻したまへり。こはみづからの資財ともいふべかりし、私有の職工を、直接國家の資財とし、人民となしまへることをいへるなり。されどもいにしへの習慣上、なほ多少の事情もありきとみえて、文武天皇は、舊來の部族中より、其任にたふるものを選びたまひて、漆部司の漆部、縫部司の縫部、鍛部司の鍛部を、番上官として、諸官司に配當せしめられしこともみえたり。また同帝の時、織部司に屬する錦綾の織人、百十戸にして、錦機三十枚を置かれ、國々は絹繩を、年貢とせしめられたり。その奨勵と、その實力とにおいて、大に見るべきものありしなり。之に加ふるに、欽明天皇の朝、百濟より佛教渡來し、敏達、推古の二朝をへて、聖武、孝謙の寧樂朝にいたるの間、謂はゆる佛教藝術なるもの、別途の進歩をこげて、計らざるに瑰麗なる美術の華香を、表現せしめたるにおいてをや。

推古天皇二十九年、聖徳太子薨去の哀悼、追福になれりし、天壽國曼陀羅の圖——二張——皆刺繡なり。今はたゞ殘闕の一小部分をみるのみ——孝徳天皇の朝における丈六の繡像帙侍八部等、四十六像、又高二丈二尺七寸、廣一丈二尺四寸の脇侍菩薩、八部二十六像の刺繡、大安寺なる各高二丈、廣一丈八尺の、大般若四處、十六會圖像、並に華

嚴七處九會圖像の刺繡——以上皆傳はらず。現存するものは、前述の中宮寺の天壽國曼陀羅の殘闕と、法隆寺に保存せらるゝ佛幡の刺繡とのみ——などによりて、當時の佛教を出發點としてたちたる工藝美術、ここにその機業の技術も、想像せらるゝなり。

文武天皇大寶元年には、全國に制して、人民は毎戸に桑を植ゑしめられたり。これ時代の進歩にともなひたる、絹糸の必用よりして、養蠶を盛大ならしめんとその、手段なりしなり。同三年、美濃國司解に一匹美濃糸、直錢六百五十五文と見えたり。

寧樂朝時代にいたりても、この刺繡のことの、殊に精巧になりしことは、東大寺なる、各高五丈四尺、廣三丈八尺四寸の、觀自在菩薩二張の刺繡、惠美押勝が、光明皇后の爲に建立せし、興福寺内東院に藏する、補陀落山淨土變、ならびに阿彌陀淨土變の刺繡——但現存せず——等にて推察することをうべし。尙當代の工藝美術として、賞讃すべきは、その染色技術にあり。即繢、繡、夾繢の如きこれなり。

さてこの繢といへるは、くゝりぞめ、またしぼりぞめといへるものにて、本邦の創意か、はた彼土傳來の技術かいまだ考へず。故黒川博士は、天智紀六年の條に、耽羅佐平椽磨等に、下賜せられし物品中に、この繢の見えたるによりて、從來外邦人に下賜せら

寧樂朝時代の
刺繡と染色

繢、繡、
夾繢の事

るゝものは、必自國の產物中より擇ぶが例なれば、これも必本邦の創意になりしものなりとの説をたてられたり。萬葉集卷十六に、結幡ユツハタとあるも、この繢のことをいへるなり。繢は即繢繢にて、繢類の總稱なり。外に斑布、暴文錦の名稱あるも、異名同物にて、魏文帝景初二年に、倭女帝の大夫難升米等が、斑布二匹二文を奉りしこと、魏志卷三十、東夷傳に見えたり。

この技術を、もし本邦の創意とするも、彼土にてもすでに上古よりありしことは、彼土の著書に、往々記載したるにて知らるゝなり。この技術の製品は唐時代にいたりて、魚子繢イサコなどいはれたり。

繢は支那人の蠟點繢ラウテンといへるものにて、繢または綾などの地に、蠟をもて花紋をそめあげ、のちに蠟を脱せしめたるものなり。夾繢は即押繢イサシにて、薄き板に任意の花紋を切りぬきたるもの二枚をもて、繢をひしと夾みてそめ、のちその板をとりたるもの也。この技術我國にては、すでに近江朝以來つたへこし技術なりしが、當代にいたりて、一層の發達をよげたるもの也。

東大寺獻物帳に、御屏風壹佰疊云々、夾繢六十五疊、繡十疊、黃鴈繢接扇又山水夾繢

屏風十二疊、紅夾纈、紅朮纈、紫朮纈、紫夾纈、青朮纈、緋朮纈、白橡朮纈、紫目交朮纈、背滅紫朮纈、滅紫朮纈、又菴室草木鶴夾纈屏風七疊、麟鹿草木夾纈屏風十七疊、鳥木石夾纈屏風九疊、鷹木夾纈屏風一疊、鷹鳥夾纈屏風四疊、鷹鶴夾纈屏風一疊、古人鳥夾纈屏風四疊、鳥草夾纈屏風十疊、朮纈屏風十疊などみえたり。朮纈、夾纈の上に、黄、紅、紫、青、緋などの文字をかぶらしめたるは、その色によりたるものなるべし。山水、驕鹿草木、鷹鳥などの文字をかぶらしめたるは、その模様によりたるものなるべし。いづれにしても、その染色法と技術との熟練なるを、説明したるものといふべし。これ等今なほ、正倉院に保存せられて、往昔の技術を今人に物語り、且は間接に、當代機織の進歩したりしことに對して、裏書的の證左をなすものといふべし。

元明天皇時代の織部司

元明天皇和銅四年——一三七一——には織部司——因に、平安朝時代の織部司は、皇城の良位、左京北邊第二坊、今の中立賣大宮東入の地、西陳地域内なり。東西四十丈、南北二十丈なり。正、佑、令、史各一人、史生二人、桃文師四人、桃文生八人なり。別に方四十丈の織手町あり。そは土御門通をへたて、織部司に接して、今の上長者町、大宮東入の地、西陳地域内にて、式に織手四十人あり——の桃文師を、伊勢、尾張、三河、

駿河、伊豆、近江、越前、丹波、但馬、因幡、伯耆、出雲、播磨、肥前、備中、備後、安藝、紀伊、阿波、伊豫、讃岐の二十一國に遣はし、綾及錦を織ることを教へしめられたり。その七年には相模、常陸、上野、武藏、下總より纈を獻するにいたり。同年、詔をもて、商布の長さをも定められたり。

元正天皇、緋、纈の貴賤長短を定めたまふ
當代はじめて美濃纈の名み
聖武天皇時代の製織その制度

次のみかど元正天皇の養老元年——一三七七——十一月二十二日の詔によれば、緋、纈の貴賤長短を定められたり。同三年五月、貢調を制定せられし條に、美濃狹纈之法各長六丈、濶一尺九寸といへることあり。同六年四月には、陸奥の貢布の長幅を定められたることあり。聖武天皇の天平八年——二三九六——五月には、諸國の調布の長幅、庸布の長幅をも定められたり。同十二年正月渤海郡王に、美濃纈三十疋、絹十疋、絲一百五十紬、調綿三百屯、副使已珍蒙に、美濃纈二十疋、絹十疋、絲五十紬、調布二百屯を下賜せられしことなど、皆續紀に記載せり。中に就きて陸奥國貢布の制を定められし如き、當時すでに、かゝる邊地にありても、すでにこの種の産業のいかに發達し、人文の開化のいかなるほごりにまで、ゆきわたりしかといふことを、想像するにかたからずといふべし。

余はいま、太古より寧樂朝にいたるの間、この機業の沿革を叙するに當りて、こゝにゆくりなくも、美濃國所製の織物の、はじめて史に記載せられたるに、遭遇せしことをよろこぶ。いでやこれより章段をあらためて、當國機業の沿革を叙すべし。

美濃國の機業の起源

第二章 美濃國の機業

當國機業の起源、その因つて來るところの遠きは、すでに總説にしろしたるが如く、寧樂朝の初葉において、狹絶、絹、綿、絲等を調貢したるにてしるべし。神代、神綺比賣命、彦火瓊杵尊にしたがひ、かの高千穂の峰より、美濃國曳常の岡に來たまひて、此國をすべ、また民に機織の事を、教へたまひき、といへる傳説あり。曳常の岡とは、今不破郡宮代村、南宮神社の境内なりといへり。これによりても、また其由來するところ、いと遠しといふべし。平安朝にいたりては、貞觀儀式——貞觀十三年——一五三一——奏進、右大臣氏宗撰、今本十卷——に美濃絶一丈八尺云々とみえ、ついで延喜式——延喜中——一五六一——一五八二、醍醐天皇の命を奉じて、藤原時平等の撰進したる書也——なる、神祇式、齋宮寮年料供物、内藏寮式、民部式、主計式、内膳式等に、美濃絹といへるもの

延喜式にみえたる美濃絹の名目

みえたり。その種目としては、絶、廣絶、絹、白絹、長絹、帛、緑帛などの名あり。外になほ絹絲の名もみえたり。しかしてその調貢の料は、各多きは三百疋にいたれり。これ等をおもへば、當時當國における蠶業の發達にも、思ひ及ぼすにたるべきなり。

延喜以前において、光孝天皇仁和三年——一五四七——六月二日、伊賀、伊勢、尾張、伊豆、近江、美濃、己下十九國より貢進せる絹の、甚しく疵惡になれりし故に、國宰を謹めて、從來の正倉にをさめられたる絹を、國ごとに一疋つゝを賜はりて、同様なるものを製織せよと命せられしこと、三代實録にみえたり。

醍醐天皇の朝に、上絲十二國、中絲二十五國、龜絲十一國と定められたるうちに、この美濃國の、上絲十二國のうちに加へられたるは、ここにその面目とすべきにあらすや。この一事にても、まづは絹布の品質につきて、いかなるものをおりいだしたるか、この想像をするも、かたきことにはあらざるべし。この蠶絲をもて、調貢の物とすることは、すでに孝徳天皇よりのことなり。當代またこの制を繼續されたるは、養蠶の事業も、おひ／＼に隆盛となりしが爲なるべし。さるにてもその養蠶、機業の地のいづこなりしか、今にしてしるること能はざれども、山縣の大桑、武儀の麻生、可兒、土岐の錦

美濃國を上絲十二國の内に加へたまふ

中古において美濃國養蠶の想像地

織、羽崎、羽栗の羽栗、海津の幡長、本巢の結城など、現存せる地名より考ふれば、これ等の地の、當時布帛の原料地、または生産地にてもやありけんこと、想像もせらるるなり。

總して當代は、藤原氏の全盛時代なりきと共に、貴族大官の豪奢の衣食任に及ぶは、またまぬがるべからざるの數なり。うちにも衣服の如きは、ことに華美になりしにつれて、機織の業も、多大なる進歩をなしたりしなり。錦、綾、羅の類より、絹、緞の類にいたるまで、その精巧驚くべきものあるにいたれり。その最盛期は、醍醐天皇の朝より、一條天皇の朝にいたれる間といふべし。延喜式、主計上に、當時綾を調貢する國々、其數二十一箇國と算せられたり。織りいださるるものは、鼠跡羅、襷羅、藻羅、冠羅、九點羅、小許春羅、四點羅等の綾羅をいだし、また一窠綾、二窠綾、三窠綾、七窠綾、小鸚鵡綾、薔薇綾、菰核綾、二色綾の如き錦織物をも、織製したりしことみえたり。これにつれては、深紫、淺紫、緋、韓紅花、退紅綠、黃、藍、縹、橡、黃檀、黃丹、蘇芳、支子などより、襲ねの色目より變化されたる、染色法の技術など、いかなる處までも、進歩したりけんとおしはかられたり。源氏物語、枕草紙、榮華物語、大鏡等、當時を描

寫せる實録の文書と、小説とは、ことによくその實際を、證したるものといふべし。此後、後三條天皇御即位の初め、石清水行幸の途次、都人士の輿車にして、其ほどこせる金飾を、盡く剃ぎごらしめたまひしも、時弊を革めんごの大御心にして、やがては延喜以來、長保、寛弘期の、奢侈華麗なる時俗の、反動なりしなり。

當時調貢せる絹、緞の國々のうちにて、肥後、伊賀、伊勢と共に、この美濃も、上品をいだせるうちに加へられたり。美濃の長絹、廣絹とて、ことに有名なるものなりき。その一例をあぐれば、南都東大寺所藏古證文なる、天曆四年十一月二十日、都維那法師の文書に、美濃國錢九十一貫七百六文、調絹二十八疋、二丈二尺五寸と見えたり。また宇津保物語、藤原君の卷に、「大臣の位をかへし奉りて、美濃國たまひたりし人の、おほき衣宮二つ、うるはしき絹たみ、綿などいれて、是はたまはれる國の物なりとて、あて宮へさづけられしよしみえたり。——この物語はすでに當代の源氏物語、枕草紙、伊勢物語にもひかれたるものなれば、平安朝當初の著書、つゞき物語として貴重せられたり。——また當期の末尾に、藤原明衡——一七〇〇、後冷泉帝に仕ふ——の著はせる新撰猿樂記に、美濃八丈の名もみえたり。神風抄にも、當國の御厨より、八丈絹をいだすよし

をしるせり。今安八郡に八條村あり、加納の北方にて、いにしへの平野莊なり。八丈ど
かきたる圖——印行の美濃國圖——もあり。以上みえたる八丈絹といへるは、おもふに
このあたりより、織りいだしたる故の、名にはあらざりしか。

藤原爲家の歌に、

山みちやみの、ひろきぬおるはたの

をよびくるしき戀もするかな

とあり。爲家は鎌倉期の人にて、こゝによめるひろきぬは、新猿樂記のみの八丈どとも
に、記憶すべきもの也。この歌下句において、そのひろきぬの技術の精巧なるに寄せて、
わが戀ひのおよびたえたるによそへたるものなり。

これより百有餘年をへたる南北朝時代、後醍醐天皇——一九七九——一九九九——
の頃、北畠玄惠法師の作なりといへる、庭訓往來のうちに、諸國の名物をしるしたるが、
そのうちに美濃上品といへるがあり。この上品とは絹なり。この上品を美濃紙なるべし
といへる説に對して、伊勢貞丈は、加賀絹、丹後精好、美濃上品、尾張八丈と、前後絹
布の名を連たれば、上品も絹なるべし。今もかの國よりよき絹出る也。みの紙の事と云

美濃上品

曾代絲、曾代
絹

説は非なるべし」といへるは當れり。同書又美濃廣絹としるせり。美濃雜事記に、美濃
上品は布なり。郡芹川より、内裏へ參る布を云。内裏にまします欄檻に在る幕布なり。
九ヒロ有りといへり。九布進ト云物語にあり」といへり。絹と布との誤りか。

因に當國武儀郡の地は、生絲の產地として、いにしへより各村多少の養蠶をなす。そ
を曾代絲として、京地へ輸出す。京地にては、これにて羽二重をおれりとなり。また岐
阜にておるを、曾代絹といひて貴びたり。曾代といへる名義は、當郡曾代村に、百姓孫
八といへるものあり。その寡婦、はじめて繭一升をえり分け、絲にひき、一ふきを京
師へあつらへおくりしに、その絲至極よろしとて、注文をうけたり。これよりのち漸次
ひろく製出するやうになれりとぞ。今孫八が末孫を作右衛門といひ、無高同様の百姓な
り。されども養子にて血脉は絶えたりとあり。同じくこの須原谷の立花村——曾代村の
隣村なり——に庄屋椀屋六三郎といふものあり。それがこの絲を買ひあつめて、京師に
おくれり。また川の便によりて、西濃神戸までおくりしよし、徇行記にみえたり。

九條年中行事、御服料國のうちに、伊勢、美濃云々。進絹綾帛絲等云々ともみえたり。
園太曆に、貞和四年十月二十七日、東宮御元服の條下に、下内藏寮請奏先例、美濃國廣絹

解文云々とするせり。廣絹のこと、すでに前述の如く、平安朝よりあらはれ、當期にいたりて、その技術のみるべきものあるにいたりしなるべし。

我國の染色の技術においては、神代すでに白布に、山藍もてすりつけたる、一種の染色法ありき。大嘗祭のをり著用する、小忌衣即これなり。今も當日前行の大臣等の、小忌衣として用ひらるゝは、この遺風なり。されどもこの方法の、完備したるものにはあらざりき。それより後、種々研究の結果として、或はこれが外邦傳來の技術を、學びたる結果として、天智天皇の朝にいたりては、唐朝にて珍重したる、魚子纈に類する、纈纈染の製品をみるにいたれり。

美濃國泳宮と
くくりぞめの
事

錦織の地名に
つきて

古事紀、日本書記、または萬葉集にみえたる、この美濃國可兒郡なる、泳宮——八十

一隣宮——といへる詞は、或はこの纈纈といへる、染色術にちなめるにはあらざりしか。されば天智天皇時代——千三百年代より、五百餘年以前における、景行天皇の時代において、すでに當國にて、かゝる一種の染色をなしつゝありしことを、想像しうべきか。この久々利、即平牧庄にとなりて、中井戸庄あり。そこに錦織といへるところあり。延喜の當時より、絹布をおり、錦綾を製したりしは、或はこれ等の土地にてのことにはあらざりし

か。これより以前、舒明紀にも、錦織管亦猪、天武紀にも、錦織造といふもみえたるをや。さてにしごりとは、即文字にあらはれたるが如く、錦を織ること、おびとは、それ等のことにかゝはれる人たちを、をさめすぶるの長、造といひ、村主といふも、同じくその部にかゝはれる人たちの姓名なり。さればこの名を負へるところは、大かたそのかみ、この部族の人たちの、すまへりしところをあらはしたるものなり。姓氏錄に、錦織村主、出自韓國人、波志、とあるも思ひ合はずべし。

さて源義家の末裔にて、當郡の住人たりし人に、錦織冠者義廣なる者ありき。此人は河内國錦織氏の祖となれりといへり。亦源頼朝の郎等に、源五盛安といへる者、此久々利の地を賜りて、くゝりに纈纈の文字あて、姓としたる事も、思ひ合はずべきなり。

工藝志料に、寛文五年——二二二五——徳川家綱命じて、絹、緞の長さを定め、二丈六尺を以て一端となさしむ。此際京師、堺及美濃、加賀、丹後の織工、盛に好絹を織り出す。就中京師及堺に製する所のものは、殊に佳なるを以て、人稱して羽二重といひ、美濃、加賀、丹後に於いて製する所のものは、稱して撰絲といふ。而して羽二重と撰絲と其製別なるにあらず」といへり。